

平成 20 年度政策評価書

平成 21 年 6 月

財 務 省

㊦ 総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現し、世界経済の持続的発展に貢献するためには、国際金融システムの安定や国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要です。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしてまいります。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第168回、第170回国会 総理大臣所信表明演説

第169回、第171回国会 総理大臣施政方針演説

第169回、第171回国会（平成21年1月5日、平成21年1月28日） 財務大臣財政演説

経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）

経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）

日本経済の進路と戦略（平成20年1月18日閣議決定）

安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

生活防衛のための緊急対策（平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

該当なし

4. 平成20年度の事務運営の報告

施策 総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

[平成20年度実施計画]

世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定を実現し、さらに、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題の解決に向けて、我が国は、サミット、G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議）等の国際会議に積極的に参画し、また、各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。また、我が国との関係が深いアジア諸国経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組であり、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）等においても、主体的な役割を果たしてまいります。

平成20年においては、我が国はサミット財務大臣会合の議長国として、途上国の開発問題や気候変動問題、サブプライムローン問題をはじめとする世界経済の問題を主要なテーマとし、サミット財務大臣会合の成功に向けて全力で取り組んでまいります。

[事務運営の報告]

① G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議）への参画を通じた取組

平成20年度は、平成20年4月、10月（いずれも米国・ワシントンD. C. 開催）及び平成21年2月（イタリア・ローマ開催）と、合計3回のG7が開催され、世界経済及び国際金融市場の混乱について活発に議論を行ないました。

平成20年10月のG7では、各国が危機的な経済・金融情勢の下であらゆる利用可能な手段を活用して断固たるアクションをとると合意し、これを5項目の行動計画にまとめ、明確なメッセージとして打ち出しました。我が国からは、主に、①日本の90年代の経験を踏まえて、システムリスクを回避するため、政策パッケージの中の重要な柱として公的資金注入が必要であること、②IMFが積極的かつ柔軟にこの危機に対応していかなければならず、必要ならば、日本もIMFへの資金貢献を行う用意があることを発言しました。

平成21年2月のG7では、引き続き深刻な世界経済と金融市場の混乱の中で、世界経済と金融市場の安定化を最優先課題とし、成長と雇用を支持し、金融セクターを強化するため、今後ともあらゆる政策手段を用いてG7各国が協働することを改めて確認しました。具体的には、G7各国は、金融市場の安定化策として流動性の供給、金融機関の資本基盤強化、不良資産の処理促進等の措置を講じてきましたが、世界の金融システムへの信託を再構築するために必要となればあらゆる追加措置をとることにコミットしました。また、G7各国は大規模な財政刺激策を講じてきましたが、財政政策が効果を上げるためには、前倒し及び迅速な実施、重点を定めた投資、中期的な財政の持続可能性との整合性等が重要という点で一致しました。さらに、保護主義的な施策を回避すること、及び、新興国・途上国による信用と貿易金融へのアクセスを支援し、その支援の強化策を迫及することにコミットしました。この一環として、「途上国銀行資本増強ファンド」を設立したほか、2月にはJBI Cを活用した「貿易金融イニシアティブ」を発表しました。加えて、危機に効果的に対応するため、追加的なリソースが与えられたIMFが必要不可欠であることに合意するとともに、声明に「日本政府がIMFとの間で貸付の合意に達した事を歓迎する」旨が盛り込まれ、我が国の主体的貢献が歓迎されました。

② G8サミットへの参画を通じた取組

平成20年7月のサミット首脳会合（日本・北海道洞爺湖開催）の準備会合として、6月のサミット財務大臣会合（日本・大阪開催）では、世界経済、開発、気候変動、金融システムの濫用等について議論を行いました。

さらに、豪州、タイ、ブラジル、中国、韓国及び南アフリカ共和国等とのアウトリーチ会合を行い、また、一連の会合に合わせ、額賀財務大臣が、ポールソン米財務長官、スワン豪財務長官等と二者会談を行いました。

イ 世界経済

世界経済については、G8各国の経済は長期的には強固であるものの、三つのF、

すなわちFinance（金融）、Fuel（原油）、Food（食料）という課題に直面しているとの認識で一致しました。

金融市場については、平成20年4月に出された金融安定化フォーラムの勧告の実施状況の報告があり、特に進展が遅れている分野で努力の加速が求められました。

ロ 開発・貧困削減

高く安定した成長が、ミレニアム開発目標（MDGs）を達成するために不可欠であり、アフリカ諸国と協働し、持続可能な民間セクター主導の成長を促進していくことを確認しました。また「アフリカにおける民間セクター主導の成長のためのG8アクション・プラン」を策定し、なかでも投資環境の改善と金融セクター強化に支援の焦点を当てることを提唱しました。

また、低所得国の対外債務持続可能性確保に関しては、様々な場における新興市場国との議論を支持した他、重債務貧困国に対する攻撃的な訴訟への取り組みについて、特にパリクラブによる対策、世界銀行による債務削減ファシリティの改善、アフリカ開発銀行による法的支援ファシリティの設立について留意することに合意しました。

ハ 気候変動

気候変動が及ぼす経済的リスクや悪影響を避けるために、全ての国が協調した行動をとることの必要性を確認し、「民間・公的金融機関の関与を強化するための気候変動G8アクションプラン」に合意しました。また、国際開発金融機関（MDBs）との協力の下、既存の二国間及び多国間の努力を補完する、新たな気候投資基金（CIF）の立ち上げを歓迎し、支持しました。さらに、気候変動問題への取組みにおいて、民間セクターや市場メカニズムが果たす役割が重要であることについて認識を共有しました。

ニ 金融システムの濫用

金融システムの濫用については、資金洗浄、テロ資金供与、その他の不法資金供与に対する闘い、特に、金融機関によるイランに住所を有するすべての銀行との活動の監視を呼びかける国連決議1803の実効的かつタイムリーな履行にコミットしました。

③ 金融・世界経済に関する首脳会合への参画を通じた取組

世界的な金融危機の発生に対応するために初めて開催された平成20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合（米国・ワシントンD. C. 開催）では、各国より、今次金融危機発生の原因、それまでに各国のとってきた措置及び今後とるべき措置、金融機関への規制・監督にあたっての基本原則及び優先度の高い行動等について見解が示され、また、世界経済が減速している状況の下で景気刺激策が必要との意見が多く首脳より表明されました。

また、平成21年4月の第2回金融・世界経済に関する首脳会合（英国・ロンドン開催）の準備会合として開催された、3月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（英国・

ロンドン近郊開催)では、第1回会合を受けて設置された「金融規制の向上及び透明性の強化」、「国際連携の強化・金融市場の公正性の促進」、「IMF改革」、「MDBs改革」についての4つの作業部会の報告等を踏まえて、マクロ政策対応や国際金融システムの改革、国際金融機関の役割等について議論を行ないました。

その結果、財政政策については、G20として成長回復のために必要な規模の継続した努力を行うことにコミットするとともに、金融の規制・監督について、ヘッジファンド等や格付機関の規制の在り方に関する具体的な合意がなされました。

また、国際金融機関の役割について、日本からIMFに対する1,000億ドルの融資に加えての更なるバイの支援、新規借入取極(NAB)の拡大と増額、一般増資の検討の加速化を含むIMFの資金基盤の増強の必要性について合意がなされました。

その他、信用収縮による途上国の資金フローの急減への対応のため、景気下支え、銀行の資本増強、インフラ整備、貿易金融等を支援していくことの重要性が確認されました。

④ IMFの強化に関する取組み

平成20年3月のIMF理事会において、クォータ(投票権等の基礎となる割当額)改革が合意され、その後、総務会の承認を求める決議案が各加盟国に送付されました。我が国は、このガバナンス改革における重要な一歩を確実なものとするため、各加盟国に対して決議への賛成票を投じるよう強く奨励しました。

また、IMFが財務面において持続可能な機関であり続けるため、歳出歳入両面からの財政改革を実現するための協定改正がIMF理事会で承認されたことを受け、IMF総務会での合意に向けての取り組みを行いました。

これらの結果として、増資及び国際通貨基金協定改正が平成20年4月から5月にかけてIMF総務会で合意され、我が国としてはこれを実現するため、平成21年1月に国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を国会に提出し、同年3月に同法案が成立しました。また、同3月に国際通貨基金協定の改正を国会に提出しました。

この他、平成20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合において、麻生総理が、日本からIMFに対する最大1,000億ドル相当の融資を表明したことを受けて、平成21年2月に、中川財務大臣とストロス＝カーンIMF専務理事が、イタリア・ローマにおいて、日本政府とIMFとの間の融資契約に署名しました。こうした日本の融資取極に続いてEU諸国等からもIMFへの融資が表明されており、日本はIMFの資金基盤の充実に向けた議論・行動を主導してきました。日本のこうした貢献は、2月のG7の声明でも「日本政府がIMFとの間で貸付の合意に達したことを歓迎する」と言及されました。

また、平成21年3月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議において、IMFに対する更なるバイの支援、新規借入取極の拡大と増額について合意されました。

こうした背景の下で、平成20年11月から21年3月までの間に、危機的な状況に陥った9カ国に対する総額485億ドルのIMF支援が実現したほか、経済状況が良好な加盟国

に対して、引き出しに際しての条件を課すことなく一度に多額の資金支援を可能とする新たな融資制度（Flexible Credit Line）が整備されました。

⑤ ASEAN+3、APEC、日中韓の枠組みへの参画等を通じた取組

イ ASEAN+3財務大臣プロセスにおける地域金融協力の取組

平成20年5月の第11回ASEAN+3財務大臣会議（マドリード開催）では、二国間の通貨スワップ取極等のネットワークを構築する「チェンマイ・イニシアティブ（Chiang Mai Initiative:CMI）」を、全メンバー国が参加する一本の契約に基づく仕組みとする、CMIマルチ化について、その資金規模を少なくとも800億ドルとすることで合意しました。

また、その後国際的な金融市場の混乱が深まる中、平成21年2月には特別会合を開催しました。その中で、CMIのマルチ化について①資金規模を800億ドルから1,200億ドルに増額すること、②独立した地域サーベイランス（経済状況の監視）ユニットを設立すること等について合意しました。また、平成21年5月にインドネシア・バリで開催予定の次回会議に向けマルチ化に関する主要事項について合意を得るよう努力することで一致し、首脳への報告という形でアジア経済・金融の安定回復のための行動計画を策定しました。

債券発行主体や債券の種類が多様化による市場の活性化及び市場インフラの強化を柱とする「アジア債券市場育成イニシアティブ（Asian Bond Markets Initiative:ABMI）」については、平成20年5月の第11回ASEAN+3財務大臣会議（マドリード開催）において、アジア債券市場のさらなる発展に向け、今後の取組課題を特定した新ロードマップに合意しました。

ロ 日中韓3か国の枠組みにおける取組

平成20年5月の第8回日中韓財務大臣会議に加え、アジア地域にも世界的な金融危機の影響が及ぶ中、平成20年11月に臨時で日中韓財務大臣会議を開催し、地域及び3か国の経済情勢についての意見交換を行った他、ASEAN+3における地域金融協力の進展に向け、日中韓の協力関係を更に強化することで一致しました。また、日中韓の財務省・金融監督当局・中央銀行が一同に会する日中韓マクロ経済・金融安定化ワークショップを開催し、3か国のマクロ経済や金融市場の動向、金融システムの状況について率直な意見交換を行い、協力関係の強化に貢献しました。

ハ APECの枠組みにおける地域金融協力の取組

平成20年11月の第15回APEC（アジア太平洋経済協力）財務大臣会議（ペルー・トルヒーヨ開催）では、世界・地域経済情勢及び「公共支出の質の向上」・「資本市場改革」等に関して議論を行いました。

我が国からは、現下の金融危機に対する日本の財政・金融面の取組を紹介するとともに、IMFの新興国・途上国支援の重要性と、それに対する日本の資金貢献の用意について発言しました。更にABMIの取組みについて各エコノミー（参加国・地域）

に紹介し、知見を共有しました。

これらの議論を踏まえ、APEC参加各エコノミーが協力して金融危機に取り組むことを表明した共同声明が採択されました。

施策 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

[平成20年度実施計画]

国際貿易の秩序ある発展を目指す観点から、関税に関する国際的な取組に積極的に参画します。

我が国としては、多角的な自由貿易体制の維持・強化のため、WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結を目指して引き続き積極的に取り組みます。財務省においては、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉についても積極的に推進していきます。

また、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、EPA（経済連携協定）交渉を積極的に進めていきます。

[事務運営の報告]

① WTOドーハ・ラウンド交渉への参画を通じた取組

WTOドーハ・ラウンド交渉では、平成19年7月に、主要交渉分野である農業・NA MA（非農産品市場アクセス）において、両交渉議長による議長テキストが提示されました。そして、平成20年2月、5月、7月の3回の改訂を経た議長テキストに基づいて、同年7月にジュネーブにおいて、関税引下げ等の方式（モダリティ）の合意を目指すべく、閣僚会合が開催されましたが、合意には至りませんでした。その後、同年11月には、国際的な金融危機を受けて開催された金融・世界経済に関する首脳会合において、保護主義を拒否するとともにモダリティの年内合意に向けて努力することが合意されたこと等を受け、12月に第4次改訂議長テキストが提示されました。その後、年内の閣僚会合の開催には至らなかったものの、我が国は交渉の早期妥結に向けて引き続き粘り強く取り組みました。

更に、貿易円滑化、貿易ルールについても、経済の活性化にとって重要な意義を持つとの考えに基づき、交渉が行われました。財務省は、交渉の早期妥結に向け、関係省庁と協力しつつ参画しました。

② EPAへの参画を通じた取組

平成19年度までに5か国との間でEPAが発効済ですが、平成20年度には、新たにインドネシア（平成20年7月）、ブルネイ（同年7月）、ASEAN（東南アジア諸国連合）全体（同年12月）及びフィリピン（同年12月）との間のEPAが発効しました。財務省はEPA発効後の円滑な協定運用に重要な役割を担っており、協定に基づく関税率、原産地規則等の適正かつ迅速な適用に引き続き努めました。

また、交渉中のEPAについて、財務省としては、政府の基本方針を踏まえ、関税政策等を所管する立場から、特に物品の貿易、原産地規則、貿易円滑化に向けた税関協力といった分野を中心に交渉に積極的に関与しました。ベトナムとの間のEPA交渉は、平成20年9月に大筋合意し、同年12月に署名に至りました。また、スイスとの交渉は、平成20年9月に大筋合意し、平成21年2月に署名に至っています。更に、インド、豪州

等4か国・地域との交渉・協議に積極的に取り組みました。また、ペルーとの間では、平成21年3月にEPA交渉の開始に向けた準備会合を開催しました。この結果、9か国・地域とのEPAが発効済み、2か国とのEPAが署名済み、4か国・地域（平成21年6月現在では5か国・地域）とのEPAが交渉中となっています。（平成21年4月には、日ペルーEPAの交渉開始が決定されました。）

5. 平成19年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

我が国は、金融・世界経済に関する首脳会合、G8サミット、G7、G20、IMF関連の各種会議等への積極的貢献を通じて、世界経済の持続的発展、国際金融機関の改革、開発・貧困削減、気候変動、地域金融協力やテロ資金対策等の諸問題への取組を行いました。特に平成20年は、我が国は、G7及びG8サミットの議長国として、サブプライムローン問題をはじめとする世界経済、途上国の開発・貧困削減や気候変動を主要なテーマに、G7及びG8サミットの成功に向けて全力で取り組みました。また、国際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等についての各国の理解が高まるよう取り組みました。

- ① 世界経済については、持続的な成長を支援し、世界経済を巡るリスク要因に適切に対処するため、G7各国等と、世界経済や国際金融市場について議論しました。
- ② 国際金融機関の改革については、平成20年4月にIMF総務会で合意されたクォータ改革を実現するための法案を平成21年1月に国会に提出し、同年3月に同法案が成立しました。また、IMFのサーベイランスの強化、新興市場国向けの危機予防の枠組み整備や歳出歳入構造の見直し等、国際金融機関の改革の具体化に向けた議論に積極的に参画しました。
- ③ 開発・貧困削減については、投資促進のための環境整備、民間企業の育成、金融資本市場の整備に向けた支援を含む民間部門主導の経済成長を達成するための取組の重要性に鑑み、特にアフリカでは、アフリカ開発銀行に対する我が国拠出金を活用した「アフリカ民間部門育成基金（FAPA）」等を含む民間セクター開発のための共同イニシアティブ「EPSA（Enhanced Private Sector Assistance for Asia）」を進めました。新興ドナーが深刻な債務問題を抱える国に対し、債務持続性分析に沿った責任ある貸付を行うことや、貸付に関するドナー間の情報を共有することを主張しました。
- ④ 気候変動問題については、民間資金の動員や民間セクターの関与を強化するため、国際金融機関や民間金融機関が気候変動に果たす役割の重要性を各国との議論において主張しました。また、気候変動対策のため、日米英を中心に検討が進められてきた気候投資基金の設立が、平成20年7月、世銀理事会で決定されました。
- ⑤ アジアにおける地域金融協力の強化については、アジア地域にも世界的な金融危機の

影響が及ぶ中、ASEAN+3財務大臣会議や日中韓財務大臣会議を臨時に開催するとともに、日中韓の財務省・金融監督当局・中央銀行が一同に会する日中韓金融安定化ワークショップを開催し、アジア諸国間の協力強化に貢献しました。

また、アジア地域の金融協力を一層推進する観点から、CMIのマルチ化の資金規模拡大、地域サーベイランス・ユニットの設立等のさらなる強化策について合意しました。

また、ABMIについては、アジア債券市場のさらなる発展に向け、今後の取組課題を特定した新ロードマップに合意し、タスク・フォースにおいて新ロードマップに示された具体的取組の進捗を図りました。

APEC、ASEMにおいても、その特色を踏まえた地域協力や国際的な金融危機への対応等について議論しました。

- ⑥ テロ資金対策については、各国がFATF勧告に則った取組を進めている一方で、テロリスト等が取組の脆弱な分野を悪用する可能性があることが指摘されており、G7の協調等を通じた国際的な対策を積極的に講じました。

(2) 関税に関する国際的な取組

WTOについては、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて、関税政策等を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組みました。

WTOにおける貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進しました。

EPAについては、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、政府の基本方針に基づき、交渉を積極的に進めました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

(1) 最近の世界経済の動向

最近の世界経済の動向は以下のとおりです。

○参考指標 総5-1：最近の世界経済動向

| | 実質GDP成長率 (%) | | | | | 消費者物価上昇率 (%) | | | | |
|------------|--------------|------|------|------|------|--------------|------|------|------|------|
| | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 |
| 世界 | 4.9 | 4.5 | 5.1 | 5.2 | 3.2 | 3.6 | 3.7 | 3.6 | 4.0 | 6.0 |
| 日本 | 2.7 | 1.9 | 2.0 | 2.4 | -0.6 | 0.0 | -0.3 | 0.3 | 0.0 | 1.4 |
| 米国 | 3.6 | 2.9 | 2.8 | 2.0 | 1.1 | 2.7 | 3.4 | 3.2 | 2.9 | 3.8 |
| ドイツ | 1.2 | 0.8 | 3.0 | 2.5 | 1.3 | 1.8 | 1.9 | 1.8 | 2.3 | 2.8 |
| フランス | 2.2 | 1.9 | 2.4 | 2.1 | 0.7 | 2.3 | 1.9 | 1.9 | 1.6 | 3.2 |
| 英国 | 2.8 | 2.1 | 2.8 | 3.0 | 0.7 | 1.3 | 2.0 | 2.3 | 2.3 | 3.6 |
| ユーロ圏 | 2.2 | 1.7 | 2.9 | 2.7 | 0.9 | 2.2 | 2.2 | 2.2 | 2.1 | 3.3 |
| アジアN I E S | 5.9 | 4.7 | 5.6 | 5.7 | 1.6 | 2.4 | 2.2 | 1.6 | 2.2 | 4.5 |
| 中国 | 10.1 | 10.4 | 11.6 | 13.0 | 9.0 | 3.9 | 1.8 | 1.5 | 4.8 | 5.9 |
| 途上国アジア | 8.6 | 9.0 | 9.8 | 10.6 | 7.7 | 4.1 | 3.8 | 4.2 | 5.4 | 7.4 |
| 中南米 | 6.0 | 4.7 | 5.7 | 5.7 | 4.2 | 6.6 | 6.3 | 5.3 | 5.4 | 7.9 |
| C I S 諸国 | 8.2 | 6.7 | 8.4 | 8.6 | 5.5 | 10.4 | 12.1 | 9.4 | 9.7 | 15.6 |
| アフリカ | 6.7 | 5.8 | 6.1 | 6.2 | 5.2 | 6.6 | 7.1 | 6.3 | 6.3 | 10.1 |

| | 失業率 (%) | | | | | 経常収支 (10億ドル) | | | | |
|------------|---------|------|------|------|------|--------------|--------|--------|--------|--------|
| | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 |
| 世界 | — | — | — | — | — | 12.3 | 53.7 | 176.1 | 243.8 | 249.5 |
| 日本 | 4.7 | 4.4 | 4.1 | 3.8 | 4.0 | 172.1 | 165.7 | 170.4 | 211.0 | 157.1 |
| 米国 | 5.5 | 5.1 | 4.6 | 4.6 | 5.8 | -625.0 | -729.0 | -788.1 | -731.2 | -673.3 |
| ドイツ | 9.8 | 10.6 | 9.8 | 8.4 | 7.3 | 127.9 | 143.8 | 178.8 | 250.3 | 235.3 |
| フランス | 9.2 | 9.3 | 9.2 | 8.3 | 7.8 | 12.5 | -13.6 | -12.8 | -26.9 | -45.3 |
| 英国 | 4.8 | 4.8 | 5.4 | 5.4 | 5.5 | -46.2 | -59.5 | -83.0 | -80.7 | -45.4 |
| ユーロ圏 | 8.8 | 8.6 | 8.4 | 7.5 | 7.6 | 117.0 | 40.9 | 31.5 | 20.4 | -95.5 |
| アジアN I E S | 4.2 | 4.0 | 3.7 | 3.4 | 3.5 | 83.5 | 80.2 | 90.0 | 103.6 | 76.2 |
| 中国 | — | — | — | — | — | 68.7 | 160.8 | 253.3 | 371.8 | 440.0 |
| 途上国アジア | — | — | — | — | — | 89.3 | 162.3 | 282.4 | 406.5 | 422.4 |
| 中南米 | — | — | — | — | — | 22.1 | 35.5 | 47.7 | 13.4 | -28.3 |
| C I S 諸国 | — | — | — | — | — | 63.5 | 87.5 | 96.2 | 70.9 | 108.7 |
| アフリカ | — | — | — | — | — | 2.8 | 15.9 | 34.0 | 10.7 | 12.2 |

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2009. 4)

(注1) アジアN I E S : 香港、韓国、シンガポール、台湾。

(2) 国際機関による経済成長率見通し

国際機関による経済成長率の見通しは以下のとおりです。

○参考指標 総5-2：国際機関による世界経済の成長率見通し

(単位：%)

| | IMF (2009年4月) | | OECD (2009年3月) | | アジア開発銀行 (2009年3月) | | 世界銀行 (2009年3月) | |
|----------|------------------|-------|-------------------|-------|----------------------|-------|-------------------|-------|
| | 2009年 | 2010年 | 2009年 | 2010年 | 2009年 | 2010年 | 2009年 | 2010年 |
| 世界経済 | -1.3 | 1.9 | - | - | - | - | 0.9 | 3.0 |
| OECD諸国 | - | - | -0.4 | 1.5 | - | - | -0.3 | 1.9 |
| アメリカ | -2.8 | -0.05 | -0.9 | 1.6 | - | - | -0.5 | 2.0 |
| 日本 | -6.2 | 0.5 | -0.1 | 0.6 | - | - | -0.1 | 1.5 |
| ユーロ圏 | -4.2 | -0.4 | -0.6 | 1.2 | - | - | -0.6 | 1.6 |
| 途上国アジア | 4.8 | 6.1 | - | - | - | - | - | - |
| 中国 | 6.5 | 7.5 | - | - | 7.0 | 8.0 | 7.5 | 8.5 |
| アジアNIE S | -5.6 | 0.8 | - | - | - | - | - | - |
| 東南アジア | - | - | - | - | 0.7 | 4.2 | - | - |
| 中南米 | -1.5 | 1.6 | - | - | - | - | 2.1 | 4.0 |
| CIS諸国 | -5.1 | 1.2 | - | - | - | - | - | - |
| アフリカ | 2.0 | 3.9 | - | - | - | - | - | - |
| サハラ以南 | 1.7 | 3.8 | - | - | - | - | 4.6 | 5.8 |

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2009.4)、OECD “Economic Outlook No.84”、アジア開発銀行 “Asian Development Outlook 2009”、世界銀行 “Global Economic Prospects 2009”

(注1) アジアNIE S：香港、韓国、シンガポール、台湾。

(注2) 東南アジア：カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム。

(参考) 金融セクターにおける損失推計額の見通し

(単位：億ドル)

| | 種類 | 損失推計額 | |
|----------|-----|------------|-----------|
| | | (2008年10月) | (2009年4月) |
| 米国 | ローン | 4,250 | 10,680 |
| | 証券 | 9,800 | 16,440 |
| | 合計 | 14,050 | 27,120 |
| 欧州(含む英国) | ローン | --- | 8,880 |
| | 証券 | --- | 3,050 |
| | 合計 | --- | 11,930 |
| 日本 | ローン | --- | 1,310 |
| | 証券 | --- | 170 |
| | 合計 | --- | 1,490 |
| 総計 | | 14,050 | 40,540 |

(出所) IMF:国際金融安定性報告書

(注1) 米国、欧州及び日本で組成されたローン及び証券化商品について、2007～2010年までに世界の金融機関において発生する損失額を推計。

(注2) 「平成21年度政策評価実施計画」において、新しく「参考指標」に追加した。

(3) 途上国の貧困削減状況

1日1.25ドル以下で生活する人口の割合が1990年の41.7%から2005年には25.2%に低下する等、開発途上国全体の貧困削減については改善が見られますが、地域的な進捗よく状況は様々ではありません。特に、サブ・サハラ地域では1990年には57.6%、2005年においても50.9%が1日1.25ドル以下で生活しており、他の地域と比べて貧困の下に暮らす人の割合が高く保たれたままです。

このような状況に対処するため、我が国は、国際経済社会における我が国の地位にふさわしい役割を主体的に果たすべく、開発途上国に対する多国間・二国間の協力に取り組み、開発途上国の貧困削減や安定的な経済社会の発展に貢献しています。

○参考指標 総5-3：途上国の貧困削減状況

1日1.25ドル以下で生活している人口（数） (単位：百万人)

| | 2001年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|--------------|------------------|
| 東アジア・太平洋 (除 中国) | 271 59 | 214 34 | 213 34 | 169 41 | 316 108 |
| 南アジア | 431 | 437 | 472 | 446 | 596 |
| 欧州・中央アジア | 17 | 10 | 9 | 4 | 17 |
| 中東・北アフリカ | 7 | 5 | 5 | 4 | 11 |
| 中南アフリカ | 313 | 303 | 320 | 298 | 388 |
| 中南米 | 50 | 42 | 49 | 47 | 45 |
| 合計 (除 中国) | 1,089 (877) | 1,011 (831) | 1,068 (889) | 970 (841) | 1,374 (1,166) |

(出所) 世界銀行“Global Economic Prospects” 2005～2009

(注) 2008年8月に世界銀行が貧困の基準を1日1ドルから1.25ドルに変更した。2001年～2004年については、データ未公表のため、1日1ドル以下で生活している人の数を記載している。

出生時平均余命 (単位：歳)

| | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 | 2006年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 低所得国 | 58 | 58 | 59 | 59 | 57 |
| 中所得国 | 70 | 69 | 70 | 70 | 69 |
| 高所得国 | 78 | 78 | 79 | 79 | 79 |

(出所) 世界銀行“World Development Report” 2005～2009

成人非識字率 (単位：%)

| | 2001年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 低所得国 | 37 | 39 | 36 | 38 | 39 |
| 中所得国 | 17 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 高所得国 | — | — | 9 | — | 1 |

(出所) 世界銀行“World Development Report” 2005～2009

小児死亡率（1000人当たり）

（単位：人）

| | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 | 2006年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 低所得国 | 126 | 119 | 122 | 115 | 135 |
| 中所得国 | 38 | 40 | 39 | 37 | 49 |
| 高所得国 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |

（出所）世界銀行“World Development Report” 2005～2009

（４）地球環境問題への対応状況

二酸化炭素等温室効果ガスによる地球温暖化や、フロンガス等によるオゾン層破壊など、将来の世代に重大な影響を及ぼすような地球環境問題が顕在化しています。財務省では、開発途上国等における環境の保全・改善のため、以下のような多国間・二国間の協力を進めています。

多国間の協力としては、地球環境ファシリティ（GEF）への資金拠出（拠出額はアメリカに次いで第2位）を行っています。GEFは、生物多様性の消失、気候変動、オゾン層破壊、国際水域の水質悪化等の地球環境問題に対処するため、開発途上国等におけるプロジェクト資金を無償で提供する国際的な資金メカニズムです。

さらに、日米英を中心に検討が進められてきた気候投資基金の設立が、平成20年7月、世銀理事会で決定されました。

また、二国間の協力としては、地球環境の保全に資する案件について、円借款の供与条件を優遇しています。

○参考指標 総5-4：地球環境問題への対応状況

GEF対象分野別プロジェクト承認額

（1991年設立時から2007年までの累計額）

（単位：億ドル）

| | 生物多様性 | 気候変動 | 国際水域 | 複合分野 | 土地劣化 | POPs | オゾン | 合計 |
|-----------|-------|------|------|------|------|------|-----|------|
| プロジェクト承認額 | 24.4 | 24.1 | 9.3 | 8.2 | 3.5 | 2.2 | 1.8 | 73.6 |
| 全体に占める割合 | 33% | 33% | 13% | 11% | 5% | 3% | 2% | 100% |

（出所）GEF Annual Report 2006-07

GEF地域別プロジェクト承認額

（1991年設立時から2007年までの累計額）

（単位：億ドル）

| | アジア | アフリカ | 中南米 | 地球規模 | 東欧・中央アジア | 複合地域 | 合計 |
|-----------|------|------|------|------|----------|------|------|
| プロジェクト承認額 | 17.9 | 17.7 | 15.4 | 11.0 | 9.9 | 1.7 | 73.6 |
| 全体に占める割合 | 24% | 24% | 21% | 15% | 13% | 2% | 100% |

（出所）GEF Annual Report 2006-07

（５）世界全体の貿易額及び我が国の貿易動向

平成20年世界全体の貿易額は、約15.8兆ドル（対前年比14.3%増）と7年連続で増加しました。

平成20年の我が国の貿易動向についてみると、

① 輸出

81兆181億円（対前年比3.5%減）と7年ぶりに減少しました。これは、米国やEU、アジアへの輸出が減少したこと、品目別には、鉱物性燃料や鉄鋼などが増加したものの、半導体等電子部品や自動車などが減少したことによるものです。

② 輸入

78兆9,548億円（対前年比8.0%増）と6年連続で増加しました。これは、地域別には中東、大洋州からの輸入が増加したこと、品目別には、原油、液化天然ガスなどが増加したことによるものです。

③ 差引

この結果、輸出額から輸入額を引いた差引額については、2兆633億円（対前年比80.9%減）と2年ぶりに減少しました。

○参考指標 総5-5：世界全体の貿易額

（単位：10億米ドル）

| | 平成17年 | 18年 | 19年 | 20年 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|
| 貿易額（輸出[FOB]） | 10,443 | 12,114 | 13,799 | 15,776 |

（出所）IMF International Financial Statistics 2009 April

（注）上記データは、平成20年以前のものも含め、平成20年データ算出時点の換算レートにより、米ドル換算して算出している。

○参考指標 総5-6：輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移（単位：億円、%）

| | 平成16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 対前年比伸率 |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------|
| 輸出額 （対GDP比） | 611,700 (12.3) | 656,565 (13.1) | 752,462 (14.8) | 839,314 (16.2) | 810,181 (16.0) | -3.5% |
| 輸入額 （対GDP比） | 492,166 (9.9) | 569,494 (11.3) | 673,443 (13.1) | 731,359 (14.2) | 789,547 (15.6) | +8.0% |
| 差引額 （対GDP比） | 119,533 (2.4) | 87,071 (1.7) | 79,019 (1.6) | 107,955 (2.1) | 20,633 (0.4) | -80.9% |

（出所）財務省貿易統計、内閣府GDP統計

（注1）輸出入額の対GDP比は、「輸出入額/名目GDP」で算出。

（注2）平成20年の名目GDPは、第2次速報ベース。

（6）関税負担率の推移とその国際比較

関税率の水準を示す代表的な指標としては、関税負担率（関税収入額の総輸入額に対する比率）があります。我が国の関税負担率は、国内産業保護の必要性にかんがみ比較的高い関税率が設定されている品目がある一方で無税品目も多いため、低い水準となっています。さらに近年は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税率の段階的引き下げに加え、多角的な自由貿易体制を補完するEPAの推進等により、年々低下する傾向で推移しており、平成19年度においては、1.3%となっています。

先進国との比較においても、参考指標 総5-7のとおり、我が国の関税負担率は低い水準となっており、世界各国においても、極めて低い水準となっています。

(注) ウルグアイ・ラウンド：GATT（関税及び貿易に関する一般協定）の下で、1986年から1994年にかけて行われた包括的な多角的貿易交渉をいいます。

○参考指標 総5-7：関税負担率の推移とその国際比較 (単位：%)

| 年度 | 2002 (平成14) | 2003 (平成15) | 2004 (平成16) | 2005 (平成17) | 2006 (平成18) |
|---------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 日本 | 1.9 | 1.9 | 1.7 | 1.5 | 1.4 |
| 米国 | 1.8 | 1.7 | 1.7 | 1.6 | 1.5 |
| EU | 1.4 | 1.4 | 1.5 | 1.5 | 1.4 |
| カナダ | 0.9 | 0.9 | 0.8 | 0.9 | 1.0 |
| オーストラリア | 4.2 | 4.3 | 3.5 | 3.0 | 3.1 |
| 韓国 | 3.6 | 3.4 | 2.7 | 2.4 | 2.4 |

(出所) 関税局関税課調

(注1) 年度は各国の会計年度（但し、EUは暦年）。

(注2) 関税負担率＝関税収入額／総輸入額。

(注3) 諸外国の負担率については、OECD「REVENUE STATISTICS」及び「Monthly Statistics of International Trade」を基に計算したものである。

(注4) EUの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入額には農産品に対する輸入課徴金を含む。

なお、EUの2004、2005、2006年の数値は、EU加盟国のうち、OECDに加盟している19か国の各年における関税収入額と域外からの輸入額を用いて計算した関税負担率である。

(7) 地域貿易協定の年次別推移

WTOへの通報に基づく地域貿易協定の発効件数は平成5年時点では29でしたが、平成20年時点では合計165に達するなど急速に増加しました。なお、我が国が締結した日シンガポールEPAは平成14年に、日メキシコEPAは平成16年に、日マレーシアEPAは平成18年に、日チリEPAおよび日タイEPAは平成19年に、日インドネシアEPA、日ブルネイEPAおよび日フィリピンEPAは平成20年にそれぞれWTOに対して通報されています。

○参考指標 総5-8：地域貿易協定の年次別推移

| | 平成5年 | 10年 | 15年 | 20年 |
|--------------|------|-----|-----|-----|
| 地域貿易協定の数（累計） | 29 | 64 | 109 | 165 |

(出所) Regional Trade Agreements Notified to the GATT/WTO and in Force (WTO) に基づき関税局調

(注) 件数はGATT/WTOへの通報に基づく発効件数（EU加盟国間に存在した協定を含まず）。ただし重複して通報されているサービス協定及び既存の貿易協定への加盟協定は除く。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

総合目標5 我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す

引き続き推進 改善・見直し 廃止

施策 総5-1 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

引き続き推進 改善・見直し 廃止

施策 総5-2 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

引き続き推進 改善・見直し 廃止

(2) 企画立案に向けた提言

① 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

我が国は、今後とも、金融・世界経済に関する首脳会合、G8サミット、G7等の国際会議への積極的貢献を通じて、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定、開発・貧困削減、気候変動、アジアにおける地域金融協力の強化やテロ資金対策等の諸問題への取組を行います。また、国際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等についての各国の理解が高まるよう取り組みます。

世界経済については、平成21年度も世界経済全体が一段と下振れするリスクが懸念される中で、世界的な需要と雇用の回復に向け、各国と、積極的に議論していきます。

国際金融システムの安定については、金融資本市場の混乱が、信用収縮等を通じて实体经济に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を発生させたことを踏まえ、このような危機を克服し、再発を防ぐための取組に積極的に参画します。平成21年4月の第2回金融・世界経済に関する首脳会合では、成長と雇用の回復、金融監督及び規制の強化、国際金融機関の強化、保護主義への対抗等について、持続的な世界経済回復に向けた前向きなメッセージを打ち出すことが必要です。また、新興国及び途上国への資金の流入を確保するため、国際金融機関、特にIMFの大幅な強化が必要であり、我が国は、IMFの新規借入取極の増額と参加国の拡大による資金基盤の増強、及び次回の出資比率・発言権見直しを2011年1月までに完了するための議論に参画していきます。

開発・貧困削減については、民間企業が重債務貧困国の債務を安価で買い取り、訴訟を通じて債権を回収する動きへの対策について積極的に議論します。

気候変動については、平成20年7月に設立された気候投資基金が途上国に対する効果的・効率的な支援を実施できるよう、その運営に積極的に参加します。

アジアにおける地域金融協力の強化については、ASEAN+3財務大臣プロセスにおいて、CMIのマルチ化の主要項目の合意に向けての議論や、ABMIの新ロードマップに盛り込まれた具体的な取組の検討を進めていくとともに、地域金融協力の中長期

的な問題の検討においても引き続き積極的に貢献します。APEC、ASEMなどの地域協力の枠組みにおいても、その特色を踏まえた地域協力への取組を推進していきます。また、日中韓の枠組みにおいては、世界的な景気の減速への対応やアジアの地域金融協力の強化等、様々な問題に対し3か国が協力して対応していきます。テロ資金対策については、各国がFATF勧告に則った取組を進める一方で、テロリスト等が取組の脆弱な部分を悪用する可能性が指摘されており、今後ともG7の協調等を通じて国際的な対策を積極的に講じます。

② 関税に関する国際的な取組

WTOについては、ドーハ・ラウンド交渉の早期の妥結に向けて、関税政策等を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組みます。貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進していきます。

EPAについては、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、引き続き、政府の基本方針に基づき、交渉を積極的に進めていきます。

政策目標 6 : 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進

○ 政策目標 6-1 : 外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

- ・ 6-1-1 : 外国為替市場の安定
- ④ ・ 6-1-2 : 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画
- ④ ・ 6-1-3 : アジアにおける地域金融協力の推進
- ・ 6-1-4 : 北朝鮮・イランの核開発等に係る問題への対策及びテロ資金や大量破壊兵器の拡散に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

○ 政策目標 6-2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

- ④ ・ 6-2-1 : ODAの効率的・戦略的な活用
- ・ 6-2-2 : 円借款、国際金融等業務、国際開発金融機関を通じた支援
- ・ 6-2-3 : 債務問題への取組
- ・ 6-2-4 : 知的支援

※「④」マークは、重点的に進めるものを示しています。

○ 政策目標6-1：外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づいて外国為替制度の運営に当たっているほか、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。中でも、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力の強化策の1つとして、平成20年度は、通貨危機の予防・対処のためのより前進した枠組みの実現に向けた検討を更に進めています。このほか、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用防止にも取り組んでいます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第168回、第170回国会 総理大臣所信表明演説

第169回、第171回国会 総理大臣施政方針演説

第169回、第171回国会（平成21年1月5日、平成21年1月28日） 財務大臣財政演説

経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）

生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施策 6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

施策 6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進

4. 平成20年度の事務運営の報告

施策 6-1-1：外国為替市場の安定

[平成20年度実施計画]

為替レートは、経済ファンダメンタルズ（経済の基礎的状況）を反映しつつ、安定的に推移することが重要であり、ファンダメンタルズを反映しない為替レートの過度の変動や無秩序な動きは、経済成長にとって望ましくないと考えられます。通貨当局としては、為替市場における各国の緊密な協力、必要に応じた為替市場への介入、国際金融市場のモニタリング等を通じ、外国為替市場の安定に向けた取組を行っています。

このような観点から、具体的には、日常的な国際金融市場のモニタリング、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行うほか、相場の過度の変動や無秩序な動きに対しては必要に応じて為替介入等により対処していきます。

国際金融市場のモニタリングは、外為法に基づく報告制度をベースとして、取引実態の把握を主としています。また、対外的な資金の流れに関して、市場に対して正確かつ適時な情報を提供すべく経常収支・資本収支の動向を把握し、「国際収支統計」、「対外及び対内証券売買契約等の状況」等を作成しています。今後、取引実態の一層的確かつ効率的な把握に向けて、報告制度の更なる見直しを検討していきます。

[事務運営の報告]

① 外国為替市場の安定に向けた取組について

平成20年度においても、日常的な国際金融市場のモニタリング、各国通貨当局との意見交換や緊密な協力等を通じて、外国為替相場に関する情報の収集・分析を行い、その安定に向けて取り組みました。

平成20年度においては、米国のサブプライム・ローン問題に端を発したグローバルな金融市場の混乱が深まる中で、昨年9月の米国リーマン・ブラザーズ破綻以降は為替市場も大きな変動に直面しました。このような中、G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議、平成20年4月、10月及び平成21年2月に開催）等の国際会議において、国際金融市場の動向や各国の対応等について議論を行いました。為替については、強固かつ安定した国際金融システムが共通の利益であり、為替レートの過度の変動が経済及び金融の安定に対して悪影響を与えるとG7の共通認識を強調しました。特に、昨年10月後半の急激な円の独歩高が進行した際には、「最近の為替相場における円の過度の変動並びにそれが経済及び金融の安定に対して悪影響を与え得ることを懸念している」という、円に特に言及したG7の緊急声明（平成20年10月27日）を出しました。

なお、平成20年度の為替介入（外国為替平衡操作）額はゼロでした。

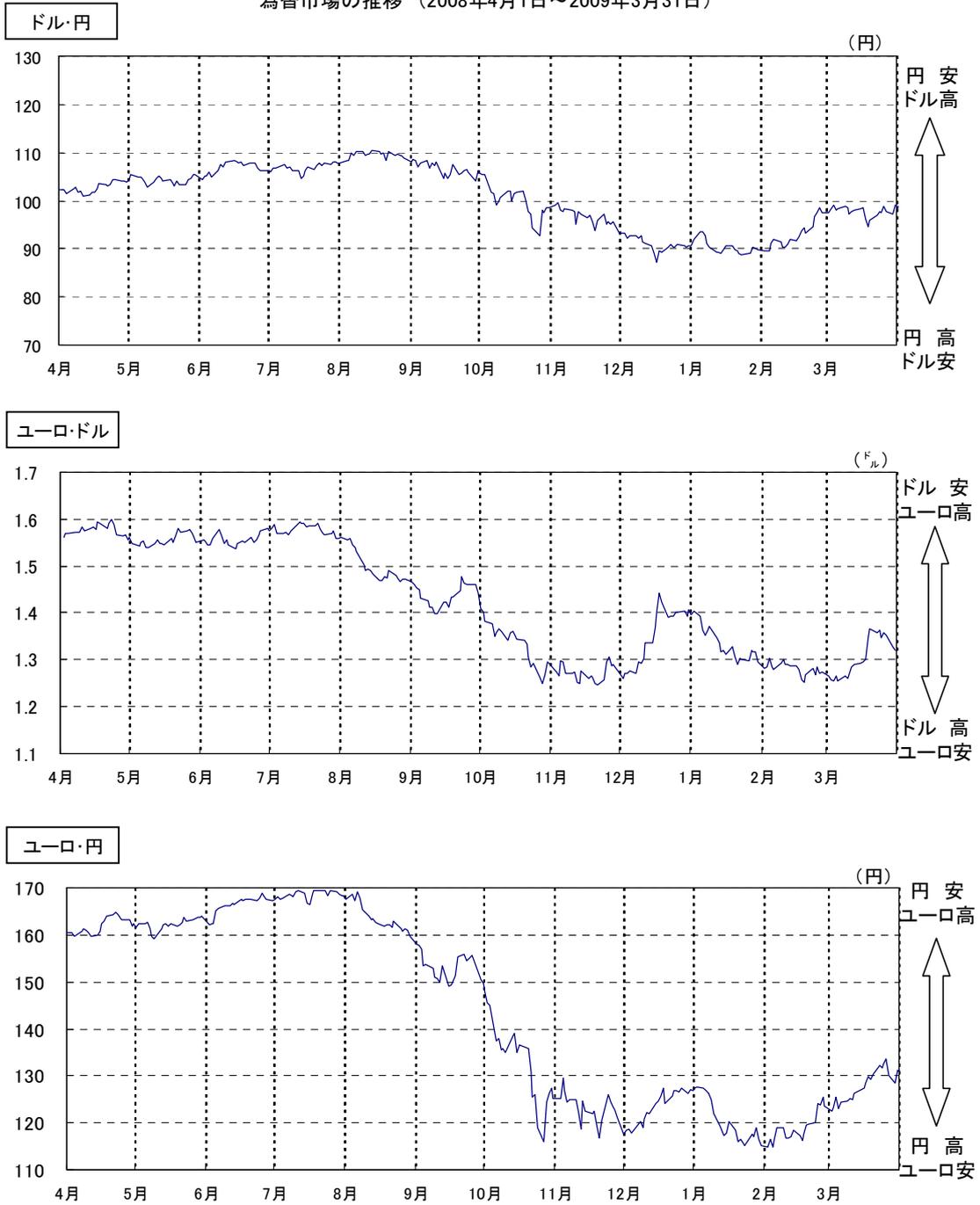
我が国の対外的な資金の流れに関する統計として「国際収支統計」、「対外及び対内証券売買契約等の状況」等を作成し発表しました。特に、国際収支統計については、利用者の利便性向上等の観点から、平成20年11月より、その公表日を従来より2日早期化し、月初から第6営業日目に公表することとしました。また、平成20年12月のIMFの国際収支マニュアルの改訂を踏まえ、我が国としても、外為法に基づく報告書の報告事項の見直しなど、報告制度の見直しの検討を進めているところです。

○参考指標 6-1-5：外国為替平衡操作の実施状況

| | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----|--------|------|------|------|------|
| 金額 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |

(出所) 財務省「外国為替平衡操作の実施状況」 (<http://www.mof.go.jp/1c021.htm>)

為替市場の推移（2008年4月1日～2009年3月31日）



② 外国為替資金特別会計の状況

外国為替資金特別会計（外為特会）の保有する外貨資産については、「外国為替資金特別会計が保有する外貨資産に関する運用について」（平成17年4月4日公表）に基づいて、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行っています。

外為特会に生じる剰余金については、外為特会の健全性確保の観点から積立金として積み立てるとともに、一般会計の厳しい財政事情に鑑み、一般会計に繰り入れてきています。平成21年度予算においては、平成20年度剰余金見込み3.1兆円のうち、0.7兆円を積立金として積み立て、過去最高となる2.4兆円を一般会計に繰り入れることとしました。これにより、積立金の金額は20.3兆円、外為特会の一般会計への繰入額は累計で25.7兆円となる見込みです。

外為特会は資産が外貨建てで、負債が円建てであるため、円高により、保有外貨資産に評価損が生じます。積立金は、この評価損に備える等のため積み立てられています。平成20年度末時点の積立金の金額は19.6兆円であり、外国為替相場が1ドル=99円となると、保有外貨資産の評価損が積立金の金額と同水準となり、これより円高になると評価損が積立金の金額を上回り、実質的に債務超過の状態となります。外為特会がこのような状態になったとしても、その運用に直ちに支障が生じるわけではありませんが、外為特会の原資は市中で調達される政府短期証券であるため、外為特会の財務の健全性への市場の信認を維持することは重要であると考えています。

外為特会の積立金に関しては、行政支出総点検会議「指摘事項」（平成20年12月）において、「積立金として必要な額・水準の考え方について、国民に更に分かりやすく説明すべきである」旨等指摘されています。これを受けて、平成21年1月より、財務省ホームページに積立金の水準に関する説明を掲載しました（http://www.mof.go.jp/jouhou/kaikai/syokan/gaitame_kesan19.htm）。引き続き、国民に分かりやすい説明を行っていきます。

また、外為特会の運用状況についての情報開示の拡充に引き続き努めています。「外国為替平衡操作の実施状況」や「外貨準備等の状況」（時価）の月次の公表、決算書及び特別会計財務書類による財務状況の開示（年次）、一昨年から外貨建資産の運用利回りを引き続き公表しています。さらに、平成20年11月には、平成19年度末における保有外貨証券の満期別構成割合及び国債・非国債の構成割合を公表しました。

○参考指標 6-1-4：外貨準備動向

（単位：百万ドル）

| | 平成16年度末 | 17年度末 | 18年度末 | 19年度末 | 20年度末 |
|-------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| 外貨準備高 | 837,718 | 852,030 | 908,958 | 1,015,587 | 1,018,549 |

（出所）財務省「外貨準備等の状況」（<http://www.mof.go.jp/1c006.htm>）

④ 施策 6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

[平成20年度実施計画]

① 国際金融システムの安定

近年、国際金融市場において多額の資金が取引されるようになり、金融取引の技術も飛躍的に進歩するにつれて、従前は想定されなかった様々な国際金融システムの不安定要因が顕在化しました。平成9年に起こったアジア通貨危機やその後のブラジル、アルゼンチン等における金融危機は、従来の経常収支赤字に起因する危機とは異なり、市場の信認の低下による短期資本の急激な流出という新しい型の危機です。また、最近の米国におけるサブプライム問題に端を発する国際金融市場の混乱は、証券化という金融技術の普及に伴ってリスクが分散した結果、その所在や規模の特定が困難となったことに起因しており、一部の市場での価値形成機能の低下や信頼性の低下が、その市場だけにとどまることなく、他の市場へ波及したことにその特徴が見られます。このような危機の予防及び対処のための取組が、国際的に求められています。

我が国は、サミット、G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議）、G20（20か国財務大臣・中央銀行総裁会議）、IMF（国際通貨基金）関連の各種会議等を通じて、引き続きこうした取組に関する議論に積極的に参画してきています。とりわけ平成20年は、我が国がサミット財務大臣会合の議長国を務めることから、アジアからの唯一の代表としてリーダーシップを発揮し、各国と協力しつつ、国際金融システムの安定に向けた制度強化に一層努めていきます。

② IMF改革

IMFでは、新興市場国経済の著しい台頭をはじめ、世界経済のグローバル化等を背景に、IMFの存在意義の見直しも含めた抜本的改革の機運が高まっています。我が国は、IMFに対する世界第2位の出資国としての責任ある立場から、引き続きこの改革に積極的に参画していきます。

なかでも、クォータ（投票権等の基礎となる出資額）改革は、ガバナンスの観点から不可欠であり、各国の世界経済における相対的地位を出資額に反映させることが重要です。この改革は、特にアジアにおいて、アジア通貨危機の際に、IMFがアジア諸国の声に耳を傾けるガバナンス構造となっていなかったのではないかと反省に込めるものでもあり、これまでも我が国は改革の先頭に立って議論をリードしてきましたが、今後も引き続き積極的に取り組んでいきます。

また、ここ数年の国際金融市場の安定と借入国の減少等を背景として、借入国からの金利収入に依存するIMFの歳入は減少しています。平成19年度は収支が赤字となり、今後その赤字幅は更に拡大すると見込まれています。このような危機的な状況の中、歳入歳出改革に関する議論が行われており、我が国は、IMFの中核的業務への絞り込みを含めた歳出面の改革を、歳入面の改革に遅れることなく進めるべきと主張してきました。IMFでは、歳入増強案の検討に加えて歳出削減に向けた動きもみられていますが、今後もIMFが持続可能な機関であり続けるため、引き続き歳入歳出改革を積極的に推進するよう促していきます。

加えて、サーベイランス（政策の評価・協議）の強化や新興市場国向けの危機予防の枠組み整備など、国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する議論に積極的に参加していきます。

[事務運営の報告]

① 国際金融システムの安定

G7、G8サミット、金融・世界経済に関する首脳会合等の国際会議を通じて、金融危機への対応、国際金融システムと金融規制・監督の改革等についての議論に積極的に参画しました。

また、IMFが金融資本市場や国際資本移動の動向に関する最先端の分析を強化することにより経済分析や政策アドバイスのレベルを高めていくことや、良好な政策とファンダメンタルズを備えている加盟国に対して、資金の引出しに際しての条件を課すことなく、IMFによる大規模かつ速やかな資金支援を可能とする融資制度が整備されるよう、議論に積極的に参画しました。

② IMF改革

アジア通貨危機の際に、IMFがアジア諸国の声に耳を傾けるガバナンス構造となっていなかったのではないかと反省に基づき、これまで我が国が改革の先頭に立って議論をリードしてきたクォータ改革は、平成20年4月にIMF総務会で合意されました。

また、IMFが財務面で持続可能な機関であり続けるため、財政改革に関する議論が行われ、財政改革のための協定改正が、平成20年5月にIMF総務会で合意されました。

我が国としてはこれらの改革を実現するため、平成21年1月に国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を国会に提出し、同年3月に同法案が成立しました。また、同3月に国際通貨基金協定の改正を国会に提出しました。

更に、現下の金融・世界経済危機において、IMFの資金基盤の増強を図ることは喫緊の課題であり、我が国は、当面の対応として、IMFに対する最大1,000億ドル相当の融資を表明し、そのための融資取極を締結しました。こうした日本の融資取極に続いてEU諸国等からもIMFへの融資が表明されており、日本はIMFの資金基盤の充実に向けた議論・行動を主導してきました。日本のこうした貢献は、2月のG7の声明でも「日本政府がIMFとの間で貸付の合意に達したことを歓迎する」と言及されました。

また、平成21年3月のG20において、IMFに対する更なるバイの支援、新規借入取極の拡大と増額について合意されました。

こうした背景の下で、平成20年11月から21年3月までの間に、危機的な状況に陥った9カ国に対する総額485億ドルのIMF支援が実現したほか、経済状況が良好な加盟国に対して、引き出しに際しての条件を課すことなく一度に多額の資金支援を可能とする新たな融資制度（Flexible Credit Line）が整備されました。

○参考指標 6-1-9：IMFへの主要国出資 (平成21年3月末現在)

| 国名 | 出資額 (億SDR) | シェア (%) |
|----|------------|---------|
| 米 | 371.5 | 17.08 |
| 日 | 133.1 | 6.12 |
| 独 | 130.1 | 5.98 |
| 英 | 107.4 | 4.94 |
| 仏 | 107.4 | 4.94 |

(出所) IMF

(注) SDR (Special Drawing Right) は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1SDR=約1.50米ドル=約146円 (平成21年3月31日現在)

○参考指標 6-1-10：IMFの活動状況 (日本人幹部職員数等を含む)

IMFの融資状況 (平成21年3月末現在) (単位：億SDR)

| | |
|-----------------------|-------|
| 一般資金勘定融資残高 (借入国：29か国) | 199.0 |
| 譲許的融資残高 (借入国：58か国) | 40.7 |

(出所) IMF ホームページ (www.imf.org)

IMFにおける日本人職員数等

| | 2005年4月 | 2006年4月 | 2007年4月 | 2008年4月 | 2009年4月 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 日本人職員数 | 39 (10) | 38 (12) | 35 (12) | 37(13) | 40 (13) |
| 日本人幹部職員数 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| 日本人比率 | 1.44% | 1.40% | 1.31% | 1.43% | 1.67% |

(出所) IMF公表統計等

(注1) () 内は女性職員数。

(注2) 日本人幹部職員数は、局次長級以上を指す。

③ 二国間における情報交換・意見交換の取組

上記のような多国間の国際会議に向けて主要国との意見の調整を図り、また、特定の国との間の個別的な問題に対処するため、主要国財務省との間で国際金融システムの安定に必要なマクロ経済・財政政策について二国間で情報・意見交換を行い、緊密な連携をとっております。

平成20年度は、世界的な金融市場の混乱とそれに伴う実体経済の減速に対して国際的に協調して対応するため、主要国との間で積極的に情報・意見交換を行いました。特に、金融危機の震源地である米国との間で、G8(6月)、G7(10月、2月)、G20(3月)を始めとする多国間の国際会議の際などに財務大臣会談を行い、マクロ経済・財政政策等について連携を深めました。

○参考指標 6-1-6：国際金融システム安定に向けた制度強化の取組状況

| | |
|-----------------|---|
| G8サミット財務大臣会合 | 平成20年6月13日、14日(日本・大阪) |
| G8サミット首脳会合 | 平成20年7月6日～7日(日本・洞爺湖) |
| G7 | 平成20年4月11日(米国・ワシントンD. C.) 平成20年10月10日(米国・ワシントンD. C.) 平成21年2月14日(イタリア・ローマ) |
| G20 | 平成20年11月8日、9日(ブラジル・サンパウロ) 平成21年3月13日、14日(英国・ロンドン近郊) |
| 金融・世界経済に関する首脳会合 | 平成20年11月15日(米国・ワシントンD. C.) |
| IMF・世界銀行総会(総務会) | 平成20年10月13日(米国・ワシントンD. C.) |
| IMFC(国際通貨金融委員会) | 平成20年4月12日(米国・ワシントンD. C.) 平成20年10月11日(米国・ワシントンD. C.) |

| 会議名 | 最近の開催状況 |
|--------|---|
| G8サミット | <ul style="list-style-type: none"> 主要国間の経済問題に関する首脳会議として、昭和50年以降毎年1回開催。現在は、日、米、英、独、仏、伊、加、露の8か国の代表に加えて、欧州委員会代表及びEU議長国が参加。 平成20年6月の財務大臣会合(大阪)では、世界経済、一次産品価格、気候変動、開発、金融システムの濫用等について議論が行われました。 |

| 会議名 | 最近の開催状況 |
|-----------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 平成20年7月の首脳会合（北海道洞爺湖）では、世界経済、環境・気候変動、開発・アフリカ、政治問題（核不拡散等）等について議論が行われました。 |
| G 7 | <ul style="list-style-type: none"> 日、米、英、独、仏、伊、加の7か国間で世界経済の持続的発展、開発、国際金融機関の改革、新興市場国、テロ資金対策といった諸問題につき議論する場として、毎年3回程度開催。 平成21年2月の会合（ローマ）では、世界経済の動向や金融市場の混乱への対応等を中心に議論が行われました。 |
| G20 | <ul style="list-style-type: none"> 国際金融システム上重要な国々（G7に中国、インド、ブラジル等世界各地の主要な新興市場国を加えた計19か国）による対話のフォーラム。 平成21年3月の会合（ロンドン近郊）では、同年4月の首脳会合の準備として、マクロ政策対応や国際金融システムの改革、国際金融機関の役割等について議論が行なわれました。 |
| 金融・世界経済に関する首脳会合 | <ul style="list-style-type: none"> 金融・世界経済に関する首脳会合は、国際的な金融危機に対する進捗状況のレビュー、危機を招いた原因に関する共通認識の醸成、金融部門における規制・制度改革のための一連の原則に合意することを目的として、G20のメンバー国首脳を招き、平成20年11月に米国のワシントンD. C. にて第1回会合を開催。第1回会合では、金融危機・世界経済の減速への対応、国際金融システムと金融規制・監督の改革について議論が行なわれました。 |
| IMF・世界銀行総会（総務会） | <ul style="list-style-type: none"> 各国のIMF・世界銀行の総務及び総務代理（財務大臣・中央銀行総裁級）から構成される両機関の最高意思決定機関。秋に年1回開催。 平成20年10月のIMF・世界銀行総会（ワシントンD. C.）では、我が国からは、IMFの存在意義の核心は、国際的な金融危機の解決に取り組むこと、及び、そのような危機に対処する加盟国を支援することであり、仮に、IMFが追加的な資金を必要とするのであれば、我が国はその資金を補完する用意があるという内容を盛り込んだ総務演説を行ないました。 |
| IMFC（国際通貨金融委員会） | <ul style="list-style-type: none"> 国際通貨及び金融システムに関する問題についてIMF総務会に勧告する役割を強化することを目的として、従来のIMF暫定委員会を常設化し、改編することにより設立された委員会。第1回会合は平成12年4月に開催。春・秋の年2回開催。 平成20年10月の会合（ワシントンD. C.）では、世界経済と金融市場、IMF改革等について議論が行われました。 |

㊦ 施策 6-1-3 : アジアにおける地域金融協力の推進

[平成20年度実施計画]

通貨危機の発生を予防し、国際金融システムの安定を図るためには、IMF改革の推進等の世界的な取組と並行して、地域における協力を強化することも重要です。具体的には、世界経済における重要性を増し、我が国との相互依存関係が一層高まっているアジア地域において、国際貿易・投資を通じた共通の利益や地域内での危機伝播リスクに対する共通の懸念にかんがみ、地域協力を積

極的に推進していく必要があります。

① チェンマイ・イニシアティブ

我が国はこれまで、チェンマイ・イニシアティブ（平成12年5月開催のASEAN+3蔵相会議にて合意）に基づき、二国間通貨スワップ取極のネットワーク構築を進めてきており、これまでに中国、韓国及びASEAN5か国との間で同取極を締結し、このネットワークの総額は840億ドル（平成19年12月末現在）に達しています。平成19年5月のASEAN+3財務大臣会議では、チェンマイ・イニシアティブの発動の迅速化・円滑化を図る観点から、チェンマイ・イニシアティブのマルチ化について、一本の契約の下で、各国が運用を自ら行う形で外貨準備をプールするという枠組みを作る方向で合意しました。この合意を受けて、マルチ化に係る主な論点の更なる検討を進めています。我が国としては、引き続き当局間で連携して、その実現に向け取り組みます。

また、チェンマイ・イニシアティブの枠組みの中で、域内経済情勢や各国政策課題に関する政策対話（平成14年5月より開始）をASEAN+3の13カ国間で定期的に行っているほか、アジア域内の研究機関の知見を活用し、更なる地域金融協力の中長期的な課題についてアカデミックな観点から研究を行うASEAN+3リサーチ・グループ（平成15年8月設置）も、「アジア地域の一層の金融安定に向けたサーベイランス・取引目的での地域通貨単位利用の可能性」、「企業信用情報に関するデータ整備」等、地域金融協力に関する様々な研究を行ってきています。これらの政策対話、研究についても、我が国は引き続き積極的に参加・貢献していきます。

更に、ASEAN+3における地域協力の枠組みとは別に、インドとの間でも二国間の協力の枠組みとして、通貨スワップ取極の締結に向けた作業を進めているところです。

② アジア債券市場育成イニシアティブ

平成15年8月開催のASEAN+3財務大臣会議にて合意・開始されたアジア債券市場育成イニシアティブについては、域内現地通貨建て債券の発行体が広がり、債券の種類も多様化する等、既に多くの具体的な成果が実現しています。また、平成19年5月のASEAN+3財務大臣会議にて、我が国とタイが共同提案した「インフラ整備資金の調達に資する新たな債券の開発」、「貸付債権等の証券化の一層の促進」及び「アジア版Medium Term Note Programmeの利用促進」の開始が合意されました。我が国としては、域内の債券市場の発展に向けて、債券及びその発行体の多様化による市場の活性化や、市場インフラの強化に向けた取組を継続し、効率的で流動性の高い債券市場の育成を目指していきます。

③ 円の国際化他

日本を含むアジア域内経済の一層の安定といった観点からも、円をどのように活用していくかは重要な課題です。アジアで円の役割が高まることは、アジア域内諸国のリスク分散、我が国企業・金融機関の外貨流動性リスク等の軽減等のメリットが期待できるほか、我が国金融・資本市場の国際化にも資するものです。財務省は、こうした円の国際化の推進に向けた取組を継続していきます。

また、アジア諸国の財務金融当局との対話を積極的に行い、相互理解を深め、協力関係を促進するとともに、相手国の経済情勢や政策に関する情報収集を強化していきます。APEC財務大臣プロセスにおいても、関係国との対話を引き続き進めていきます。

今後とも、21世紀におけるアジアの安定した繁栄を達成するため、アジアの通貨・金融市場の安定に向けたこうした取組を積極的に進めていきます。

[事務運営の報告]

アジアの経済はアジア金融危機以降実施された構造改革や地域金融協力の枠組みの構築により、金融市場の混乱に対する対応力は強化されてきていますが、金融市場のリスク回避志向の高まりを伴った世界経済の深刻な減速はアジア地域に悪影響を与えており、地域金融協力を一層強化することが必要であるとの観点から、以下の取組を行いました。

① ASEAN+3財務大臣会議等における地域金融協力の取組

イ チェンマイ・イニシアティブの進展

平成20年5月の第11回ASEAN+3財務大臣会議（マドリード開催）では、二国間の通貨スワップ取極等のネットワークを構築する「チェンマイ・イニシアティブ（Chiang Mai Initiative: CMI）」を、全メンバー国が参加する一本の契約に基づく仕組みとする、CMIマルチ化について、その資金規模を少なくとも800億ドルと

することで合意しました。

また、その後国際的な金融市場の混乱が深まる中、平成21年2月には特別会合を開催しました。その中で、CMIのマルチ化について①資金規模を800億ドルから1,200億ドルに増額すること、②独立した地域サーベイランス（経済状況の監視）ユニットを設立すること等について合意しました。また、平成21年5月にインドネシア・バリで開催予定の次回会議に向けマルチ化に関する主要事項について合意を得るよう努力することで一致し、首脳への報告という形でアジア経済・金融の安定回復のための行動計画を策定しました。

また、現行の二国間通貨スワップ取極についても、足下の状況に対応し、2月にはインドネシアとの間の取極を60億ドルから120億ドルへ増額しました。この結果、平成20年3月末の名目（一方向の取極額及び双方向の取極額を単純合計）840億ドル、実質（一方向の取極額及び双方向の取極額のうち大きい方の金額を合計）580億ドルから平成21年3月末時点で名目900億ドル、実質640億ドルへ拡大しました。

なお、ASEAN+3域外国であるインドとの間では、二国間の枠組みとして通貨スワップ取極を締結しました。

○参考指標 6-1-12：アジアにおける通貨スワップ取極の進展状況

日本とASEAN+3各国との二国間通貨スワップ取極の締結状況（平成21年3月末時点）

| 相手国 | 締結年 | 額（ドル） |
|------------|-------|------------|
| マレーシア | 平成13年 | 10億 |
| 中国（注1） | 平成14年 | 60億（30億） |
| タイ（注1） | 平成19年 | 90億（60億） |
| インドネシア | 平成17年 | 120億 |
| シンガポール（注1） | 平成17年 | 40億（30億） |
| 韓国（注1・2） | 平成18年 | 210億（130億） |
| フィリピン（注1） | 平成18年 | 65億（60億） |

（出所）国際局地域協力課調

（注1）中国、タイ、シンガポール、韓国及びフィリピンは双務的な取極締結国。括弧内は日本からの供与上限額。

（注2）韓国との中央銀行間の通貨スワップ（平成17年締結）は、平成21年10月30日までの時限的措置として30億ドル相当から200億ドル相当へ増額しており、これを含めると、550億ドル（300億ドル）。

ロ アジアの債券市場育成

「アジア債券市場育成イニシアティブ（Asian Bond Markets Initiative: ABMI）」については、我が国は、主導的な役割を担い、具体的成果を挙げることに貢献しています。例えば、平成20年8月、タイの現地日系企業により、国際協力銀行の保証を受けた現地通貨建て債券が発行されました。平成20年5月のASEAN+3財務大臣会議では、アジア債券市場のさらなる発展に向け、現地通貨建て債券の発行の促進、現地通貨建て債券に対する需要の促進、規制枠組みの改善、及び債券市場関連インフラの改善に係る今後の取組課題を特定した新ロードマップに合意しました。また、域内現地通貨建て債券市場の発展には民間部門との協力が不可欠であることから、民間部門へのアウトリーチの第一歩として、クロスボーダー債券取引・決済上の課題を

議論する、域内の証券集中保管機構、金融機関等民間の市場参加者からなる検討グループを設立しました。

我が国は、ASEAN事務局に設立した「日本・ASEAN金融技術支援基金」を通じて、域内各国の債券市場育成に向け、各国の債券市場の制度面での整備（公社債発行制度支援、機関投資家育成支援）のための技術支援を行いました。

ハ ASEAN+3リサーチ・グループ

ASEAN+3各国政府・中央銀行関係者から構成される「リサーチ・グループ」では、中長期的な地域金融協力の更なる強化のための研究の実施及びその報告を行っています。平成20年度は、我が国の提案により、「企業信用情報データベース及び信用保証制度の整備」及び「東アジアにおける貿易・海外直接投資・資金フローの動向及びその政策的インプリケーション」についての調査・研究を日本及び各国の研究機関に委嘱し、その結果を平成21年3月の「リサーチ・グループ」の会合に報告、これを踏まえた議論が行われました。

② 日中韓の枠組みにおける地域金融協力の取組

アジア地域にも世界的な金融危機の影響が及ぶ中、平成20年5月の第8回日中韓財務大臣会議に加え、平成20年11月に臨時で日中韓財務大臣会議を開催し、地域及び3か国の経済情勢についての意見交換を行った他、ASEAN+3における地域金融協力の進展に向け、日中韓の協力関係を更に強化することで一致しました。また、日中韓の財務省・金融監督当局・中央銀行が一同に会する日中韓マクロ経済・金融安定化ワークショップを開催し、3か国のマクロ経済や金融市場の動向、金融システムの状況について率直な意見交換を行い、協力関係の強化に貢献しました。

③ APECの枠組みにおける地域金融協力の取組

平成20年11月の第15回APEC財務大臣会議（ペルー・トルヒーヨ開催）では、世界・地域経済情勢及び「公共支出の質の向上」・「資本市場改革」に関する政策テーマ等について議論が行われました。

世界・地域経済情勢に関しては、今次国際金融危機に対し各エコノミー（参加国・地域）から取組状況の説明がなされるとともに、国際社会の協力の必要性、国際機関が果たすべき役割、国際金融システムのあり方等につき議論を行いました。

政策テーマ「公共支出の質の向上」については、成果主義予算に焦点をあてて、効果的な財政運営のための手法についての認識を共有しました。

政策テーマ「資本市場改革」については、官民協力（PFI）、現地通貨建て債券市場の発展や投資家層の拡大・多様化の必要性等について、認識を共有しました。

我が国からは、現下の金融危機に対する日本の財政・金融面での取組を紹介するとともに、IMFの新興国・途上国支援の重要性と、それに対する日本の資金貢献の用意について発言を行い、また地域金融協力の必要性の認識が高まる中、ABMIの取り組みについて各エコノミーに紹介し、知見を共有しました。

これらの議論を踏まえ、APEC参加各エコノミーが協力して金融危機に取り組むこと等を盛り込んだ共同声明が採択されました。

○参考指標 6-1-11：アジアの地域金融協力実施状況

| | |
|---------------|---|
| APEC財務大臣会議 | 平成20年11月5、6日（ペルー・トルヒーヨ） |
| ASEAN+3財務大臣会議 | 平成20年5月4日（スペイン・マドリッド） 平成21年2月22日（タイ・プーケット） |
| 日中韓財務大臣会議 | 平成20年5月4日（スペイン・マドリッド） 平成20年11月14日（ワシントン） |

| 会議名 | 最近の開催状況 |
|--|---|
| APEC財務大臣会議 (参加メンバー：日、中、韓、ASEAN5か国等アジア諸国・地域及び米、豪、露等の環太平洋諸国の計21か国・地域) | <ul style="list-style-type: none"> マクロ経済・資本フロー等の幅広い経済・金融問題を討議するため、APEC参加国・地域の各国財務大臣をメンバーとして、平成6年から開催。 平成20年11月の第15回会議（トルヒーヨ）では、世界・地域経済情勢及び「公共支出の質の向上」・「資本市場改革」に関する政策テーマ等について議論が行われました。 |
| ASEAN+3（日中韓）財務大臣会議 (参加メンバー：ASEAN加盟10か国と日、中、韓の計13か国) | <ul style="list-style-type: none"> 域内経済情勢や経済政策についての意見交換の他、地域金融協力の強化を目的として、ASEAN及び日中韓の財務大臣をメンバーとして平成11年4月から開催。 平成21年2月の特別会合（タイ・プーケット）では、地域金融協力の具体的な強化策について合意しました。 |
| 日中韓財務大臣会議 | <ul style="list-style-type: none"> 東アジア地域における地域協力の進展を背景に、日中韓3か国の財務当局の連携をより深めることを目的として、平成12年9月から開催。 平成20年10月の会議（ワシントン）では、最近の世界景気の減速をふまえ、域内3か国の経済情勢にかかる意見交換の他、ASEAN+3財務大臣プロセスにおける地域金融協力の進展について話し合われました。 |

④ 円の国際化の推進に向けた環境整備

平成20年度は、非居住者等の円での資金運用の利便性を高め、我が国市場を活性化させる観点から、非居住者等が受け取る振替社債等の利子の非課税化措置について、税制改正要望を行いました。

○参考指標 6-1-13：貿易取引通貨別動向

貿易取引通貨別比率（平成20年下半期）

日本からの輸出

（単位：％）

| | | | | | | | |
|------|-----|------|------|-----|--------|-------------|-----|
| 世界 | 通貨名 | 米ドル | 円 | ユーロ | 豪ドル | カナダ・ドル | その他 |
| | 比率 | 49.8 | 39.4 | 7.6 | 0.7 | 0.7 | 1.8 |
| アメリカ | 通貨名 | 米ドル | 円 | ユーロ | カナダ・ドル | 豪ドル | その他 |
| | 比率 | 87.4 | 12.4 | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| EU | 通貨名 | ユーロ | 円 | 米ドル | 英ポンド | スウェーデン・クローネ | その他 |

| | | | | | | | |
|-----|-----|------|------|--------|-------|-----|-----|
| | 比率 | 51.8 | 28.5 | 14.9 | 4.4 | 0.2 | 0.2 |
| アジア | 通貨名 | 米ドル | 円 | タイ・バーツ | 韓国ウォン | ユーロ | その他 |
| | 比率 | 50.4 | 47.9 | 0.5 | 0.3 | 0.2 | 0.7 |

日本への輸入 (単位：%)

| | | | | | | | |
|------|-----|------|------|------|---------|---------|-----|
| 世界 | 通貨名 | 米ドル | 円 | ユーロ | スイス・フラン | 英ポンド | その他 |
| | 比率 | 74.7 | 20.7 | 3.1 | 0.3 | 0.3 | 0.9 |
| アメリカ | 通貨名 | 米ドル | 円 | ユーロ | スイス・フラン | 英ポンド | その他 |
| | 比率 | 76.7 | 22.4 | 0.5 | 0.3 | 0.1 | 0.0 |
| EU | 通貨名 | 円 | ユーロ | 米ドル | 英ポンド | スイス・フラン | その他 |
| | 比率 | 51.5 | 30.9 | 13.8 | 2.7 | 0.5 | 0.6 |
| アジア | 通貨名 | 米ドル | 円 | ユーロ | タイ・バーツ | 香港ドル | その他 |
| | 比率 | 72.1 | 26.4 | 0.4 | 0.4 | 0.2 | 0.5 |

(出所) 関税局調査課調

○参考指標 6-1-14 : 各国通貨当局保有外貨の通貨別動向

各国通貨当局保有外貨の通貨別構成比 (2007年末) (単位：%)

| | 全世界 | 先進国 | 発展途上国 |
|------|------|------|-------|
| 円 | 2.9 | 3.1 | 2.8 |
| 米ドル | 63.9 | 69.4 | 60.7 |
| ユーロ | 26.5 | 23.1 | 28.4 |
| 英ポンド | 4.7 | 2.8 | 5.8 |
| その他 | 2.0 | 1.6 | 2.2 |

(出所) IMF 「年次報告2008」

施 策 6-1-4 : 北朝鮮・イランの核開発等に係る問題への対策及びテロ資金や大量破壊兵器の拡散に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

〔平成20年度実施計画〕

テロリストの活動は国際社会の平和と安全を脅かすものです。また、北朝鮮やイランの核開発問題は現在の核不拡散体制に対する大きな脅威となっています。テロリストの活動を抑止すること、核をはじめとする大量破壊兵器の拡散を防止することは国際社会全体の課題です。この課題に対して、モノや技術のみならず、カネの面からも対処すること、すなわち、テロ資金や大量破壊兵器の拡散に関連した資金が国際金融システムを濫用する形で移転していくことを防止することも必要となっています。

このような観点から、財務省としては、これまで累次にわたりテロリスト等の資産凍結を外為法に基づき行っています。また、北朝鮮については、平成18年7月の国連安保理決議第1695号の採択を受けて、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者の資金の移転を防止する措置を行っています。更に、イランに対しても平成18年12月の国連安保理決議第1737号及び平成19年3月の国連安保理決議1747号の採択を受けて、外為法に基づきイランの核活動等に関与する者に対する資産凍結措置及びイランの核活動等に寄与する目的で行われる資金移転の防止措置を行っています。

今後ともこれら措置の着実な実施を図るとともに、引き続きテロや核開発等に寄与する目的で行われる資金移転を防止するために適切な措置をとります。また、その実効性を担保するため、平成19年7月、資産凍結等経済制裁に関する外国為替検査マニュアルを改正し、検査内容の強化・充実を図ったところであり、マニュアルに基づき、金融機関におけるより一層の外為法遵守体制の整備・強化を図っていきます。

更に、国際社会と協調して、資金洗浄・テロ資金対策に関するFATF（金融活動作業部会）勧告の実施等を進めていきます。平成20年3月に行われた我が国のFATF勧告実施状況に関する現地調査の結果について、審査団との意見調整など、フォローアップ措置を講じるとともに、10月のFATF全体会合における審査結果をふまえて、必要な対応を講じて行きます。

[事務運営の報告]

平成20年度も、国際社会と協調してテロの脅威と闘うため、資金洗浄及びテロ資金対策の強化を図るために様々な取組を進めました。また、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する国際基準の遵守状況の確認を目的としたFATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）の対日相互審査に関係省庁と協力して対応し、平成20年10月のFATF会合にて対日相互審査報告書が採択されました。また、対日相互審査報告書の結果を踏まえ、フォローアップを実施しました。

さらに、国連安保理決議に基づくテロリスト等に対する資産凍結措置、北朝鮮に対する資金移転防止措置及びイランの核開発等に係る安保理決議の履行等についても、適切に対処しました。

① 国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策

我が国は、資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策に係る以下の取組について、各国と協調し、積極的に貢献しました。

イ G7、G8サミット財務大臣会合等における取組

平成20年6月のG8サミット財務大臣会合では、資金洗浄、テロ資金供与、その他の不法資金供与に対する闘いにコミットすることを確認しました。また、平成20年7月のG8サミット首脳会合では、テロ資金供与に対して、FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）の勧告の完全な実施が必要であることを確認しました。平成20年11月の第1回金融・世界経済に関する首脳会合では、FATFが、資金洗浄、テロ資金に対する重要な作業を継続することを確認するとともに、各国・地域の当局が、国際金融システムを、不正な金融活動のリスクをもたらす非協力的で不透明な国・地域から守るよう、国内及び国際的措置を実施することを決定しました。

ロ FATFにおける取組

FATFのメンバーとして、我が国もその活動に積極的に参画しました。その一環として、大量破壊兵器の拡散を目的とした資金供与を阻止するために、関連する国連安保理決議の履行に関するガイダンスを策定しました。

また、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する国際基準の遵守状況の確認を目的としたFATFの対日相互審査に関係省庁と協力して対応し、平成20年10月のFATF会合にて対日相互審査報告書が採択されました。また、対日相互審査報告書の結果を踏まえ、フォローアップを実施しました。

② 我が国としての資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策

我が国は資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策として、以下に挙げる

資産凍結措置等、F A T F の勧告の要請する措置及び金融機関等に対する外国為替検査を実施しました。

イ 資産凍結措置等

(a) タリバーン関係者等に対する資産凍結措置等

国連安保理において、各国に対しタリバーン関係者その他のテロリスト等に対する資産凍結等の措置を講ずることを求める諸決議が採択され、我が国もこれまで、これらの決議に基づき、タリバーン関係者その他のテロリスト等に対し、平成13年9月以降、累次にわたって資産凍結等の措置を講じました。

平成20年度末時点で資産凍結等の措置の対象に指定されているタリバーン関係者その他のテロリスト等は計534個人・団体です。

(b) 北朝鮮に対する資金移転防止措置等

平成18年9月より実施している北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者（15団体・1個人）に対する資金移転防止措置を引き続き実施しました。

また、同年10月より実施している北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止等の措置については、平成20年4月及び10月にそれぞれ6か月間延長されましたが、延長の都度、金融機関に対して、輸入代金等の決済が行われないよう確認の徹底を要請しました。

(c) イランの核活動等に対する措置

これまで、国連安保理において採択された累次の決議に基づき、資産凍結等の措置を実施してきました。

これに加え、平成20年3月に、対イラン第三次制裁決議第1803号が採択され、平成20年4月には、同決議に基づき、12団体・13個人に対し資産凍結等の措置を実施するとともに、金融機関に対して、国連安保理決議1737号及び1747号に基づく資産凍結等の措置と併せ必要な対処を行うことを要請したほか、上記決議1803号で求められているイランに住所を有するすべての銀行との取引の監視要請の周知を図るとともに、本人確認義務等の履行及び疑わしい取引の届出義務の履行徹底の要請を行いました。

○参考指標 6-1-7：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

| | 資産凍結対象 | |
|--------|----------|--------|
| | 追 加 | 解 除 |
| 平成13年度 | 299個人・団体 | 6団体 |
| 14年度 | 72個人・団体 | 7個人・団体 |
| 15年度 | 86個人・団体 | — |
| 16年度 | 29個人・団体 | 1個人 |
| 17年度 | 38個人・団体 | 3個人 |
| 18年度 | 15個人・団体 | 1個人 |

| | | |
|------|----------|---------|
| 19年度 | 11個人 | 15個人・団体 |
| 20年度 | 29個人・団体 | 12個人・団体 |
| 小 計 | 579個人・団体 | 45個人・団体 |
| 累 計 | 534個人・団体 | |

(出所) 財務省「タリバーン関係者等に対する資産凍結措置の実施状況」

(<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/sochi-zisshi-joukyou.html>)

ロ F A T F 勧告の実施

資金洗浄・テロ資金供与対策に関する国際基準の遵守状況の確認を目的としたF A T F (Financial Action Task Force : 金融活動作業部会) の対日相互審査に係る関係省庁と協力して対応し、平成20年10月のF A T F 会合にて対日相互審査報告書が採択されました。また、対日相互審査報告書の結果を踏まえ、フォローアップを実施しました。

ハ 外国為替検査の実施等

資産凍結等の措置を講ずるにあたり、「外国為替及び外国貿易法」(外為法)及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法)の規定を着実に実施するため、各財務局の為替実査官との連携に努めながら、金融機関等に対する外国為替検査を進めました。

具体的な外国為替検査は「外国為替検査マニュアル」(注)に従って実施されますが、平成20年3月の犯罪収益移転防止法の施行に伴い、両替業務における犯罪収益等に係る疑いのある取引の届出(疑わしい取引の届出)の適切な履行及び資金洗浄等による資金移動の追跡を目的に金融機関に課された外国為替取引に係る送金人情報の送金先金融機関への通知義務の適切な履行を確保するために同マニュアルの一部を改正しました。

平成20年度は国際局為替実査室及び各財務局において、金融機関等に対し、合計270件の外国為替検査を実施しました。同検査に関しては、北朝鮮からの貨物の輸入等禁止措置に係る銀行等の確認義務が十分に行われているか、外国為替取引に係る送金人情報を送金先金融機関に適切に通知しているか、また両替業者については疑わしい取引の届出を履行するための内部管理体制が整備されているか、などに重点を置いて検査を実施しました。

(注) 同マニュアルには、①外為法遵守のための内部管理体制は整備されているか、②資産凍結等経済制裁に関する外為法の遵守状況はどうか、③本人確認義務等に関する外為法の遵守状況はどうか、④特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法の遵守状況はどうか、⑤両替業務に係る疑わしい取引の届出義務等に関する犯罪収益移転防止法の遵守状況はどうか、⑥外国為替取引に係る通知義務に関する犯罪収益移転防止法の遵守状況はどうか等を確認するためのチェックリストが定められています。

○参考指標 6-1-8：外国為替検査の実施状況 (単位：件、人日)

| | 検査実施件数 | | | | |
|---------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| 都市銀行 信託銀行 | 4 | 10 | 18 | 8 | 1 |
| 系統金融機関 ゆうちょ銀行 その他銀行 | 3 | 4 | 10 | 6 | 4 |
| 在日外国銀行 外資系信託銀行 | 33 | 19 | 83 | 23 | 13 |
| 地方銀行 | 38 | 30 | 133 | 59 | 51 |
| 信用金庫 | 32 | 31 | 104 | 50 | 52 |
| 証券会社 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 |
| 両替業者 | 0 | 7 | 10 | 22 | 149 |
| 計 | 110 | 101 | 360 | 169 | 270 |
| 延べ人日数 | 863 | 1,033 | 1,373 | 1,617 | 1,725 |

(出所) 国際局調査課為替実査室調

政策目標に係る予算額：平成20年度外国為替資金特別会計予算額：1,321,455百万円

[19年度予算額：1,200,703百万円]

平成20年度においては、政府短期証券の利子の支払に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ等に必要な経費として1,321,455百万円の予算措置を行いました。

5. 平成19年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) 外国為替相場の安定

平成20年度においても引き続き、日常的な国際金融市場のモニタリングや各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替相場の安定に向けた取組を行いました。

(2) 国際金融システムの強化に関する国際的な取組への参画

平成20年3月のIMF理事会において、クォータ(投票権等の基礎となる割当額)改革が合意され、総務会の承認を求める決議案が各加盟国に送付されました。我が国は、このガバナンス改革における重要な一歩を確実なものとするため、各加盟国に対して決議への賛成票を投じるよう強く懇願しました。また、IMFが財務面において持続可能な機関であり続けるため、歳出歳入両面からの財政改革を実現するための協定改正がIMF理事会で承認されたことを受け、IMF総務会での合意に向けての取り組みを行いました。これらの結果として、増資及び国際通貨基金協定改正が平成20年4月から5月にかけてIMF総務会で合意され、我が国としてはこれを実現するため、平成21年1月に国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を国会に提出し、同年3月に同法案が成立しました。また、同3月に国際通貨基金協定の改正を国会に提出しました。

また、IMFが金融資本市場や国際資本移動の動向に関する最先端の分析を強化することにより経済分析や政策アドバイスのレベルを高めていくことや、良好な政策とファンダメンタルズを

備えている加盟国に対して、資金の引出しに際しての条件を課すことなく、IMFによる大規模かつ速やかな資金支援を可能とする融資制度が整備されるよう、議論に積極的に参画しました。

(3) アジアにおける地域金融協力の強化

イ ASEAN+3 諸国間における取組

アジア地域でも世界的な金融危機の影響が及ぶ中、ASEAN+3 財務大臣会議や日中韓財務大臣会議を臨時に開催するとともに、日中韓の財務省・金融監督当局・中央銀行が一同に会する日中韓金融安定化ワークショップを開催し、アジア諸国間の協力強化に貢献しました。また、アジア地域の金融協力を一層推進する観点から、CMI のマルチ化の資金規模拡大、地域サーベイランス・ユニットの設立等のさらなる強化策について合意しました。

また、ABMI については、アジア債券市場のさらなる発展に向け、今後の取組課題を特定した新ロードマップに合意し、タスク・フォースにおいて新ロードマップに示された具体的取組の進捗を図りました。

ロ その他の地域金融協力の枠組みにおける取組

6月にASEM財務大臣会議、11月にAPEC財務大臣会議へ出席し、それぞれの枠組みが持つ特色を踏まえつつ、アジア地域における経済・金融分野での協力、国際的な金融危機への対応等について議論し、共同声明を発出しました。

ハ 二国間における情報交換・意見交換等

国際的な金融危機がアジアにも影響を及ぼしている中、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換を行いました。また、平成20年6月には、インドとの二国間の枠組みとして通貨スワップ取極を締結、平成21年2月にはインドネシアとの通貨スワップの規模も拡大する等、二国間協力にも貢献しました。

(4) 資金洗浄及びテロ資金対策並びに大量破壊兵器拡散防止策

「4. 平成19年度の事務運営の報告」に記載したとおり、我が国は、国際社会における資金洗浄及びテロ資金対策並びに大量破壊兵器拡散防止促進に向けた様々な作業に、積極的に参加・貢献しました。

引き続き、テロリスト等に対する資金供与を防止するため、また、犯罪収益等に関する資金洗浄を防止するため、各国・関連国際機関等との協力、外国為替検査等による外為法の実効性の確保、政省令及びガイドライン等の策定を通じた「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の着実な施行、FATF 勧告の実施に向けたさらなる国内措置の整備等を通じて、テロ資金対策及び資金洗浄対策に取り組みました。また、大量破壊兵器拡散防止の観点から、北朝鮮やイランの核開発問題等に対しても、国連安保理決議の着実な履行により、適切に対処しました。

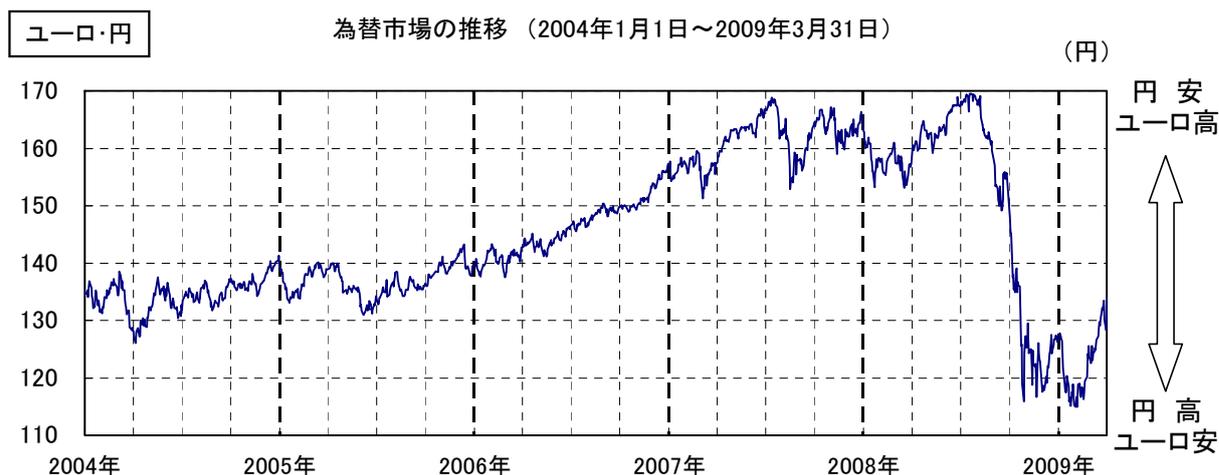
6. 目標を巡る外部要因等の動向

平成20年度末までの為替相場の動向は次のとおりです。

○参考指標 6-1-1：為替相場の動向



| | 最安値 | 最高値 | 最高値と最安値の変化幅 |
|--------|-------------------------|-------------------------|-------------------|
| 平成20年度 | 110円67銭 (平成20年8月15日) | 87円10銭 (平成21年1月21日) | 23円57銭 (21.3%) |
| 19年度 | 124円14銭 (平成19年6月22日) | 99円57銭 (平成20年3月17日) | 28円37銭 (22.9%) |
| 18年度 | 122円20銭 (平成19年1月29日) | 108円97銭 (平成18年5月17日) | 13円23銭 (12.1%) |



ドル円相場は、平成20年4月から8月にかけて、各国の流動性供給策や金融機関の増資等を受けて3月の信用市場の逼迫が一旦落ち着く中、リスク回避姿勢の弱まりから円が売られ、4月上旬の1ドル＝99円台から8月には110円台まで円安となりました。

9月に入り、米大手投資銀行の破綻をきっかけに、金融不安が再燃してリスク回避の動きが強まる中、各国株価の大幅下落とともに急激な円の独歩高が進行し、10月下旬には約13年

ぶりとなる90.87円まで円高となりました。これを受け、G7各国は「最近の為替相場における円の過度の変動並びにそれが経済及び金融の安定に対して悪影響を与え得ることを懸念している」という、円に特に言及した緊急声明（平成20年10月27日）を出しました。

11月に入り、金融市場の混乱は一旦やや落ち着きましたが、12月に入ると、米国の自動車業界の経営悪化や米財政赤字の拡大などから米国経済の先行きに対する懸念が高まり、再びリスク回避姿勢が強まる中、平成21年1月には10月の水準を上回る87.10円まで円高が進みました。

2月中旬以降は、日本経済の先行き懸念の高まりを背景に円は下落に転じ、さらに、3月に入ると、それまでに執られてきた各国当局の景気対策や金融市場対策、大幅な金融緩和策などから、米国を中心に経済指標に改善の兆しが見られ、各国株価が上昇に転じる中、リスク許容度の改善から円売りが進み、3月には99円台まで円安となりました。

○参考指標 6-1-2：国際収支動向

国際収支状況

(単位:億円)

| | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 経常収支 | 182,096 | 191,233 | 211,538 | 245,444 | 122,291 |
| 貿易収支 | 131,571 | 95,633 | 104,839 | 116,861 | 11,704 |
| 輸出 | 588,300 | 651,722 | 736,653 | 809,446 | 677,249 |
| 輸入 | 456,729 | 556,089 | 631,814 | 692,584 | 665,545 |
| サービス収支 | -35,947 | -21,560 | -22,979 | -25,960 | -21,729 |
| 所得収支 | 96,441 | 126,094 | 142,484 | 167,544 | 145,593 |
| 資本収支 | -141,969 | -140,413 | -152,330 | -223,531 | -172,229 |
| 直接投資（資産） | -38,454 | -50,854 | -69,502 | -95,730 | -119,263 |
| "（負債） | 10,598 | 3,814 | -2,716 | 27,487 | 16,986 |
| 証券投資（資産） | -186,801 | -214,043 | -89,873 | -210,912 | -176,751 |
| "（負債） | 185,186 | 204,315 | 241,760 | 150,049 | -84,171 |
| その他投資（ネット） | -112,903 | -67,433 | -230,369 | -102,307 | 176,408 |

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 資本収支の「-」は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

(注2) 平成20年度実績値は速報値。21年7月にデータが確定するため、平成21年度実績評価書に掲載予定。

直接投資・証券投資の地域別状況（国際収支ベース）

(単位:億円)

| | | 資産（本邦資本） | | 負債（外国資本） | |
|--------|-------|----------|----------|----------|---------|
| | | 直接投資 | 証券投資 | 直接投資 | 証券投資 |
| 世界 | 平成19年 | -86,607 | -145,884 | 26,552 | 228,399 |
| | 平成20年 | -132,320 | -193,466 | 25,246 | -98,423 |
| 米国 | 平成19年 | -18,524 | -25,966 | 15,877 | 33,114 |
| | 平成20年 | -44,617 | -79,433 | 11,869 | -20,691 |
| ケイマン諸島 | 平成19年 | -6,889 | -34,331 | 1,773 | 3,101 |
| | 平成20年 | -22,814 | 1,505 | 3,774 | -10,537 |
| EU | 平成19年 | -23,636 | -44,915 | 797 | 190,218 |
| | 平成20年 | -23,431 | -57,598 | 3,145 | 48,212 |

| | | | | | |
|-----|-------|---------|---------|-------|---------|
| アジア | 平成19年 | -22,826 | -10,703 | 2,042 | 1,142 |
| | 平成20年 | -23,790 | 1,363 | 3,513 | -14,191 |

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注) 「-」は資本の流出(資産の増加、負債の減少)を示す。

国際経済情勢の変動に的確に対応する前提として、その取引の実態を的確に把握するとともに、国境を越える資金の流れについて市場に正確な情報提供を図るため、国際収支統計等を公表しています。

平成20年度の経常収支(速報)は、世界経済の減速等を受けて輸出が大幅に減少したことにより貿易収支の黒字幅が縮小したこと、円高や世界的な金利の低下を受けて外国証券利子等の受取減少により所得収支の黒字幅が縮小したことを主因に、12兆2,291億円の黒字と、平成13年度以来7年ぶりの黒字幅縮小となりました(対前年度比▲50.2%)。

経常収支の主要な内訳項目をみていきますと、貿易収支は1兆1,704億円の黒字となり、平成17年度以来3年ぶりの黒字幅縮小となりました(対前年度比▲90.0%の減少)。これは、世界経済の減速等を受けて輸出が大幅に減少したことによるものです。

所得収支については14兆5,593億円の黒字となり、平成14年度以来6年ぶりの黒字幅縮小となりました(対前年度比▲13.1%の減少)。これは、親子会社間の配当や利子の授受を計上する直接投資収益は対前年度比でほぼ横ばいとなりましたが、円高や世界的な金利の低下を受けて証券投資収益の黒字幅が縮小したことによるものです。

なお、直接投資(資産)については、本邦企業による海外事業拡充のための増資引受や発行済株式の取得がみられたことなどから、引き続き流出超となりました(▲11兆9,263億円の流出超)。一方、直接投資(負債)については、外国企業による本邦企業の発行済株式の取得がみられたことなどから、引き続き流入超となりました(1兆6,986億円の流入超)。

また、証券投資(資産)については、個人投資家による外国債券への投資は伸び悩んだものの、本邦年金基金を中心とした資産配分比率の調整による外国株式の買い越しがみられ、引き続き流出超となりました(▲17兆6,751億円の流出超)。一方、証券投資(負債)については、世界的な金融危機や景気後退を背景として、非居住者による本邦株式及び本邦債券が売り越しに転じたことから、流出(処分)超に転じました(▲8兆4,171億円の流入超)。

(<http://www.mof.go.jp/1c004.htm>参照)

○参考指標 6-1-3 : 対外資産負債残高 (対GDP比を含む)

主要国の対外資産負債残高及び経常収支のGDP比 (円ベース比較)

(単位:10億円)

| | | 資産 | | 負債 | | 純資産 | | 経常収支 | |
|------|--------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|----------|---------|
| | | | GDP比(%) | | GDP比(%) | | GDP比(%) | | GDP比(%) |
| 日本 | 2004年末 | 433,864 | 87.1 | 248,067 | 49.8 | 185,797 | 37.3 | 18,618 | 3.7 |
| | 2005 | 506,191 | 100.9 | 325,492 | 64.9 | 180,699 | 36.0 | 18,259 | 3.6 |
| | 2006 | 558,106 | 110.0 | 343,024 | 67.6 | 215,081 | 42.4 | 19,849 | 3.9 |
| | 2007 | 610,492 | 118.4 | 360,271 | 69.8 | 250,221 | 48.5 | 24,794 | 4.8 |
| | 2008 | 519,179 | 102.3 | 293,671 | 57.9 | 225,508 | 44.4 | 16,380 | 3.2 |
| 米国 | 2003年末 | 818,039 | 69.7 | 1,041,505 | 88.7 | ▲ 223,465 | ▲ 19.0 | ▲ 60,680 | ▲ 4.8 |
| | 2004 | 972,546 | 79.9 | 1,206,345 | 99.1 | ▲ 233,798 | ▲ 19.2 | ▲ 67,620 | ▲ 5.3 |
| | 2005 | 1,411,110 | 96.3 | 1,638,214 | 111.8 | ▲ 227,104 | ▲ 15.5 | ▲ 80,348 | ▲ 5.9 |
| | 2006 | 1,710,656 | 109.1 | 1,975,415 | 126.0 | ▲ 264,759 | ▲ 16.9 | ▲ 91,657 | ▲ 6.0 |
| | 2007 | 2,010,960 | 127.8 | 2,289,325 | 145.4 | ▲ 278,365 | ▲ 17.7 | ▲ 86,100 | ▲ 5.3 |
| 英国 | 2004年末 | 786,635 | 325.8 | 830,876 | 344.1 | ▲ 44,241 | ▲ 18.3 | ▲ 4,970 | ▲ 2.1 |
| | 2005 | 976,433 | 383.8 | 1,026,777 | 403.6 | ▲ 50,344 | ▲ 19.8 | ▲ 6,517 | ▲ 2.6 |
| | 2006 | 1,215,324 | 393.8 | 1,301,884 | 421.8 | ▲ 86,560 | ▲ 28.0 | ▲ 9,662 | ▲ 3.4 |
| | 2007 | 1,456,532 | 454.8 | 1,523,302 | 475.7 | ▲ 66,770 | ▲ 20.8 | ▲ 9,275 | ▲ 2.8 |
| | 2008 | 944,651 | 494.1 | 953,435 | 498.7 | ▲ 8,785 | ▲ 4.6 | ▲ 3,691 | ▲ 1.3 |
| ドイツ | 2004年末 | 496,493 | 158.3 | 462,492 | 147.5 | 34,001 | 10.8 | 13,857 | 4.7 |
| | 2005 | 569,484 | 182.4 | 502,307 | 160.9 | 67,177 | 21.5 | 16,004 | 5.2 |
| | 2006 | 712,889 | 196.0 | 613,210 | 168.6 | 99,679 | 27.4 | 20,740 | 6.1 |
| | 2007 | 839,825 | 206.5 | 731,646 | 179.9 | 108,179 | 26.6 | 29,782 | 7.6 |
| | 2008 | 625,484 | 198.7 | 543,112 | 172.6 | 82,373 | 26.2 | 23,662 | 6.3 |
| フランス | 2003年末 | 394,326 | 182.8 | 377,598 | 175.0 | 16,728 | 7.8 | 1,711 | 0.8 |
| | 2004 | 472,846 | 200.8 | 452,835 | 192.3 | 20,012 | 8.5 | 1,337 | 0.6 |
| | 2005 | 574,510 | 239.2 | 550,619 | 229.2 | 23,891 | 9.9 | ▲ 1,495 | ▲ 0.6 |
| | 2006 | 746,598 | 263.7 | 728,352 | 257.2 | 18,246 | 6.4 | ▲ 1,797 | ▲ 0.7 |
| | 2007 | 884,406 | 278.5 | 841,686 | 265.1 | 42,720 | 13.4 | ▲ 3,680 | ▲ 1.2 |
| イタリア | 2003年末 | 167,669 | 92.8 | 177,033 | 98.0 | ▲ 9,364 | ▲ 5.2 | ▲ 2,250 | ▲ 1.3 |
| | 2004 | 190,753 | 96.7 | 201,234 | 102.0 | ▲ 10,481 | ▲ 5.3 | ▲ 1,780 | ▲ 1.0 |
| | 2005 | 226,736 | 114.1 | 233,899 | 117.7 | ▲ 7,163 | ▲ 3.6 | ▲ 3,275 | ▲ 1.7 |
| | 2006 | 285,588 | 123.2 | 296,096 | 127.7 | ▲ 10,508 | ▲ 4.5 | ▲ 5,588 | ▲ 2.6 |
| | 2007 | 322,285 | 125.1 | 335,892 | 130.3 | ▲ 13,607 | ▲ 5.3 | ▲ 6,009 | ▲ 2.4 |
| カナダ | 2004年末 | 82,425 | 73.9 | 98,896 | 88.6 | ▲ 16,471 | ▲ 14.8 | 2,483 | 2.3 |
| | 2005 | 101,284 | 73.0 | 117,438 | 84.7 | ▲ 16,154 | ▲ 11.7 | 2,445 | 2.0 |
| | 2006 | 121,667 | 82.8 | 129,557 | 88.2 | ▲ 7,890 | ▲ 5.4 | 2,077 | 1.4 |
| | 2007 | 136,645 | 77.3 | 151,068 | 85.5 | ▲ 14,423 | ▲ 8.2 | 1,488 | 0.9 |
| | 2008 | 110,644 | 93.2 | 109,642 | 92.3 | 1,002 | 0.8 | 864 | 0.6 |
| 中国 | 2004年末 | 96,821 | 48.1 | 66,337 | 33.0 | 30,484 | 15.2 | 7,428 | 3.6 |
| | 2005 | 144,235 | 53.9 | 94,385 | 35.2 | 49,850 | 18.6 | 17,725 | 7.2 |
| | 2006 | 195,578 | 60.6 | 122,856 | 38.1 | 72,721 | 22.5 | 29,455 | 9.5 |
| | 2007 | 260,841 | 65.0 | 144,331 | 35.9 | 116,510 | 29.0 | 43,783 | 11.0 |
| | 2008 | 265,017 | 66.4 | 127,168 | 31.9 | 137,849 | 34.5 | 44,042 | 9.8 |

(出所) 日本:財務省資料

日本以外: IMF「International Financial Statistics (IFS)」, 各国政府資料

(注) 日本以外の各国の計数は、IFSレートで円換算したものである。

平成20年末現在の対外純資産は、平成19年末の250兆2,210億円から225兆5,080億円へ、平成17年末以来3年ぶりの減少となりました（対前年末比▲24.7兆円、同比▲9.9%）。これは、世界的な金融危機の中で、株価の下落は、対外資産の取得超とともに、我が国の対外純資産の増加に寄与しましたが、円高が、それを上回る対外純資産の減少をもたらしたことによるものです。（<http://www.mof.go.jp/1c018.htm>参照）

7. 今後の政策等に反映すべき事項

（1）今後の方針

政策目標6-1 外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

| | 引き続き推進 | 改善・見直し | 廃止 |
|---|--------|--------|----|
| 施 策 6-1-1 外国為替市場の安定 | 引き続き推進 | 改善・見直し | 廃止 |
| 施 策 6-1-2 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画 | 引き続き推進 | 改善・見直し | 廃止 |
| 施 策 6-1-3 アジアにおける地域金融協力の推進 | 引き続き推進 | 改善・見直し | 廃止 |
| 施 策 6-1-4 北朝鮮・イランの核開発等に係る問題への対策及びテロ資金や大量破壊兵器の拡散に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応 | 引き続き推進 | 改善・見直し | 廃止 |

（2）企画立案に向けた提言

① 外国為替市場の安定

今後とも、為替レートの変動や無秩序な動きが、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えるとの認識の下、為替市場を中心とした日常的な国際金融市場のモニタリングや各国の通貨当局との意見交換、緊密な協力等を行う等、必要に応じた為替介入等を通じ、外国為替相場の安定に向けた取組を行っていきます。特に、グローバルな金融市場の混乱が続く状況においては、こうした取組に一層注力していきます。また、為替介入を実施する際に機動的に対応するため、外貨準備については安全性及び流動性に最大限留意しつつ、可能な限り収益性を追求する運用を行っていきます。

② 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

今後とも以下の取組への参画が重要であると考えます。

イ 国際金融システムの安定

金融資本市場の混乱が、信用収縮等を通じて実体経済に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を発生させたことを踏まえ、このような危機を克服し、再発を防ぐための取

組みに積極的に参画します。

ロ IMF改革

新興国及び途上国への資金の流入を確保するため、国際金融機関、特にIMFの大幅な強化が必要であり、我が国は、IMFの新規借入取極の増額と参加国の拡大等による資金基盤の増強、及び次回の出資比率・発言権見直しを2011年1月までに完了するための議論に参画します。

③ アジアにおける地域金融協力の強化

イ ASEAN+3財務大臣プロセスにおける取組

ASEAN+3財務大臣プロセスでは、平成21年2月の特別会合（タイ・プーケット開催）でのCMIのマルチ化に関する合意を受けて、マルチ化の主要項目について、平成21年5月に開催予定の次回ASEAN+3財務大臣会議までに合意を得よう取り組んでいきます。

また、ABMIについては、新ロードマップに盛り込まれた具体的取組の検討を進める等、アジア金融資本市場の利便性向上に取り組んでいきます。

ロ その他の地域金融協力の枠組みにおける取組

ロシアからチリまで環太平洋の21もの国・地域が参加するAPECや、アジア及び欧州における経験の共有や中長期的な地域協力のあり方に関する研究や議論が活発なASEMの枠組みが持つ特色を踏まえつつ、アジア地域における経済・金融分野における協力の効果的な推進について検討していきます。

ハ 二国間における情報交換・意見交換等

国際的な金融危機がアジアにも影響を及ぼしている中、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換を行います。特に、韓国及び中国との定期的な財務対話等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行う他、他のアジア諸国とも意見交換を行っていきます。

④ 資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策

イ 国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策

我が国は、国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止促進に向けた様々な作業に、積極的に参加・貢献します。

ロ 我が国としての資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策

今後とも、テロリスト等に対する資金供与及び犯罪収益等に関する資金洗浄を防止するため、各国・関連国際機関等との協力、検査等による外為法の実効性の確保、疑わしい取引の届出に係るガイドライン等の策定を通じた「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の着実な施行、FATF勧告の実施に向けた更なる国内措置の整備等

を通じて、テロ資金対策及び資金洗浄対策に取り組みます。また、大量破壊兵器拡散防止の観点から、北朝鮮やイランの核開発問題等にも適切に対処します。

(3) 平成22年度予算要求等への反映

平成20年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。

○ 政策目標 6-2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、貧困や地球環境問題といった課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方を踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を推進していきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第168回、第170回国会 総理大臣所信表明演説

第169回、第171回国会 総理大臣施政方針演説

第169回、第171回国会（平成21年1月5日、平成21年1月28日） 財務大臣財政演説

経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）

安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

生活防衛のための緊急対策（平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施策 6-2-1 : ODAの効率的・戦略的な活用

4. 平成20年度の事務運営の報告

㊦ 施策 6-2-1 : ODAの効率的・戦略的な活用

[平成20年度実施計画]

我が国は、ODA事業量を5年間で100億ドル積み増すなどの目標やミレニアム開発目標の達成に向けて積極的に取り組んでいくこととしていますが、その際には、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方を踏まえつつ、中長期的な戦略性や、援助の質を向上させることが必要不可欠です。平成18年4月には、援助の基本戦略等の策定について、内閣の司令塔的機能を強化するため、総理大臣及び少数の閣僚メンバーから構成される「海外経済協力会議」が設置されました。また、援助の実施機関について、実施段階での戦略性や効率性を高めるべく、円借款・技術協力・無償資金協力を一元的に実施するため、平成20年10月に、国際協力銀行の円借款部門と国際協力機構を統合することとしています。

これらを踏まえ、財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、円借款・技術協力・無償資金協力の一体的活用や、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、NGOや民間企業等との連携、国別援助計画の策定、ODA評価の充実を進めることで、ODAの効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

〔事務運営の報告〕

① 円借款、技術協力、無償資金協力の連携による二国間ODAの一層の効率的実施

円借款、技術協力、無償資金協力、OOF (Other Official Flow : ODA以外の政府資金)を含む経済協力の戦略的・効率的な実施を図るため、平成18年4月に総理大臣を議長とする「海外経済協力会議」が内閣に設置されました。

平成20年度は6回開催され、総理大臣、財務大臣等の出席の下、ODAの量及び質や東アジア、現下の世界情勢を踏まえた海外経済協力のあり方等について積極的な議論が行われました。

また、円借款・技術協力・無償資金協力の一元的な実施により、実施段階での戦略性・効率性を高めるため、平成20年10月に国際協力銀行の円借款部門と国際協力機構が統合され、所要の政省令改正等を行いました。

② 国際開発金融機関と我が国ODA関係機関との政策対話の実施

ODAの効果や効率性を高めるには、国内の関係機関だけではなく、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks:MDBs）との協調が重要です。そうした観点から、特定の国や地域をテーマとして、国際開発金融機関と我が国ODA関係機関が集まり、政策対話を実施しました。また、国際開発金融機関と、農業問題、気候変動、金融危機の途上国への影響を始めとする開発援助の諸問題についても積極的な意見交換を行いました。

＜平成20年度に実施された世界銀行、ADBとの政策対話の実績＞

イ 世界銀行との東アジア政策対話（平成20年5月）

参加者：世界銀行、財務省、外務省、国際協力銀行、国際協力機構
議題：東アジアにおける援助協調等

ロ 世界銀行とのアフリカ政策対話（平成20年10月）

参加者：世界銀行、財務省、外務省、国際協力機構
議題：アフリカにおける援助協調等

ハ ADBとの南東アジア政策対話（平成20年10月）

参加者：ADB、財務省、外務省、国際協力機構
議題：南東アジア地域における援助協調等

ニ 世界銀行との南アジア政策対話（平成20年11月）

参加者：世界銀行、財務省、外務省、国際協力機構
議題：南アジアにおける援助協調等

ホ ADBとの南アジア政策対話（平成21年3月）

参加者：ADB、財務省、外務省、国際協力機構
議題：南アジア地域における援助協調等

(参考) MDBsとの政策協議・開発問題研究会の開催回数 (単位:回)

| | 平成17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------|--------|------|------|------|
| 開催回数 | 17 | 18 | 35 | 42 |

(出所) 国際局開発機関課調

(注1) 総会及びそれに準じる規模の会合その他の課長レベル以上が対応する政策協議(個別面会を除く)及び、開発問題研究会(18年度まではMDBs研究会)の回数。

(注2) 開発問題研究会は、我が国の援助政策に実務家等の幅広い知見を取り入れ、開発援助政策の立案に活かすことを目的として、国際開発金融機関職員(幹部含む)等、開発分野の専門的知見・経験を有する者と財務省職員(課長以上含む)との間で意見交換・議論を行うもの。

(注3) 「平成21年度政策評価実施計画」において、新しく「業績指標」に追加した。

③ NGOや民間企業等との連携

平成20年度は、NGOと意見交換の場として定期的を開催しているNGO協議会を3回開催しました。

また、平成20年4月に官民連携促進策に基づき設置された「成長加速化のための官民パートナーシップ」が取り纏められ、平成20年度は官民政策対話に出席し、民間企業等のODAに対する意見や要望を積極的に収集し、検討しました。同11月には、民間企業による官民連携案件の提案の受付要領を外務省及び経済産業省と協議の上作成し、外務省のホームページで公表しました。

④ 国別援助計画の策定

ODAの戦略性、効率性、透明性向上に向けた取組の一環として、被援助国の政治、経済、社会情勢を踏まえ、開発計画や開発上の課題を把握した上で、向こう5年程度の援助の方向性等を定めた国別援助計画を策定しています。

平成20年度は、新規となるボリビア、キルギス、セネガル及びタジキスタンの国別援助計画の策定及びマレーシアの国別援助計画の見直しに向けた作業を行いました。その際、在外公館を中心とする現地ODAタスク・フォース(注)の積極的な関与を促しました。

(注) 現地ODAタスク・フォースは、日本大使館、国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)の現地事務所を主要メンバーに、日本の援助政策の立案や実施体制、さらには、他ドナーなど関連機関との連携を強化する目的でつくり、平成15年3月以降、これまで78か国に設置されています(平成21年8月現在)。

また、インドネシア、ベトナム、インド、スリランカ、パキスタン、バングラデシュ、チュニジア及びモロッコについては、援助についてのお互いの認識や理解を共有するため、国別ローリングプラン(注)を改定・共有し、被援助国側における援助の予測可能性の向上に役立てました。

(注) 「ローリングプラン」とは、援助における中期的な戦略性を高めるため、我が国・途上国双方の援助戦略や各セクターにおける改革課題を踏まえた、3～5年程度の援助プランです。

(参考) 国別援助計画の策定・見直し作業の状況(平成21年3月現在)

国別援助計画は、次の24か国について策定済み。今後36か国まで拡充する予定。

バングラデシュ、タイ、ベトナム、エジプト、ガーナ、タンザニア、フィリピン、ケニア、ペルー、中国、マレーシア、カンボジア、ザンビア、チュニジア、ニカラグア、スリランカ、インドネシア、モンゴル、パキスタン、インド、ウズベキスタン、カザフスタン、ラオス、エチオピア

⑤ ODA評価の充実

ODAをより効果的・効率的に活用し、質の高い援助を行うため、ODA評価を充実させることは重要です。財務省は、関係省・機関と連携しつつ、全ての円借款事業について、事業実施の妥当性や効率性、被援助国の債務持続性等の審査を通じて、その充実に貢献しています。

施 策 6-2-2 : 円借款、国際金融等業務、国際開発金融機関を通じた支援

[平成20年度実施計画]

財務省は、円借款や国際金融等業務、国際開発金融機関に関する業務を所管する立場から、以下に取り組んでいきます。

① 円借款・国際協力銀行業務(旧国際金融等業務)

円借款は、返済を前提とするため相手国の自助努力を促すことができる有用な援助形態です。また、無償資金協力や技術協力に比べて大規模な支援が可能であり、開発途上国の経済社会基盤整備において重要な役割を果たしています。我が国は、後発開発途上国支援における円借款の役割を強化するために譲許性の高い供与条件を導入するなど、円借款を通じた開発途上国支援に積極的に取り組んでいます。国際協力銀行の海外経済業務(円借款業務)は平成20年10月に独立行政法人国際協力機構に承継されますが、財務省は、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、円借款の案件形成について引き続き関係省庁と調整しつつ、国別援助計画の策定や相手国政府との協議に取り組んでいきます。平成20年度においては、引き続き、アジア地域を中心に円借款を供与していくとともに、第4回アフリカ開発会議(TICADIV)が横浜で開催されることを踏まえ、円借款によるアフリカ向け支援等を拡充していくこととしており、その着実な実施に取り組めます。また、経済・社会情勢の変化に応じて、円借款制度の見直しを検討していきます。

国際協力銀行の国際金融等業務については、平成20年10月に設立される株式会社日本政策金融公庫が承継することとしています。株式会社日本政策金融公庫法で定められているとおり、「官から民へ」の観点から、民業補完の徹底を図り、その業務を国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保、国際金融秩序の混乱への対処の観点から真に必要な業務に限定し、戦略性や効率性を高めるため、関係省庁間で密接に連携しながら業務を監督していきます。

② 国際開発金融機関等

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関(Multilateral Development Banks: MDBs)は開発援助における豊富な経験を有し、最先端の専門的知識を持った人材を数多く有すると共に、現地の支援ニーズを的確に把握することのできるその広範な情報網を活用し、効果的な援助を行うことができるなどの長所があります。財務省はこのような長所を十分認識し、厳しい財政事情ではありますが、昨年末には貧困国に対して長期・無利子の融資及び贈与を行う国際開発協会(IDA)の増資に合意するなど、責任ある国際社会の一員として、MDBsの活動に積極的に貢献しています。

我が国は、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させるよう努めます。また、MDBsは、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取り組み、援助効果の評価の推進を図ることにより、支援の効率性・有効性を高める努力を行っており、我が国としても、これらの取組を積極的に支援していくとともにMDBsを通じた支援について、広く一般に紹介していきます。

③ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組み支援

地球環境問題への取組として、我が国が拠出する地球環境ファシリティ (Global Environment Facility: GEF。生物多様性の保護、気候変動といった途上国における地球環境問題への対策に貢献する資金メカニズム) の業務運営に係る議論に引き続き積極的に参加し、地球環境ファシリティの活動に貢献していきます。

また、気候変動問題にかかる途上国支援について、福田総理は、平成20年1月26日のダボス会議において、我が国独自の途上国支援に加えて、「米国、英国とともに多国間の新たな基金を創設することを目指し、他のドナーにも参加を呼びかける」旨表明しました。今後、両国とともに基金の創設について検討を進めるとともに、我が国の具体的な貢献について検討していきます。

[事務運営の報告]

① 円借款、国際協力銀行業務 (旧国際金融等業務)

平成20年10月、それまで旧国際協力銀行において一体的に実施してきた円借款業務と国際金融等業務について、円借款業務は独立行政法人国際協力機構 (JICA) に、国際金融等業務は日本政策金融公庫の国際協力銀行 (JBIC) に、それぞれ継承されました。

イ 円借款業務

アジア地域を中心としつつ、TICADIVなどのイニシアティブも踏まえ、平成20度は、8,443億円の円借款供与を決定しました。

(a) アジア地域

平成20年度は、円借款供与総額の約8割をアジア地域に供与しました。主な供与国は、インド(2,360億円)、インドネシア(1,206億円)です。

このように、円借款については、「開かれた成長センター」であるアジア地域に対し重点的に円借款を供与していますが、本年1月のダボス会議においても、アジア自身の成長力強化と内需拡大に向け、1兆5,000億円以上のODA供与を行うことを表明しました(4月のロンドン・サミットにおいて、アジア向けODAを最大2兆円に拡充)。

(b) アフリカ開発支援

我が国は、平成20年5月に横浜で開催したTICADIVにおいて、アフリカの持続的な経済成長と開発への支援を強化するため、5年間で最大40億ドルの円借款供与を表明しました。平成20年度においては、タンザニア、ザンビア等の4か国・1機関に対して合計約681億円の円借款供与を決定しました。

(c) 気候変動対策

我が国が平成20年1月に発表した「クールアース推進構想」を受け、譲許性の高い気候変動対策円借款を創設し、温室効果ガスの排出抑制と経済成長の両立について政策協議を経た国に対し、気候変動緩和効果に資する案件を中心に、5年間で5,000億円程度の円借款を供与することとしました。

平成20年度においては、気候変動対策円借款として、インドネシアに対し気候変

動対策プログラム・ローン（308億円）等を供与しました。

(d) イラク復興支援

イラク復興国際会議（平成15年10月開催）において、我が国はイラク政府に対し、総額15億ドルの無償資金の供与と円借款による最大35億ドルまでの支援を合わせた総額50億ドルの支援の実施を表明しています。これに基づき、平成20年度は、クルド地域上水道整備事業（343億円）、バグダッド下水施設改善事業（調査・設計等のための役務）（21億円）の2案件、総額約3億ドル（364億円）の円借款供与を決定しました。

(e) 不正腐敗の再発防止に向けた取組み

平成20年8月にベトナム向け円借款を巡り発生した贈収賄事件（P C I 事件）を受け、二度とこのような事件が起きないように、「日越ODA腐敗防止合同委員会」等を通じて不正腐敗の再発防止策をとりまとめ、平成21年2月に報告書として公表したほか、ベトナム以外の途上国に対してもこうした施策への理解を求めるなど、不正腐敗の再発防止に取り組みました。

(f) 国際開発金融機関と国際協力機構の協調融資

(i) 第五次開発政策借款（対インドネシア）等

世界銀行がインドネシアに対し供与した「第五次開発政策借款」について、我が国は93億円の円借款の協調融資を行いました。また、アジア開発銀行がフィリピンに対し供与した「第二次開発政策プログラム」について、我が国は93億円の円借款の協調融資を行いました。

(ii) E S D A イニシアティブ

我が国は、平成19年5月、アジア開発銀行と共同で実施する、「アジアの持続的成長のための日本の貢献策（Enhanced Sustainable Development for Asia: E S D A）」を発表しました。その一環として、アジア開発銀行との連携により迅速な円借款による支援を行うための枠組み（Accelerated Co-Financing scheme with ADB: A C F A）を創設し、今後5年間で20億ドルの円借款を供与することとしました。

平成20年度においては、E S D A イニシアティブの下、454億円の円借款の供与を決定しました。

(iii) E P S A イニシアティブ

我が国は、平成17年6月、アフリカ開発銀行グループと共同で実施する、「アフリカにおける民間セクターの成長を促進するための包括的なイニシアティブ（Enhanced Private Sector Assistance for Africa: E P S A for Africa）」を発表し、アフリカ地域に対して、今後5年間で10億ドルを目途とする円借款を供

与することとしました。

平成20年度においては、E P S Aイニシアティブの下、アフリカ開発銀行の民間セクター支援融資（Ⅱ）（321億円）やカメルーンの道路交通促進事業（45億円）に円借款供与を決定しました。

○参考指標 6-2-7：円借款実施状況

円借款実績の推移

（単位：億円、件数）

| | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 金額 | 6,545 | 5,666 | 8,435 | 9,448 | 8,443 |
| 件数 | 47 | 48 | 79 | 59 | 52 |

（出所）国際局開発政策課調

（注）数字はE/Nベース（債務救済を含まない）。

円借款実施状況（地域別）の推移

（金額単位：億円、シェア：％）

| | 平成16年度 | | 17年度 | | 18年度 | | 19年度 | | 20年度 | |
|-------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | 金額 | シェア |
| アジア | 4,671 | 71.4 | 4,448 | 78.5 | 6,440 | 76.3 | 6,547 | 69.3 | 6,632 | 78.5 |
| (ASEAN) | (2,075) | (31.7) | (2,272) | (40.1) | (2,320) | (27.5) | (3,080) | (32.6) | (3,045) | (36.1) |
| 大洋州 | - | - | - | - | - | - | 46 | 0.5 | - | - |
| 中央アジア・コーカサス | 323 | 4.9 | 293 | 5.2 | - | - | - | - | 433 | 5.1 |
| 欧州 | 478 | 7.3 | - | - | - | - | 369 | 3.9 | 111 | 1.3 |
| 中近東 | 987 | 15.1 | - | - | 798 | 9.5 | 1,606 | 17.0 | 364 | 4.3 |
| アフリカ | 86 | 1.3 | 488 | 8.6 | 1,137 | 13.5 | 687 | 7.3 | 681 | 8.1 |
| 中南米 | - | - | 438 | 7.7 | 60 | 0.7 | 194 | 2.1 | 221 | 2.6 |
| 合計 | 6,545 | 100.0 | 5,666 | 100.0 | 8,435 | 100.0 | 9,448 | 100.0 | 8,443 | 100.0 |

（出所）国際局開発政策課調

（注1）数字はE/Nベース（債務救済を含まない）。

（注2）アフリカには、北アフリカ諸国（アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ）及びアフリカ開発銀行向けを含む。

□ 国際協力銀行業務（旧国際金融等業務）

国際協力銀行（J B I C）は、民業補完の徹底を図りつつ、我が国にとって重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、及び国際金融秩序の混乱への対処のための業務を行っており、平成20年度は、対前年度比59.2％の増加となる2兆6,940億円の出融資及び保証を行いました（参考指標 6-2-6参照）。

平成20年度は国際金融機関と連携して様々な新しい取組みを立ち上げました。平成21年1月には中小途上国銀行の資本増強支援のため、世銀の対民間部門である国際金融公社（I F C）と共同で途上国銀行資本増強ファンドを設立し、2月には世界的な金融危機による信用収縮が貿易金融の円滑な供給に与える影響を緩和することを目的

として、JBICを活用した貿易金融イニシアティブを発表しました。更に3月には金融危機による当面の景気の落ち込みに対して、景気対策として、その「前倒し及び迅速な実施」に資するものであり、かつ環境改善等の長期的なインフラ課題にも対応できる環境投資が途上国において積極的に進められていくことが重要との観点から、途上国における環境投資を支援するため、環境投資支援イニシアティブを発表しました。

また、国際金融秩序の混乱に対処するため、諸般の資金ニーズに積極的に対応しました。平成20年12月には、我が国企業の海外事業を支援するための緊急措置として、所要の政令改正及び告示により、JBICが国内大企業を通じた途上国における事業向け融資及び先進国における事業向け融資・保証を行うことを可能としました。また、臨時異例の措置として、JBICの長期の外貨資金調達の不足分について、外為特会から外貨資金を貸し付け、JBICの資金繰りを支援することとしました。海外事業支援緊急業務の平成20年度末時点実績は、開発途上国向けで1,210億円、先進国向けで4,558億円となっています。

また、二国間では平成21年2月に、インドネシアに対する金融協力として、インドネシアが日本市場で円建ての国債、いわゆるサムライ債を発行する際、これを円滑に行なえるようJBICが最大15億ドル相当円の保証を付与する形で支援を行うことを発表しました。

平成20年度の出融資および保証の承諾額合計は2兆6,940億円で、対前年度比で1兆19億円（59.2%）増加しています。

出融資承諾額は2兆1,709億円で、対前年度比で1兆131億円（87.5%）増加しています。地域別にみると、大洋州、ヨーロッパ、北米地域及び中南米向け出融資承諾額が前年度比でそれぞれ2,550億円、5,938億円、2,108億円、2,395億円と極めて大きく増加しています。これは、金融危機対応として、国際協力銀行がヨーロッパ及び北米等における我が国企業の海外業務を積極的に支援したことが主な要因です。また大洋州及び中南米では、我が国の資源確保のための融資が増加しています。

保証承諾額は5,230億円で、前年度比で113億円（2.1%）減少しています。地域別では北米向けが全体の41.2%を占めています。

○参考指標 6-2-6：国際協力銀行による出融資等実施状況（国際金融等業務）

出融資および保証承諾状況

(L/Aベース、単位：億円、件数)

| | 平成16年度 | | 17年度 | | 18年度 | | 19年度 | | 20年度 | |
|----------|--------|-------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 融 資 | 194 | 9,020 | 160 | 10,678 | 145 | 10,490 | 104 | 11,578 | 183 | 20,853 |
| 輸出金融 | 40 | 1,148 | 29 | 731 | 34 | 757 | 24 | 378 | 24 | 277 |
| 輸入金融 | 10 | 585 | 10 | 607 | 8 | 82 | 5 | 2,557 | 2 | 155 |
| 投資金融 | 141 | 7,168 | 117 | 8,744 | 94 | 8,896 | 67 | 7,325 | 149 | 18,166 |
| 事業開発等金融等 | 3 | 119 | 4 | 596 | 9 | 755 | 8 | 1,317 | 8 | 2,255 |

| | | | | | | | | | | |
|----|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 保証 | 23 | 2,160 | 38 | 2,736 | 43 | 6,038 | 30 | 5,343 | 30 | 5,230 |
| 出資 | 3 | 22 | - | - | - | - | - | - | 5 | 857 |
| 合計 | 220 | 11,203 | 198 | 13,414 | 188 | 16,528 | 134 | 16,921 | 401 | 26,940 |

(出所) 国際協力銀行「年次報告書2008」(平成20年度は、国際局開発政策課調)

(注1) 上記はL/Aベース、金額の単位は億円。

(注2) 平成17年4月より「アンタイトローン」は「事業開発等金融」に呼称が変更されている。

地域別出融資承諾状況

(L/Aベース、単位：億円)

| | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| アジア | 2,565 | 3,017 | 3,314 | 4,742 | 3,412 |
| (東南アジア) | (1,289) | (1,336) | (2,582) | (3,099) | (2,693) |
| 大洋州 | 765 | 160 | 63 | 11 | 2,561 |
| ヨーロッパ | 880 | 1,021 | 230 | 78 | 6,016 |
| 中東 | 3,060 | 4,646 | 2,502 | 5,538 | 2,101 |
| アフリカ | 12 | 193 | 55 | 859 | 965 |
| 北米 | 216 | 171 | 257 | 50 | 2,158 |
| 中南米 | 1,521 | 1,409 | 4,068 | 300 | 2,695 |
| 国際機関等 | 1 | 63 | - | - | - |
| その他 | 22 | - | - | - | 1,802 |
| 合計 | 9,043 | 10,678 | 10,490 | 11,578 | 21,709 |

(出所) 国際協力銀行「年次報告書2008」等(平成20年度は、国際局開発政策課調)

地域別保証承諾状況

(L/Aベース、単位：億円)

| | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------|--------|-------|-------|---------|-------|
| アジア | 234 | 335 | 548 | 2,248 | 849 |
| (東南アジア) | (114) | (189) | (468) | (1,527) | (758) |
| 大洋州 | - | - | - | - | - |
| ヨーロッパ | - | - | 194 | 203 | 47 |
| 中東 | 36 | - | 70 | 314 | - |
| アフリカ | - | - | - | 412 | 170 |
| 北米 | 1,327 | 1,468 | 1,796 | 1,097 | 2,156 |
| 中南米 | 563 | 891 | 3,431 | 1,069 | 2,008 |
| 国際機関等 | - | 42 | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 2,160 | 2,736 | 6,038 | 5,343 | 5,230 |

(出所) 国際協力銀行「年次報告書2008」等(平成20年度は、国際局開発政策課調)

事業開発等金融の新規供与案件

(単位：百万円)

| 国名 | 借入人 | 案件概要 | 承諾額 |
|----------|----------------|-------------------------|---------|
| 南アフリカ共和国 | 南アフリカ電力公社 | 送配電設備敷設プロジェクト | 4,500 |
| 南アフリカ共和国 | 南アフリカ運輸公社 | 港拡張プロジェクト | 21,000 |
| ブラジル | ブラジル国立経済社会開発銀行 | インフラ整備プロジェクト向けツーステップローン | 150百万ドル |

| | | | |
|-------|--|--|---------------|
| パナマ | パナマ運河庁 | 運河拡張プロジェクト | 400百万 ドル |
| 中国 | 中華人民共和国 | モノレール工事プロジェクト | 13,650 |
| フィリピン | フィリピン開発銀行 | フィリピン共和国内のクリーン開発メカニズムプロジェクト、現地日系企業及び日系企業とサプライチェーンを通じた商取引等の関係を有する現地企業等向けツーステップローン | 6,000 |
| ベトナム | VIETRACIMEX LAO CAI ELECTRIC JOINT STOCK COMPANY | 流れ込み式水力発電所建設プロジェクト | 6,600 |
| その他 | IFC RECAPITALIZATION (SUBORDINATED DEBT) FUND, L. P. | 中小途上国の金融機関に対する資本増強プロジェクト | 1,350百 万ドル |

(出所) 国際局開発政策課調

② 国際開発金融機関を通じた支援

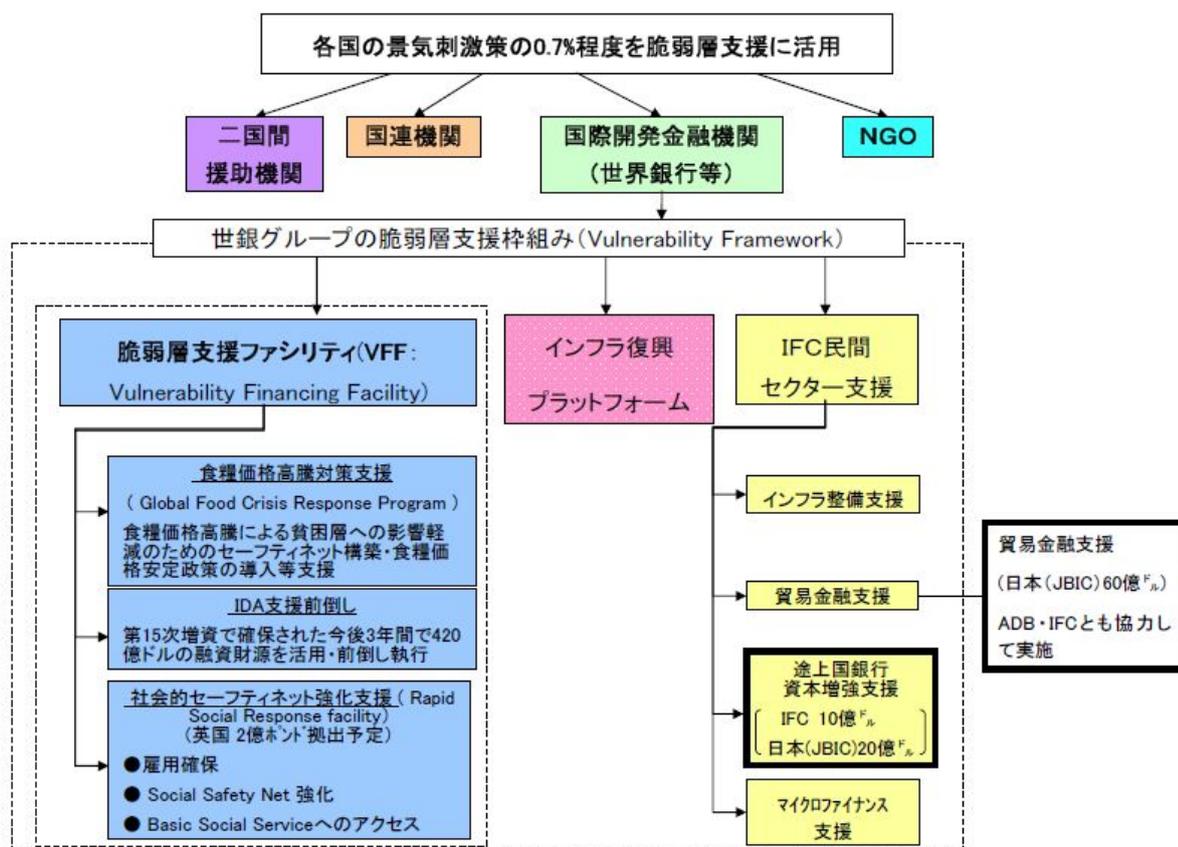
イ 国際開発金融機関の業務運営への参画

我が国は、開発援助分野における豊富な経験、専門的知見、人材といった国際開発金融機関の長所を十分に認識し、主要株主として、その融資等の業務や組織運営等について、年次総会や理事会等の場で積極的に意見を述べるとともに、我が国のODA政策や開発の理念を国際開発金融機関の施策に適切に反映するよう努めています。

平成20年度は、アジア太平洋地域の所得水準が特に低い開発途上国に、長期・低利の貸付を行うためのアジア開発基金（ADF）に対し、主要出資国間で新たな増資を行うことを合意しました（1,760億円）。今回の増資による資金は、アジア開発基金が行う開発途上国向けのインフラ整備、保健、医療、教育といった社会サービスの提供といった途上国の持続的経済成長、貧困削減を促すプロジェクト実施に向けられます。また、5月に開催された第4回アフリカ開発会議において、我が国は世界銀行を初めとするMDBsと連携し、世界銀行を活用しつつ我が国の知見を反映させる形で、農業・教育・保健等多くの分野でアフリカに対する支援を進めていくことで合意しました。

さらには、世界的な金融危機の影響を受けた途上国への支援にも迅速に取り組みました。例えば、世銀グループと協力し、危機対応として考え得るあらゆる施策を講じるべく、世銀グループ脆弱層支援枠組みの創設に尽力しました。その中で、国際協力銀行（JBIC）と国際金融公社（IFC）との合意により創設された「途上国銀行資本増強ファンド」は、20年度中にパラグアイの銀行への支援が第一号案件として承認されました。また、他のMDBsにおいても、危機対応のための施策の実現のために積極的に関与し、特にアジア開発銀行（ADB）の資金基盤の強化については、あらゆる機会を活用して各国への働きかけを行い、早期合意のための環境整備に貢献しました。

(参考) 世銀における脆弱層支援のための施策



(出所) 国際局開発機関課調

○参考指標6-2-2：国際開発金融機関関連の国際会議

- 世銀・IMF 合同開発委員会 平成20年 4月13日 (ワシントンD. C.)
10月12日 (ワシントンD. C.)
- IMF・世銀総会 平成20年 10月13日 (ワシントンD. C.)
- アジア開発銀行総会 平成20年 5月5～6日 (マドリッド)
- 米州開発銀行総会 平成20年 4月7～8日 (マイアミ)
平成21年 3月29～30日 (メデジン(コロンビア))
- アフリカ開発銀行総会 平成20年 5月14～15日 (マプト(モザンビーク))
- 欧州復興開発銀行総会 平成20年 5月18～19日 (キエフ(ウクライナ))

| 会議名 | 最近の開催状況 |
|----------------|---|
| 世銀・IMF 合同開発委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 世銀・IMF 合同開発委員会は、開発を巡る広範な問題について世銀・IMFの総務会に勧告することを目的として、昭和49年に設立された委員会です。 ・ 平成20年4月の会合(ワシントンD. C.)では、ミレニアム開発目標達成に向けた進捗状況を議論するとともに、国際的な援助構造、アフリカ支援についての議論が行われました。 ・ 平成20年10月の会合(ワシントンD. C.)では、世銀の長期戦略、 |

| 会議名 | 最近の開催状況 |
|------------|---|
| | 国別開発モデルのスケールアップ、クリーンエネルギー投資枠組みについての議論が行われました。 |
| アジア開発銀行総会 | <ul style="list-style-type: none"> アジア開発銀行は、アジア・太平洋地域の経済的・社会的開発の促進に寄与することを目的として設立された国際開発金融機関です。 平成20年5月の総会（マドリッド）では、アジア開発銀行の新長期戦略や食糧価格の高騰に関する問題など、アジアにおける貧困削減及び持続可能な開発を進めるためのアジア開発銀行の役割や域内諸国の経済情勢・課題等についての議論が行われました。 |
| 米州開発銀行総会 | <ul style="list-style-type: none"> 米州開発銀行は、中南米地域の開発途上国の経済的・社会的開発の促進に寄与することを目的として設立された国際開発金融機関です。 年次総会では、中南米地域の経済情勢・課題について主に議論され、更に、平成20年4月の総会（マイアミ）では、米州開発銀行の投資戦略、民間セクター支援、気候変動等について、平成21年3月の総会（メデジン）では、米州開発銀行の増資等について、議論が行われました。 |
| アフリカ開発銀行総会 | <ul style="list-style-type: none"> アフリカ開発銀行は、アフリカ地域の持続的な経済・社会開発の推進に寄与することを目的として設立された国際開発金融機関です。 平成20年5月の総会（マプト）では、アフリカ地域の経済情勢・課題について議論が行われたほか、民間セクター支援、食料価格の高騰や気候変動に対する取組等についての議論が行われました。 |
| 欧州復興開発銀行総会 | <ul style="list-style-type: none"> 欧州復興開発銀行は、民主化・自由化を進める中東欧諸国（中央アジア諸国を含む）の市場経済への移行の支援を目的として設立された国際開発金融機関です。 平成20年5月の総会（キエフ）では、欧州復興開発銀行の業務運営、欧州復興開発銀行の純益処分等についての議論が行われました。 |

○参考指標6-2-3：国際開発金融機関に対する主要国の出資

| | 世界銀行グループ | | | |
|-----------|--------------------|-----------------|-----------------|----------------------|
| | 国際復興開発銀行 (IBRD) | 国際開発協会 (IDA) | 国際金融公社 (IFC) | 多数国間投資保証機関 (MIGA) |
| 日 (順位) | 8.1% (第2位) | 19.4% (第2位) | 6.0% (第2位) | 5.1% (第2位) |
| 米 | 16.8 | 22.0 | 24.1 | 18.6 |
| 独 | 4.6 | 11.4 | 5.5 | 5.1 |
| 英 | 4.4 | 10.3 | 5.1 | 4.9 |
| 仏 | 4.4 | 7.4 | 5.1 | 4.9 |

| | アジア開発銀行 | |
|-----------|----------------|------------------|
| | 通常資本 (OCR) | アジア開発基金 (ADF) |
| 日 (順位) | 15.6% (第1位) | 16.9% (第1位) |
| 米 | 15.6 | 16.2 |
| 独 | 4.3 | 6.4 |
| 英 | 2.0 | 4.5 |
| 仏 | 2.3 | 4.7 |

| | 米州開発銀行グループ | | | |
|-----------|-----------------|---------------------|-----------------------|---------------------|
| | 米州開発銀行 | | | 米州投資公社 (I I C) |
| | 通常資本 (O C) | 特別業務基金 (F S O) | 多数国間投資資金 (M I F) | |
| 日 (順位) | 5.0% (第6位) | 6.1% (第2位) | 35.6% (第2位) | 3.4% (第6位) |
| 米 | 30.0 | 50.2 | 40.6 | 25.0 |
| 独 | 1.9 | 2.4 | — | 1.9 |
| 英 | 1.0 | 1.8 | 1.4 | — |
| 仏 | 1.9 | 2.3 | — | 3.1 |

| | アフリカ開発銀行グループ | |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| | アフリカ開発銀行 (A f D B) | アフリカ開発基金 (A f D F) |
| 日 (順位) | 5.5% (第3位) | 12.7% (第2位) |
| 米 | 6.4 | 12.7 |
| 独 | 4.1 | 9.8 |
| 英 | 1.7 | 5.8 |
| 仏 | 3.7 | 10.0 |

| | 欧州復興開発銀行 (E B R D) |
|-----------|-------------------------|
| 日 (順位) | 8.5% (第2位) |
| 米 | 10.0 |
| 独 | 8.5 |
| 英 | 8.5 |
| 仏 | 8.5 |

(出所) 各機関年次報告書 (平成21年4月現在における最新版)

□ 国際開発金融機関に設けた日本信託基金を通じた支援

我が国は、各国際開発金融機関本体への出資・拠出に加え、各機関の下に日本信託基金を設け、途上国に対する政策アドバイス、途上国政府の制度構築・人材育成、市民社会組織の能力構築等の支援を通じて、貧困削減をはじめとする我が国のODA政策の重点課題に対する多面的な取組を行いました。

日本信託基金は、ODAのより戦略的、選択的かつ効果的な実施を目的とし、外務省（現地大使館を含む）、国際協力機構及びその他関係省庁との協議を踏まえ、我が国のODA政策との整合性を判断した上で支援を実施します。

世界銀行の「開発政策・人材育成基金（PHRD）」及び「日本社会開発基金（JSDF）」、アジア開発銀行の「日本特別基金（JSF）」及び「貧困削減日本基金（JFPR）」のうち、PHRD及びJSFは、主に各機関が行う融資プロジェクトに付随する技術支援の供与を行います。JSDF及びJFPRは、低所得国や低中所得国を中心に無償支援を実施し、貧困層や社会的弱者に的を絞った社会支援、保健・人的サービス提供を伴う支援や地域レベルの基礎的な経済・社会サービスの実施に対する支援を行います。

○参考指標6-2-4：国際開発金融機関等に対する拠出金 (単位：億円)

| | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 技術支援等を目的とした拠出金 | | | | | |
| 国際開発金融機関拠出金 | 204.0 | 236.5 | 206.9 | 192.3 | 177.7 |
| 世界銀行グループ | 109.7 | 136.3 | 120.8 | 99.5 | 85.8 |
| アジア開発銀行 | 77.3 | 79.2 | 55.7 | 75.4 | 69.2 |
| 米州開発銀行 | 11.5 | 14.4 | 12.9 | 11.6 | 9.4 |
| アフリカ開発銀行 | 1.2 | 1.9 | 13.1 | 1.4 | 9.4 |
| 欧州復興開発銀行 | 4.3 | 4.7 | 4.4 | 4.4 | 3.9 |
| IMF 拠出金 | 24.7 | 27.1 | 41.2 | 41.2 | 47.4 |
| 小計 | 228.7 | 263.6 | 248.1 | 233.4 | 225.1 |
| その他の特別な目的のための拠出金 | | | | | |
| 「HI PC信託基金拠出金」 | 42.4 | — | — | — | — |
| 世界エイズ・結核・マラリア対策基金」 | 18.0 | — | — | — | — |
| 小計 | 60.4 | — | — | — | — |
| 合計 | 289.1 | 263.6 | 248.1 | 233.4 | 225.1 |

(出所) 財務省国際局開発機関課調

<平成20年度に承認された日本信託基金のプロジェクト例>

- (a) 世界銀行PHRD : チュニジア 気候変動対策支援
平成20年10月承認 (承認額：約100万ドル)
- (b) アジア開発銀行JSF : アフガニスタン 水資源管理
平成20年6月承認 (承認額：40万ドル)

また、国際開発金融機関を通じた我が国の途上国への開発支援に関する国民への理解を促進する方策として、パンフレットを作成し、財務省のホームページにおいても公表しています。 (<http://www.mof.go.jp/mdbs/09/index.html>)

ハ 地球環境ファシリティ (GEF) を通じた取組

地球環境への関心が高まる中、GEFを通じた地球環境の保全・改善への取組が進んでおり、我が国も資金拠出を行っています。平成20年度は、GEF評議会において、GEFの支援活動の効果・効率性をさらに高める観点から、プログラムベースの支援拡大に向けた取組み、地球環境上の優先度及びパフォーマンスに基づいた各国への資金割当に関する枠組みの改善等の議論に積極的に参加しました。

また、GEF第5次増資 (平成22年～平成26年) 交渉 (第一回会合を平成21年3月に開催) に主要ドナー国として、今後のGEFのあり方に関する議論に積極的に参加しました。

ニ 気候投資基金 (CIF) を通じた取組

日米英を中心に検討が進められてきた気候投資基金の設立が、2008年7月、世銀理事会で決定されました。同基金が途上国に対する効果的・効率的な支援を実施できるよう、その運営に積極的に参加しています。

施策 6-2-3 : 債務問題への取組

[平成20年度実施計画]

我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリ・クラブ（主要債権国会合）合意に基づき、適切に公的債権の繰り延べや削減を行っています。とりわけ、重債務貧困国（Heavily Indebted Poor Countries: HIPC s）に対しては、「拡大HIPCイニシアティブ」に基づく債務救済を通じて、その貧困削減への取組に大きく貢献しており、今後とも、拡大HIPCイニシアティブの着実な進捗に向け取り組めます。また、これに加えて、平成17年6月にロンドンで開催されたサミット財務大臣会合において合意された、HIPC sが国際通貨基金（IMF）、国際開発協会（IDA）、アフリカ開発基金（AfDF）に対して抱える債務を100%免除するマルチ債務救済イニシアティブ（MDRI）の着実な実施に関しても、財務省として各機関における議論に積極的に参加していきます。

中低所得国については、将来に渡る債務返済能力を個別に分析し、各国の状況に見合った措置を検討するなど債務問題に適切に対処していきます。

また、我が国を含めた全ての債権者やドナーが債務持続性分析の枠組みを考慮し、責任ある貸付を行うことや、民間債権者等からHIPC s向け債権を安価で買い取り、訴訟を通じて債権を回収しようとする動きに対しても適切に対処することが重要です。こうした点について、G7、世界銀行、IMF等で議論が進められているところであり、財務省としても積極的に議論に参加していきます。

[事務運営の報告]

① パリ・クラブ債務救済の実績

平成20年度においては、5件の合意が成立しました。

(参考) 平成20年度のパリ・クラブ合意

| 年月 | 国名 | パリクラブ合意内容 | 我が国の対応 |
|--------|---------|--|----------------------------|
| 20年 4月 | リベリア | 債権残高 約15億ドル 削減額 約2.5億ドル 繰延額 約7.9億ドル | 繰延 約158億円 (二国間合意文書締結済み) |
| 6月 | トーゴ | 債権残高 約9.7億ドル 削減額 約3.5億ドル 繰延額 約3.9億ドル | 我が国は債権なし |
| 10月 | ジブチ | 債権残高 約1億ドル 繰延額 約0.8億ドル | 我が国は債権なし |
| 12月 | コンゴ (共) | 債権残高 約34億ドル 削減額 約8億ドル 繰延額 約1.6億ドル | 我が国は債権なし |
| 21年 3月 | ブルンジ | 債権残高 約1.3億ドル全額削減 | 二国間合意文書締結準備中 |

② 拡大HIPCイニシアティブ

拡大HIPCイニシアティブは、HIPC sが貧困削減のためにIMFの経済構造改革プログラムの実施、「貧困削減戦略ペーパー」（Poverty Reduction Strategy Paper: PRSP）の作成等に取り組むことを条件に、大幅な債務削減を実施するものです。

我が国は、他のG7諸国とともに、拡大HIPCイニシアティブを超えた自発的な措

置として、完了時点（注）に到達したHIPCの債務を全額放棄しています。平成20年度は、新たに1か国（ブルンジ）が加わり、完了時点到達国は全体で24か国となりました。

なお、我が国は、これまで拡大HIPCイニシアティブ完了時点到達国に対して、公的二国間債権者の中で最大級の債務削減（累計約5,000億円）を実施しました。

（注）完了時点（Completion Point：CP）とは、拡大HIPCイニシアティブの適用対象国が、世銀・IMF理事会において、上記プログラムの着実な実施や貧困削減戦略ペーパーの完成などの条件を満たしたと承認される時点のことです。

③ 債務国の債務持続性分析の枠組み

平成20年6月のサミット財務大臣会合において、低所得国の対外債務持続可能性の確保に関して、新興ドナー国も低所得国の債務持続性のための責任を共有し、支援のための協働策を検討するために、様々な場における新興市場国との議論を支持した他、21年3月に世銀・IMFにおいて開催された理事会において、借り手の債務管理能力強化のための世銀・IMFの取組みを支持し、更なる取組を要請しました。

施策 6-2-4：知的支援

〔平成20年度実施計画〕

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等の協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。

この観点から、これまでの取組みを踏まえつつ、開発途上国の政策担当者等を対象に、日本の経済財政政策等についての研修・セミナーや開発途上国の財政・税制等の研究、アジアの地域金融協力促進のための調査・助言等を行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、人材育成支援及び国際協力に積極的に取り組んでいきます。

また、開発途上国の税関当局に対しても、WCO（世界税関機構）等の国際機関や、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEM（アジア欧州連合）等の地域協力の枠組み及び二国間の取組等を通じ、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいくとともに、中でも、研修、専門家派遣等については不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する技術協力が質の高いものとなるよう努めます。

〔事務運営の報告〕

開発途上国が発展段階や経済構造に応じて適切な経済社会制度の設計及び運用を行うことは、その国が今後、経済発展を遂げる上で非常に重要です。平成20年度は、経済・社会開発の担い手となる人材育成を目的とする開発途上国の政策担当者及び行政実務担当者を対象とした研修・セミナーや政策ミッションへの参画、専門家派遣による開発途上国への専門的なアドバイスを実施しました。

実施に際しては、相手国政府の現地担当者や在外公館の財政経済担当者へのヒアリング等を通じて、事前に被援助国の要望や現状を把握するとともに、終了時には、参加者との協議の実施を通じて、今後の技術援助に関する要望等を聴取しました。その他、参加者のその後の活動状況や、今後の技術援助に関する要望等を把握することを目的に、現地への専門家派遣の機会に、相手国政府担当者や過去の研修生との協議を実施しました。

このように、平成20年度は、国際協力・交流の推進に積極的に取り組むとともに、技術援助の相手先の要望や意見を集約し、かつ財政・経済分野の技術援助関係者間の円滑な調整を行うことにより、より効果的・効率的な支援となるよう取り組みました。

開発途上国の税関当局が、関税等の適正・公平な課税、安全・安心な社会の確保、貿易の円滑化といった税関に課せられた使命を果たしていくためには、税関の改革・近代化が非常に重要です。こうした観点から、平成20年度は、税関の改革・近代化に取り組んでいる開発途上国税関当局が抱えるそれぞれの課題を把握した上で、支援の対象国と支援の分野の重点化を図った研修を計画し、本邦受入研修や専門家派遣を実施しました。

支援の対象国については、開発途上国税関当局の改革・近代化を実施する能力に配慮しつつ、東アジアの国々（ASEAN諸国及び中国）と平成20年5月に開催したTICAD IVを踏まえてアフリカ諸国を重点支援地域としました。

支援の分野については、関税評価や知的財産の保護、輸出入貨物のリスク判定能力等、税関当局として税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化のために必要な技術的分野を重点的に実施する分野としました。特に、知的財産の保護に関し、WCOに対して途上国税関における知的財産侵害物品の取締りの能力構築を支援する資金を新たに拠出し、その資金を活用して行われる活動への積極的な専門家派遣等を通じ、税関当局間の連携強化等を図りました。

平成20年度において開催した研修・セミナーは以下のとおりです。

【財務省国際局による知的支援】

| | 平成20年度の実施状況 |
|---------------|--|
| 対外債務管理ワークショップ | <ul style="list-style-type: none"> 我が国の専門家及び国際機関の職員を講師として、既存の対外債務をどのように管理し、処理していくか、また新規債務をどのように計画、管理していくかとの観点から、具体的な分析手法をはじめとする実務的な知識を習得し、理解を深めさせることを目的としています。 対外債務に関する管理が重要となっている開発途上国の実務担当者を東京に招聘してワークショップを行いました。 |
| ラオス税務行政実務研修 | <ul style="list-style-type: none"> 市場経済移行国であるラオスにおいては、AFTA（ASEAN自由貿易地域）等の国際的な統合の動きに対応しつつ、安定的な成長を図るためには、財政基盤の強化を図ることが喫緊の課題となっています。 上記の状況に対応すべく、財政基盤の強化を目指すラオスにおいて、付加価値税など税制の企画・立案及び税務行政を中心に、税務職員の能力強化を目的とした現地研修を実施しました。 |

【財務総合政策研究所による知的支援】

| | 平成20年度の実施状況 |
|-------------------------|---|
| 財政経済長期セミナー | <ul style="list-style-type: none"> ・開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、アジアを中心とした17か国の開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の経験等について講義を実施したほか、論文指導等を行いました。 |
| 中央アジア・コーカサス夏期セミナー | <ul style="list-style-type: none"> ・中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生10名のほか、アゼルバイジャン、アルメニア、キルギス、グルジア、タジキスタン及びトルクメニスタンの財務省職員6名を対象に、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政・税制等に関する講義を実施したほか、論文指導等を行いました。 |
| ウズベキスタン金融財政アカデミー支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ウズベキスタン政府により、財政等の専門家育成を目的に設立されたウズベキスタン金融財政アカデミーから、人材育成を目的として、同アカデミーの学生を中央アジア・コーカサス夏期セミナー（上述）へ招聘しました。 ・同アカデミーでの英語による講義及び修士論文の口頭試問への参加のため、現地（タシケント）へ専門家を派遣しました。 |
| カンボジア経済財政省に対する税制・税務行政支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・カンボジア経済財政省租税総局の租税条約担当職員を対象に、租税条約案の検討等のためのセミナーを日本で実施しました。また、租税条約の交渉に必要な能力の向上を目的としたセミナーを現地（プノンペン）にて実施しました。 |
| ベトナム社会政策銀行に対する政策金融セミナー | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業への政策金融に対する知的支援プロジェクトの評価のため、現地（ハノイ）において意見交換を実施しました。また、職員の研修所の現状や今後の技術援助についての調査のため、現地（ハノイ）に専門家を派遣しました。 |
| マレーシア中小企業銀行に対する政策金融セミナー | <ul style="list-style-type: none"> ・マレーシア中小企業銀行との政策金融分野の技術協力プロジェクトとして、小企業向け融資審査手法に関するセミナーを現地（クアラルンプール）にて実施しました。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム財政省租税総局（ハノイ）において、移転価格税制に関するセミナーを開催しました。また、ベトナム財政省税制政策局（ハノイ）に専門家を派遣し、ベトナム税制の現状と課題に関する意見交換を実施しました。 |

【財務省関税局による知的支援】

| | 平成20年度の実施状況 |
|--------------------------------|---|
| 二国間援助経費に基づく受入研修 | ・東アジアの国を中心に、国別研修と専門家派遣を連動させ支援分野の重点化・絞込みに努め、相手国の実情により即した受入研修を実施しました。また、アフリカ諸国を対象とした貿易円滑化セミナーを実施しました。 |
| JICA（独立行政法人国際協力機構）等と協力して行う受入研修 | ・JICAと協力して、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー及び国別研修を実施しました。 |
| WCOフェロウシップ・プログラムによる受入研修 | ・WCOに加盟している開発途上国の税関当局の中堅職員に対し、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修を実施しました。 |
| 二国間援助経費による専門家派遣 | ・受入研修との連動に努めつつ、東アジアの国を中心に、HS分類、関税評価、リスク管理及び情報収集・分析の分野を中心とした専門家派遣を実施しました。 |
| JICAプログラムによる専門家派遣 | ・リスク管理など税関改革・近代化を支援するため、カンボジア関税消費税局、マレーシア関税庁、フィリピン関税局及びケニア歳入庁などへ長期専門家を派遣しています。また、これら各国からの要請に基づき短期専門家の派遣を実施しました。 |
| WCO／日本関税技術協力プログラムによる専門家派遣 | ・WCOアジア・大洋州地域事務所等と協力して、関税評価、職員規律、知的財産の保護等に関する地域セミナー等を実施し、我が国の専門家を派遣しました。 |
| APEC税関手続小委員会のプログラムによる専門家派遣 | ・通関所要時間調査及び関税評価に関する国別ワークショップなどを実施し、我が国の専門家を派遣しました。 |

○参考指標 6-2-8：研修・セミナー等の実施状況（国際局・財務総合政策研究所・関税局）

[受入研修・セミナーの実績]

(単位：件、人)

| | | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------|------|--------|------|------|------|------|
| コース数 | 国際局 | 3 | 3 | 3 | 1 | 2 |
| | 財務総研 | 7 | 6 | 6 | 6 | 5 |
| | 関税局 | 38 | 36 | 29 | 21 | 27 |
| | 合計 | 48 | 45 | 38 | 28 | 34 |
| 受入人数 | 国際局 | 35 | 28 | 31 | 17 | 37 |
| | 財務総研 | 85 | 80 | 91 | 86 | 58 |
| | 関税局 | 313 | 367 | 279 | 217 | 262 |
| | 合計 | 433 | 475 | 401 | 320 | 357 |

(出所) 国際局地域協力課、財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際調査担当）調

〔専門家派遣の実績〕（国際局・財務総研分）（単位：件、人）

| | | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------|------|--------|------|------|------|------|
| 案件数 | 国際局 | 4 | 0 | 1 | 2 | 0 |
| | 財務総研 | 11 | 10 | 6 | 3 | 16 |
| | 合計 | 15 | 10 | 7 | 5 | 16 |
| 派遣人数 | 国際局 | 19 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| | 財務総研 | 49 | 37 | 25 | 15 | 48 |
| | 合計 | 68 | 37 | 27 | 17 | 48 |

（出所）国際局地域協力課、財務総合政策研究所調

〔専門家派遣及び地域セミナーの実績〕（関税局分）（単位：件）

| | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------|--------|------|------|------|------|
| 専門家派遣 | 114 | 100 | 88 | 76 | 66 |
| セミナー | 22 | 11 | 10 | 10 | 9 |

（出所）関税局参事官室（国際調査担当）調

（注）税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

政策目標に係る予算額：平成20年度予算額：193,609百万円〔19年度予算額：185,101百万円〕

平成20年度においては、経済協力に必要な経費として、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資経費（平成20年9月までは国際協力銀行出資経費）、株式会社日本政策金融公庫出資経費、アジア開発銀行等拠出経費、二国間技術援助等経費の予算措置を行いました。

5. 平成19年度政策評価結果の政策への反映状況

（1）ODAの効率的・戦略的な活用

海外経済協力会議での議論を踏まえつつ、関係省庁との戦略的連携に努めるとともに、国際協力銀行の円借款部門と国際協力機構を統合し、円借款、技術協力、無償資金協力の一体的活用、国際金融機関との援助協調の強化、NGO等との連携、国別援助計画の充実等に取り組みました。

（2）円借款による二国間支援

債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、円借款の案件形成に際しては、関係省庁と調整しつつ、国別援助計画の策定や相手国政府との協議に取り組みました。平成20年度は、インド等のアジア地域を中心に引き続き円借款を供与するとともに、平成20年5月のTICADIVの開催（横浜）を踏まえ、アフリカ開発支援等を拡充・推進しました。また、「クールアース・パートナーシップ」に基づき、気候変動対策円借款を創設するなど、経済・社会情勢の変化に応じて円借款制度の見直しを行いました。

（3）国際開発金融機関(MDBs)を通じた支援

我が国は、途上国の自主性（オーナーシップ）の下に作成された貧困削減戦略ペーパーに各ドナー国が協調することを重視しつつ、経済成長とそれに伴う貧困削減が実現される

よう努めました。また、アジア開発基金の増資交渉、第4回アフリカ開発会議、世界的な金融危機や食糧価格高騰への対応、及び、気候投資基金（C I F）の世界銀行への設置等を通じ、M D B sの活動に積極的に貢献するとともに、我が国の開発援助にM D B sの知見・人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させることにも努めました。

（4）平和の構築支援

イラクの復興支援は、引き続き現地の情勢を見極めつつ可能な限りの支援を着実に実施することに努めました。また、スリランカについては、スリランカ政府による民族問題の政治的解決努力を後押しするとの観点を踏まえて、適切な案件の発掘・実施に努めました。

（5）債務削減への取組

対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続性の確保が困難な状況に直面した途上国に対しては、パリ・クラブの一員として、パリクラブ合意に基づいた措置を行いました。

H I P C sについては、拡大H I P Cイニシアティブに基づく大幅な債務救済を通じて、債務問題の解決と貧困削減への取組を支援しました。

中所得国については、将来にわたる債務返済能力を個別に分析し、各国の状況に見合った措置を検討するなどの債務問題に適切に対処しました。

債務国の債務持続性分析や、途上国への責任ある貸付については、世界銀行、IMFやG 7等の枠組みでの議論に積極的に参加しました。

（6）知的支援

研修・セミナー、専門家派遣について、事前（要望調査のための現地担当者等へのヒアリングやアンケート）及び事後（受入研修や現地ミッション終了時の意見交換）の取組を実施することで、今後の研修・セミナーの更なる効果的・効率的な運営に努め、開発途上国の要望に則したものとなるよう見直しを行いました。特に、途上国の行政執行能力の向上を目的とした実務担当者レベル向け研修・セミナー等の実施においては、数次にわたる研修を一体としてプログラムを組み、研修内容を段階的に高度化させて実施することで、職員の実務能力の着実なステップアップを図ることに努めました。

更に、これまで行っている追跡調査の結果得られている人的ネットワークを活用すべく、財務省内の各部局間で情報の共有を進めました。また、これら途上国研修生との人的ネットワークを通じた意見交換などを継続して行うことにより、国際協力・交流のより一層の推進を図りました。

関税局では、開発途上国の税関職員に対する技術協力における効果を十分なものとするため、被支援国との対話の強化に努めました。具体的には、参加型の研修・セミナーについては、詳細ニーズの事前把握に努め、相手方の実情により即した支援を行うことにより、参加者の主体性を導出するよう取り組みました。東アジアの国を対象としたより戦略的かつ体系的な支援については、支援分野の重点化・絞込みを行うとともに、受入研修と専門家派遣の連動を促進し、効果的な支援に努めました。また、今後実施する技術協力がより

効果的かつ効率的なものになるよう、開発途上国の要望や現状、研修参加者の活用状況等を把握するために評価調査団を派遣する等技術協力事業の内容などについて、評価を実施しました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

(1) 開発途上国に対する資金の流れ

我が国の平成19年における開発途上国に対する資金の流れの総額（平成20年10月公表の最新値）は、全体として対前年比15.8%増の30,315百万ドルになりました。これは主に、前年に比べて「その他二国間証券投資等」、「直接投資」が増加したことにより民間資金の流れが増加したことによるものです。

ODAについては、平成18年にはナイジェリアに対する大規模な債務救済が行われましたが、平成19年は大規模な債務救済がなかったことに伴い「無償資金協力」が減少しました。また、例年1年に1回IDA（国際開発協会）に出資を行っていますが、出資のタイミングにより平成18年に2回計上され平成19年にはその計上がなかったため「国際機関に対する出資・拠出等」が減少しました。主に以上のような理由により、我が国の平成19年のODA実績は、対前年比31.0%減の7,679百万ドルとなりました。

○参考指標 6-2-1：開発途上国に対する資金の流れ

開発途上国に対する資金の流れ

(百万ドル)

| | 平成15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ODA | 8,880 | 8,922 | 13,126 | 11,136 | 7,679 |
| ODA以外の政府資金(OOF) | -2,149 | -2,372 | -2,421 | 2,438 | 211 |
| 民間資金 | -731 | 4,392 | 12,278 | 12,290 | 21,979 |
| 非営利団体による贈与 | 335 | 425 | 255 | 315 | 446 |
| 総計 | 6,335 | 11,368 | 23,238 | 26,179 | 30,315 |

(出所) 財務省、外務省発表

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行（EBRD）向けを除く。

(参考) 平成18年、19年における日本の開発途上国に対する資金の流れ

| | | 平成18年 | 平成19年 | |
|-------------|------------|----------------|--------|--------|
| 経済協力総額 | ODA | 無償資金協力 | 5,047 | 3,414 |
| | | 技術協力 | 2,603 | 2,569 |
| | | 贈与 | | |
| | | 政府貸付等 | -389 | -205 |
| | | 国際機関に対する出資・拠出等 | 3,874 | 1,901 |
| | | ODA計 | 11,136 | 7,679 |
| | OOF | 輸出信用(1年超) | -1,305 | -772 |
| | | 直接投資金融等 | 4,038 | 543 |
| | | 国際機関に対する融資等 | -294 | 441 |
| | | OOF計 | 2,438 | 211 |
| | 民間資金 | 輸出信用(1年超) | 275 | 2,586 |
| | | 直接投資等 | 14,144 | 18,037 |
| その他二国間証券投資等 | | -1,201 | 3,251 | |
| 国際機関に対する融資等 | | -928 | -1,896 | |
| | 民間資金計 | 12,290 | 21,979 | |
| | 非営利団体による贈与 | 315 | 446 | |
| | 資金の流れ総計 | 26,179 | 30,315 | |

ネットベース、単位：百万ドル

(出所) 財務省、外務省発表

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行(EBRD)向けを除く。

(2) 国際開発金融機関等の活動状況

○参考指標 6-2-5：国際開発金融機関の活動状況（日本人幹部職員数等を含む）

世界銀行（セクター別融資承諾額）

（単位：億ドル）

| | 平成16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 農業・漁業・林業 | 13.9 | 19.3 | 17.5 | 17.2 | 13.6 |
| 教育 | 16.8 | 19.5 | 19.9 | 20.2 | 19.3 |
| エネルギー・鉱業 | 9.7 | 18.2 | 30.3 | 17.8 | 41.8 |
| 金融 | 18.1 | 16.8 | 23.2 | 16.1 | 15.4 |
| 保健・その他の社会サービス | 30.0 | 22.2 | 21.3 | 27.5 | 16.1 |
| 産業・貿易 | 8.0 | 16.3 | 15.4 | 11.8 | 15.4 |
| 情報・通信 | 0.9 | 1.9 | 0.8 | 1.5 | 0.6 |
| 法務・司法・行政 | 49.8 | 55.7 | 58.6 | 54.7 | 53.0 |
| 運輸 | 37.8 | 31.4 | 32.1 | 49.4 | 48.3 |
| 上下水・治水 | 15.9 | 21.8 | 17.2 | 30.6 | 23.6 |
| 合計 | 200.8 | 223.1 | 236.4 | 247.0 | 247.0 |

(出所) 世界銀行年次報告書

(注1) 世界銀行の年度は、前年7/1～当年6/30。

(注2) セクター分類は、平成14年度の見直しに基づく。

(注3) 国際開発協会分を含む。

アジア開発銀行（セクター別融資承諾額）

（単位：億ドル）

| | 平成16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 |
|--------------|-------|------|------|-------|-------|
| 農業・天然資源 | 2.0 | 3.1 | 8.1 | 1.5 | 4.4 |
| エネルギー | 7.6 | 10.7 | 13.7 | 14.0 | 24.6 |
| 金融 | 3.4 | 2.8 | 17.9 | 11.6 | 1.2 |
| 産業・貿易 | 1.5 | 0.3 | 0.1 | 1.0 | 1.7 |
| 教育 | 2.8 | 0.6 | 2.5 | 1.5 | 1.3 |
| 保健・栄養・社会保障 | 2.7 | 0.6 | — | 0.5 | 2.1 |
| 給水・衛生・廃棄物処理 | 0.3 | 6.2 | 6.4 | 4.1 | 4.0 |
| 運輸・通信 | 20.3 | 17.2 | 14.3 | 39.3 | 27.3 |
| 法律・経済管理・公共政策 | 5.8 | 7.8 | 2.2 | 11.8 | 19.5 |
| 多目的 | 6.5 | 8.6 | 8.8 | 15.9 | 18.8 |
| 合計 | 52.9 | 58.0 | 74.0 | 101.1 | 104.9 |

(出所) アジア開発銀行年次報告書等

(注) アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31。

(3) 国際機関における日本人職員数等

アジア開発銀行の黒田東彦総裁をはじめとして、世界銀行の欧州・中央アジア担当副総裁や多数国間投資保証機関（MIGA）の長官など、国際開発金融機関の様々な分野において日本人職員が活躍しています。

国際機関における日本人職員数等

| | | 世界銀行 グループ | アジア 開発銀行 | 米州開発銀 行グループ | アフリカ 開発銀行 | 欧州復興 開発銀行 |
|------------------------|----------|--------------|-------------|----------------|--------------|--------------|
| 日本人職員数 | 平成19年12月 | 94 | 118 | 19 | 2 | 17 |
| | 平成20年12月 | 96 | 124 | 20 | 2 | 18 |
| 日本人幹部職員数 (平成20年12月) | | 8 | 5 | 5 | 0 | 2 |
| 日本人比率 | | 2.2% | 14.5% | 1.3% | 0.2% | 2.3% |

(出所) 各機関資料

(注1) 世界銀行グループについては、平成20年6月末現在の人数。

(注2) 日本人幹部職員数は、局長級以上を指す。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

引き続き推進 改善・見直し 廃止

施 策 6-2-1 ODAの効率的・戦略的な活用

引き続き推進 改善・見直し 廃止

施 策 6-2-2 円借款、国際金融等業務、国際開発金融機関を通じた支援

引き続き推進 改善・見直し 廃止

施 策 6-2-3 債務問題への取組

引き続き推進 改善・見直し 廃止

施 策 6-2-4 知的支援

引き続き推進 改善・見直し 廃止

(2) 企画立案に向けた提言

① ODAの効率的・戦略的な活用

海外経済協力会議における議論を踏まえつつ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助計画の策定等を通じて、ODAの効率的・戦略的な活用に取り組みます。平成21年度はアジア諸国が今次危機の影響に迅速に対応し、成長力強化と内需拡大を進めていくための支援につき検討していきます。

② 円借款による二国間支援

円借款業務については、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、円借款の案件形成に際しては、関係省庁と調整しつつ、国別援助計画の策定や相手国政府との協議に取り組んでいきます。平成21年度は、国際開発金融機関と連携し「緊急財政支援円借款」を通じてアジア経済の活性化を加速させるための支援を行う

と共に、経済・社会情勢の変化に応じて円借款制度の見直しを検討していきます。

③ 国際開発金融機関(MDBs)を通じた支援

我が国は、途上国の自主性（オーナーシップ）の下に作成された貧困削減戦略ペーパーに各ドナー国が協調することを重視しつつ、経済成長とそれに伴う貧困削減が実現されるよう努めていきます。

また、必要に応じMDBsの資金基盤を増強するとともに、世界的な危機が脆弱層に与える影響を緩和するためのMDBsの取り組みを支援し、その際には、的確に把握された支援ニーズ等、MDBsが有する長点を十分認識しつつ、主要出資国として、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていくと同時に、我が国の開発援助にMDBsの長所を活用し、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。

④ 平和の構築支援

イラクの復興支援は、引き続き現地の情勢を見極めつつ可能な限りの支援の着実な実施に努めます。また、スリランカについては、四半世紀以上に及ぶ内戦の終結を受け、スリランカ政府による平和構築努力を後押しすると観点を踏まえて、適切な案件の発掘・実施に努めます。

⑤ 債務削減への取組

対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続困難な状況に直面した途上国に対しては、パリ・クラブの一員として、パリ・クラブ合意に基づいた措置を行います。

HIPCについては、拡大HIPCイニシアティブに基づく大幅な債務救済を通じて、債務問題の解決と貧困削減への取組を積極的に支援します。

中所得国については、将来にわたる債務返済能力を個別に分析し、各国の状況に見合った措置を検討するなど債務問題に適切に対処します。

債務国の債務持続性分析や、途上国への責任ある貸付については、世界銀行、IMFやG7等の枠組みでの議論に積極的に参加します。

⑥ 知的支援

技術援助の実施に当たっては、開発途上国の要望を的確に把握するため、相手国の政策・実務担当者との直接の協議を重視するとともに、在外公館の財政経済担当者との情報交換を重視します。また、効果的な技術援助の実現のために、我が国の財政・経済分野の技術援助関係者間の緊密な連携を行うとともに、IMF、世銀、ADBの現地事務所等、援助関係機関との現地での緊密な情報交換に努めます。

開発途上国の税関職員に対する技術協力については、各国から支援が要望されている分野と各国における実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化をバランスよく実施できるような税関の技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を目的として取り組んでいきます。また、WCOに対して途上国税関における知的財産侵害物品の取締りの能力構築を支援する資

金を新たに拠出したところであり、今後ともWCOを通じた途上国税関の能力向上に向けた知的支援を一層推進します。

(3) 平成22年度予算要求等への反映

平成20年度政策評結果を踏まえ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、平成22年度予算要求において、必要な経費の確保に努めることとします。

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

㊦ 政策目標 7-1 : 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

- ㊦・7-1-1 : 政策金融改革を踏まえた政策金融機関の業務の見直し等
- ・7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

○ 政策目標 8-1 : 地震再保険事業の健全な運営

- ・8-1-1 : 地震再保険特別会計の再保険機能の取扱いについての検討
- ・8-1-2 : 地震保険の普及
- ・8-1-3 : 地震保険検査の実施

○ 政策目標 9-1 : 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理

- ・9-1-1 : 被用者年金一元化への対応
- ・9-1-2 : 諸外国との社会保障協定への対応
- ・9-1-3 : 国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保

○ 政策目標10-1 : 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保

○ 政策目標11-1 : たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

- ・11-1-1 : WHOたばこ規制枠組条約に係る国内措置に関する取組
- ㊦・11-1-2 : 未成年者喫煙防止に対する取組
- ・11-1-3 : たばこ事業の適切な運営と管理・監督
- ・11-1-4 : 塩事業の適切な運営の確保
- ・11-1-5 : 塩需給実績の公表

※「㊦」マークは、重点的に進めるものを示しています。

㊦ 政策目標7-1：政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源再配分機能を果たしています。

このような政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。

平成20年度においては、10月からの新体制への移行に向けて、政策金融改革関連法（注）を踏まえ、着実に取組を進めています。

新体制移行後は、株式会社日本政策金融公庫については、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うとともに、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。また、完全民営化が予定されている株式会社日本政策投資銀行等については、円滑に完全民営化に移行できるよう適切に対応していきます。

（注）株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）、株式会社商工組合中金庫法（平成19年法律第74号）、地方公営企業等金融機構法（平成19年法律第64号）、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成19年法律第58号）をいう。

（注）この「1. 『政策の目標』に関する基本的考え方」は、平成20年度政策評価実施計画（20年3月策定）の「基本的考え方」を要約したものです。全文は、平成20年度政策評価実施計画のP127～128参照。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第171回国会 総理大臣施政方針演説

第171回国会（平成21年1月5日） 財務大臣財政演説

行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定、平成18年6月16日一部改正）

政策金融改革に係る制度設計（平成18年6月27日政策金融改革推進本部・行政改革推進本部決定）

地方再生戦略（平成19年11月30日地域活性化統合本部決定、平成20年1月29日一部改定）

安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

生活防衛のための緊急対策（平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施策 7-1-1：政策金融改革を踏まえた政策金融機関の業務の見直し等

4. 平成20年度の事務運営の報告

㊦ 施策 7-1-1：政策金融改革を踏まえた政策金融機関の業務の見直し等

〔平成20年度実施計画〕

① 簡素で効率的な政府を実現する観点から、「行政改革の重要方針」において、政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新体制に移行することとされ、これを踏まえ、平成18年6月、政策金融改革の基本方針等を盛り込んだ「行政改革推進法」が成立し、その詳細な「制度設計」が

取りまとめられました。

これを受けて、平成19年6月までに、株式会社日本政策金融公庫法等の政策金融改革関連法が成立したところです。

これらを踏まえ、平成20年度においては、関係省庁等と緊密な連携の下、平成20年10月からの新体制移行に向けた取組を着実に進めていきます。

また、新体制移行後は、株式会社日本政策金融公庫の融資業務については、以下のとおり見直します。

国民一般：教育貸付の貸付対象範囲の縮小

農林水産業者：大企業向け等の食品産業貸付を廃止

中小企業者：中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われるものに限定（一般貸付を廃止）

国際金融：イ 資源の開発・取得の促進

ロ 国際競争力の維持・向上

ハ 国際金融秩序の混乱への対処に限定

完全民営化が予定されている株式会社日本政策投資銀行等については、円滑な完全民営化への移行を図っていきます。

② また、必要な政策ニーズに的確に対応するため、国民生活金融公庫等においては、平成20年度から新たな融資・保証制度の創設等を行うこととしています。

具体的には、新たに地域産業の再生と活性化に資するための企業立地や農商工連携の促進を図る融資・保証制度や中小企業者の事業承継に際して最大の障害となる資金調達を支援する新たな融資・保証制度の創設等を行います。

(注) この「20年度実施計画」は、平成20年度政策評価実施計画（20年3月策定）の「基本的考え方」を要約したものです。全文は、平成20年度政策評価実施計画のP128～129参照。

[事務運営の報告]

① 政策金融改革の基本方針等を盛り込んだ「行政改革推進法」及びその詳細な「制度設計」を受け、平成19年6月までに成立した株式会社日本政策金融公庫法等（注）を踏まえ、平成20年度においては、関係省庁等と緊密な連携の下、平成20年10月からの新体制移行に向けた取組を着実に実施しました。

(注) 株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）、株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）、地方公営企業等金融機構法（平成19年法律第64号）、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成19年法律第58号）をいう。

イ 株式会社日本政策金融公庫に統合された国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行について、支店の統合や利用者利便の向上を図るため、平成21年度予算において必要な手当てを行うとともに、平成20年度においては、16件の支店を統合しました。

ロ 平成20年10月の新体制移行に際して、中小企業事業（旧中小企業金融公庫）の一般貸付及び農林水産事業（旧農林漁業金融公庫）の大企業向け等の食品産業貸付については、廃止するとともに国民生活事業（旧国民生活金融公庫）の教育貸付については、その貸付対象範囲の縮小を図りました。

なお、行政改革推進法に定めのある政府関係金融機関等の貸付金残高の国内総生産額に対する割合については、平成20年度末における新政策金融機関と沖縄振興開発金融公庫の貸付金の残高の合計額の同年度の国内総生産の額に占める割合が5.07%（暫定値）となったことから、平成16年度末における現行政策金融機関の貸付金の残高の同年度の国内総生産の額に占める割合17.09%の2分の1以下となりました。

◎業績指標 7-1-1：政策金融機関の貸付金残高の国内総生産額に対する割合

| 平成16年度 | 20年度目標値 | 20年度実績値 |
|---------------------------------------|---|------------|
| 現行政策金融機関の貸付金残高（16年度末） 国内総生産額（16年度） | 新政策金融機関と沖縄振興開発金融公庫 の貸付金残高の合計額（20年度末） 国内総生産額（20年度） | 5.07%（暫定値） |
| 17.09%（＝基準割合） | 基準割合の1/2以下 | |

（出所）各機関資料

（注1）現行政策金融機関（平成16年度）とは、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行をいう。

（注2）新政策金融機関とは、平成20年10月に、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務）を統合して新たに設立した(株)日本政策金融公庫をいう。

（注3）平成20年度の国内総生産額の計数は、「平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成21年度1月19日閣議決定）」における計数であるため、暫定値としている。

② 国際金融危機の影響による企業の資金調達環境の悪化等に対応するため、経済対策（注）に盛り込まれた以下の施策を実施しました。

イ 中小企業向けに30兆円の貸付・保証枠を確保（このうち緊急保証20兆円、セーフティネット貸付9兆円）

ロ 中堅・大企業の資金繰り対策として、(株)日本政策金融公庫の危機対応業務を活用した長期資金貸付（指定金融機関を通して実施）、CP（コマーシャル・ペーパー）買取スキームの創設（指定金融機関を通して実施）などにより3兆円の貸付枠を確保

（注）「安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）」、「生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）」、「生活防衛のための緊急対策（平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定）」をいう。

さらに、厳しい経済情勢の下、経営上の困難にある中小企業者に対する相談体制を強化するため、(株)日本政策金融公庫では「安心実現のための緊急総合対策」中小企業金融特別相談窓口を設置し、中小企業金融の円滑化に向けて、円滑、迅速かつきめ細やかな対応を行うとともに、以下の対策を実施しました。

ハ 関係省庁から政府関係金融機関等に対し、年末・年度末の中小企業の資金需要への十分な配慮と、資金需要のタイミングに応じるよう手続の迅速化を図るなど中小企業の資金繰りの円滑化のための対応の実施を文書で要請しました。

ニ 金融担当大臣主催の下、関係閣僚が一堂に会して、「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」等を開催し、財務大臣から政府関係金融機関等に対して年末・年度末の中小企業の資金需要への十分な配慮と中小企業の資金繰りの円滑化のための対応の実施を直接要請しました。

施策 7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

[平成20年度実施計画]

政策金融の機能が的確に発揮され、その政策目的が実現されるためには、政府関係金融機関等において、財務の健全性及び適正な業務運営が確保されていることが重要です。

そのため、主務大臣において、業務の状況等について報告を求め、また、検査を的確に実施することにより、各機関の財務状況や業務運営の適切性を正確に把握し、必要かつ適切な監督を行うことが重要です。

各機関に対する検査の実施に当たっては、財務の健全性及び透明性の確保を一層推進する観点から、民間金融機関を検査している金融庁のノウハウや専門性を活用するため、平成15年度からリスク管理分野に関する検査を金融庁に委任しています。

主務省として、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、

- ① 政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、
- ② 上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めていきます。

なお、各機関においても、不良債権などの開示について、リスク管理債権を公表するとともに、行政コスト計算財務書類において、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第136号）に基づく開示債権を公表するなど、その充実に取り組んでおり、引き続き適切な開示に努めることが重要です。

[事務運営の報告]

政府関係金融機関等（注）の各機関に対する検査の実施に当たっては、財務の健全性及び透明性の確保や金融庁のノウハウの活用という観点から、平成15年度よりリスク管理分野に関する検査は金融庁に委任しており、主務省としては、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、法令等遵守態勢に関する検査を実施しているところです。

平成20年度においても、3機関に対して、金融庁によるリスク管理分野に関する検査を行うとともに、関係省庁と緊密に連携しつつ、主務省による法令等遵守態勢に関する検査を行いました。

また、これらの検査結果を踏まえて、主務省として各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。

なお、各政府関係金融機関においては、不良債権などの開示について、リスク管理債権を公表するとともに、「財務諸表」及び「行政コスト計算財務書類」において、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第136号）に基づく開示債権を公表するなど、引き続き説明責任の充実と透明性の向上に努めました。

（注）政府関係金融機関（㈱日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫）、(株)日本政策投資銀行、(株)商工組合中央金庫及び政策金融機関類似の金融業務を行う独立行政法人（中小企業基盤整備機構、情報通信研究機構、農林漁業信用基金、奄美群島進行開発基金、住宅金融支援機構、国際協力機構）をいう。

政策目標に係る予算額 : 平成20年度予算額 : 836,255百万円 [19年度予算額 : 265,360百万円]

平成20年度は、政府関係金融機関の運営に必要な経費として、株式会社日本政策金融公庫補助金、新創業融資制度等補給金、株式会社日本政策金融公庫出資金及び、危機対応円滑化業務出資金などが計上されており、主に原材料価格高騰対応等緊急保証、株式会社日本政策金融公庫のセーフティネット貸付や危機対応業務といった累次の経済対策の施策を実施したこと等により前年度を上回る836,255百万円の予算措置となっています。

5. 平成19年度政策評価結果の政策への反映状況

政府関係金融機関の適正かつ効率的な運営が引き続き確保できるよう、

- ① 「行政改革の重要方針」や「行政改革推進法」等で示された政策金融改革の基本方針を踏まえ、業務の見直しに務める等の取組を着実に実施しました。
- ② 金融庁検査及び主務省検査を踏まえ、関係省庁と緊密に連携しつつ、主務省として政府関係金融機関の財務の健全性の確保、業務運営体制の改善に努めました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

政府関係金融機関の業務実績等

○参考指標 7-1-1：政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移（単位：億円）

（新体制移行後）

（新体制移行前）

| | | 20年度 (下期) | 21年度 |
|------------|--------|--------------|--------|
| ㈱日本政策金融公庫 | 国民生活事業 | 26,681 | 55,033 |
| | 農林水産事業 | 1,920 | 3,100 |
| | 中小企業事業 | 13,337 | 25,151 |
| | 国際協力銀行 | 10,765 | 12,500 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | | 1,389 | 1,389 |

| | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 (上期) |
|--------------------|--------|--------|--------|--------------|
| 旧国民生活金融公庫 | 35,184 | 30,593 | 27,653 | 13,382 |
| 旧農林漁業金融公庫 | 4,308 | 3,904 | 3,500 | 1,280 |
| 旧中小企業金融公庫 | 18,300 | 16,403 | 15,062 | 7,166 |
| 旧国際協力銀行 国際金融等勘定 | 11,300 | 10,600 | 10,070 | 5,035 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 1,805 | 1,629 | 1,429 | (通期) |
| 旧日本政策投資銀行 | 11,680 | 11,100 | 14,000 | 7,350 |
| 旧公営企業金融公庫 | 16,064 | 14,777 | 14,140 | 6,902 |

（出所）政府関係機関予算書

（注1）平成21年度は当初計画額。

（注2）政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

（注3）旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、㈱日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-2 : 政府関係金融機関の融資残高の推移

(単位 : 億円)

(新体制移行後)

(新体制移行前)

| | | 20年度末 (下期) | | | | | | |
|---------------------------|--------|---------------|--------------------|---------|---------|---------|---------------|---------|
| | | | 16年度末 | 17年度末 | 18年度末 | 19年度末 | 20年度末 (上期) | |
| 株 日本 政策 金融 公庫 | 国民生活事業 | 75,393 | 旧国民生活金融公庫 | 95,775 | 89,848 | 83,435 | 78,606 | 76,564 |
| | 農林水産事業 | 27,211 | 旧農林漁業金融公庫 | 32,699 | 31,059 | 29,425 | 28,232 | 28,066 |
| | 中小企業事業 | 56,401 | 旧中小企業金融公庫 | 79,723 | 75,348 | 69,186 | 62,764 | 58,015 |
| | 国際協力銀行 | 72,501 | 旧国際協力銀行 国際金融等勘定 | 84,999 | 79,107 | 78,323 | 73,127 | 69,541 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | | 11,156 | 沖縄振興開発金融公庫 | 14,154 | 13,067 | 12,394 | 11,671 | (通期) |
| | | | 旧日本政策投資銀行 | 139,656 | 129,680 | 121,974 | 115,767 | 113,568 |
| | | | 旧公営企業金融公庫 | 250,240 | 247,658 | 242,673 | 232,300 | 222,152 |

(出所) 日本銀行「金融経済統計月報」、20年度末は各機関資料

(注1) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注2) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、株日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

(注3) 旧中小企業金融公庫の残高は、信用保険等業務を含む。

○参考指標 7-1-3 : 政府関係金融機関の金利の推移

(単位 : %)

(新体制移行後)

(新体制移行前)

| | | H21.3.31 | | | | | | | | |
|---------------------------|--------|---------------|---------------------------|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | | H17.3.31 | H18.3.31 | H19.3.31 | H20.3.31 | H20.9.30 | | | |
| 株 日本 政策 金融 公庫 | 国民生活事業 | 基準利率 | 2.30 | 旧国民生活金融公庫 | 基準利率 | 1.65 | 2.10 | 2.50 | 2.10 | 2.45 |
| | | 特利①～③ | 1.15 ～1.65 | 旧国民生活金融公庫 | 特利①～③ | 0.75 ～1.25 | 1.20 ～1.70 | 1.30 ～1.80 | 1.25 ～1.75 | 1.75 ～2.25 |
| | 農林水産事業 | 農業基盤整備 | 1.75 | 旧農林漁業金融公庫 | 農業基盤整備 | 1.85 | 1.95 | 2.05 | 1.75 | 1.85 |
| | | 中小企業事業 | 基準利率 | 1.85 | 旧中小企業金融公庫 | 基準利率 | 1.65 | 2.10 | 2.35 | 2.10 |
| 国際協力銀行 | 輸出 | 1.86 | 旧国際協力銀行 国際金融等勘定 | 輸出 | 1.93 | 2.33 | 2.44 | 2.10 | 2.10 | |
| 沖縄振興開発金融公庫 | | 基準利率 | 1.55 ～2.60 | 沖縄振興開発金融公庫 | 基準利率 | 1.35 ～2.70 | 1.80 ～2.60 | 1.90 ～2.70 | 1.80 ～2.70 | 1.85 ～2.70 |
| | | | | 旧日本政策投資銀行 | 一般金利 | - | - | - | - | - |
| | | | | 旧日本政策投資銀行 | 政策金利 | 2.32 | 2.68 | 2.69 | 2.47 | 2.57 |
| | | | | 旧日本政策投資銀行 | I～III(注2) | ～2.77 | ～3.13 | ～3.07 | ～2.85 | ～2.95 |
| | | | | 旧公営企業金融公庫 | 基準利率 | 2.35 | 2.10 | 2.45 | 2.40 | 2.45 |
| (参考) 財政融資資金貸付金利 (財投金利) | | 0.60 ～1.90 | (参考) 財政融資資金貸付金利 (財投金利) | | 0.40 ～2.00 | 0.80 ～2.00 | 1.10 ～2.10 | 0.70 ～2.10 | 0.90 ～2.10 | |
| (参考) 長期プライムレート | | 2.25 | (参考) 長期プライムレート | | 1.65 | 2.10 | 2.20 | 2.10 | 2.30 | |

(出所) 各機関資料

(注1) 各機関の金利水準は一例。

(注2) 金利体系の見直しにより、18年度より政策金利Ⅰ～Ⅱ。

(注3) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注4) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-4：政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）

(新体制移行後)

| | | 20年度 (下期) |
|-------------|---------|--------------|
| (株)日本政策金融公庫 | 国民生活事業 | 5年3か月 |
| | (生活衛生分) | 7年9か月 |
| | 農林水産事業 | 14年8か月 |
| | 中小企業事業 | 7年1か月 |
| | 国際協力銀行 | 9年7か月 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | | 12年9か月 |

(新体制移行前)

| (参考) | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 (上期) |
|--------------------|--------|---------|---------|--------|--------------|
| 旧国民生活金融公庫 | 5年9か月 | 5年8か月 | 5年6か月 | 5年3か月 | 5年3か月 |
| (生活衛生分) | 8年6か月 | 8年5か月 | 8年1か月 | 7年11か月 | 8年1か月 |
| 旧農林漁業金融公庫 | 18年2か月 | 16年10か月 | 16年10か月 | 16年0か月 | 14年2か月 |
| 旧中小企業金融公庫 | 8年1か月 | 8年1か月 | 8年0か月 | 7年9か月 | 7年9か月 |
| 旧国際協力銀行 国際金融等勘定 | 12年2か月 | 12年6か月 | 13年3か月 | 13年9か月 | 15年1か月 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 14年9か月 | 15年7か月 | 16年9か月 | 13年5か月 | (通期) |
| 旧日本政策投資銀行 | 11年1か月 | 10年10か月 | 10年5か月 | 9年6か月 | — |
| 旧公営企業金融公庫 | 24年5か月 | 24年7か月 | 25年2か月 | 25年4か月 | 25年5か月 |

(出所) 各機関資料

(注1) 貸付金額による加重平均。

(注2) (株)日本政策金融公庫国民生活事業（旧国民生活金融公庫）の計数は普通貸付ベース。

(注3) 旧公営企業金融公庫は件数平均と金額平均の平均。

(注4) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注5) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-5：政府関係金融機関の行政コスト計算財務書類の主要な計数（単位：億円）

| 旧国民生活金融公庫 | 平成15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 業務収入① | △ 2,038 | △ 1,852 | △ 1,693 | △ 1,641 | △ 1,658 |
| 業務費用② | 2,356 | 1,984 | 1,616 | 1,733 | 1,846 |
| 業務費用合計 (①+②) =③ | 318 | 132 | △ 77 | 92 | 188 |
| 機会費用④ | 66 | 66 | 87 | 99 | 83 |
| 行政コスト (③+④) =⑤ | 384 | 199 | 9 | 190 | 271 |
| 旧農林漁業金融公庫 | | | | | |
| 業務収入① | △ 979 | △ 872 | △ 752 | △ 676 | △ 632 |
| 業務費用② | 1,338 | 1,199 | 1,136 | 983 | 953 |
| 業務費用合計 (①+②) =③ | 359 | 327 | 384 | 307 | 321 |
| 機会費用④ | 53 | 57 | 72 | 71 | 57 |
| 行政コスト (③+④) =⑤ | 412 | 384 | 456 | 378 | 378 |

| | | | | | |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 旧中小企業金融公庫 | | | | | |
| 業務収入① | △ 1,487 | △ 4,186 | △ 4,909 | △ 5,089 | △ 4,499 |
| 業務費用② | 1,959 | 7,519 | 10,709 | 6,621 | 9,860 |
| 業務費用合計 (①+②) =③ | 472 | 3,333 | 5,800 | 1,532 | 5,361 |
| 機会費用④ | 65 | 171 | 262 | 237 | 195 |
| 行政コスト (③+④) =⑤ | 536 | 3,504 | 6,062 | 1,769 | 5,556 |
| 旧国際協力銀行国際金融等勘定 | | | | | |
| 業務収入① | △2,717 | △2,548 | △3,336 | △3,698 | △3,654 |
| 業務費用② | 2,253 | 2,384 | 2,539 | 3,002 | 3,015 |
| 業務費用合計 (①+②) =③ | △465 | △163 | △797 | △695 | △639 |
| 機会費用④ | 142 | 130 | 175 | 163 | 126 |
| 行政コスト (③+④) =⑤ | △323 | △33 | △623 | △533 | △514 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | | | | | |
| 業務収入① | △ 462 | △ 388 | △ 397 | △ 323 | △ 303 |
| 業務費用② | 452 | 412 | 346 | 316 | 269 |
| 業務費用合計 (①+②) =③ | △ 10 | 25 | △ 51 | △ 7 | △ 34 |
| 機会費用④ | 12 | 11 | 14 | 13 | 10 |
| 行政コスト (③+④) =⑤ | 2 | 36 | △ 37 | 6 | △ 24 |
| 旧日本政策投資銀行 | | | | | |
| 業務収入① | △ 5,282 | △ 4,839 | △ 4,110 | △ 3,983 | △ 3,740 |
| 業務費用② | 4,149 | 3,720 | 3,189 | 3,238 | 3,209 |
| 業務費用合計 (①+②) =③ | △ 1,133 | △ 1,119 | △ 921 | △ 745 | △ 531 |
| 機会費用④ | 225 | 214 | 277 | 265 | 203 |
| 行政コスト (③+④) =⑤ | △ 908 | △ 905 | △ 644 | △ 480 | △ 328 |
| 旧公営企業金融公庫 | | | | | |
| 業務収入① | △ 8,691 | △ 8,272 | △ 7,810 | △ 7,327 | △ 6,905 |
| 業務費用② | 5,627 | 5,099 | 4,404 | 3,892 | 3,494 |
| 業務費用合計 (①+②) =③ | △ 3,065 | △ 3,173 | △ 3,406 | △ 3,436 | △ 3,410 |
| 機会費用④ | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 行政コスト (③+④) =⑤ | △ 3,062 | △ 3,170 | △3,402 | △3,433 | △3,408 |

(出所) 各機関資料

(注1) 行政コスト計算財務書類において△(マイナス)は、国民負担が生じていない状態を表す。

(注2) 行政コスト計算財務書類は、平成13年6月の財政制度等審議会の報告書に基づき、特殊法人等について説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示するため、企業会計原則に準拠した形で作成された財務書類。政府関係金融機関は平成12年度決算より作成・公表。

(注3) 旧中小企業金融公庫は平成16年度以降、信用保険業務及び証券化支援業務に係る金額を含む。

(注4) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-6：政府関係金融機関の貸付金償却額の推移 (単位：億円)

| | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | (参考) 19年度末 貸付残高 |
|----------------------|--------|------|------|------|-----------------------|
| 旧国民生活金融公庫 | 530 | 474 | 389 | 373 | 78,606 |
| 旧農林漁業金融公庫 | 153 | 94 | 85 | 122 | 28,232 |
| 旧中小企業金融公庫 | 675 | 683 | 642 | 629 | 62,764 |
| 旧国際協力銀行 国際金融等業務勘定 | 25 | 357 | 7 | 7 | 73,127 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 51 | 37 | 57 | 37 | 11,671 |
| 旧日本政策投資銀行 | 291 | 686 | 433 | 198 | 115,767 |
| 旧公営企業金融公庫 | - | - | - | - | 232,300 |

(出所) 各機関資料

(注1) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注2) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

(注3) 旧中小企業金融公庫の残高は、信用保険等業務を含む。

○参考指標 7-1-7：政府関係金融機関の延滞率の推移 (単位：%)

| | 平成16年度末 | 17年度末 | 18年度末 | 19年度末 | 20年度末 (上期) |
|----------------------|---------|-------|-------|-------|---------------|
| 旧国民生活金融公庫 | 3.77 | 3.89 | 4.11 | 4.37 | 4.55 |
| 旧農林漁業金融公庫 | 0.94 | 0.77 | 0.82 | 1.96 | 0.60 |
| 旧中小企業金融公庫 | 4.52 | 4.27 | 3.99 | 3.82 | 4.19 |
| 旧国際協力銀行 国際金融等業務勘定 | 1.68 | 1.23 | 1.21 | 1.30 | 1.31 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 2.56 | 2.45 | 2.02 | 1.83 | (通期) |
| 旧日本政策投資銀行 | 0.53 | 0.34 | 0.15 | 0.06 | 0.07 |
| 旧公営企業金融公庫 | - | - | - | - | - |

(出所) 官報掲載の各機関の財務諸表より算出

(注1) 延滞率＝(弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高額/貸付残高×100)。

(注2) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注3) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

(注4) 旧中小企業金融公庫の数値は、信用保険等業務を含む。

○参考指標 7-1-8：政府関係金融機関のリスク管理債権の状況

(単位：億円、%)

| 機関名 | 破綻先債権 | 延滞債権 | 3か月以上延滞債権 | 貸出条件緩和債権 | 合計 | 貸付残高に占める割合(%) |
|--------------------|------------------|------------------|------------|------------------|------------------|--------------------|
| 旧国民生活金融公庫 | 1,715 (1,840) | 3,502 (3,449) | 3 (1) | 2,798 (2,864) | 8,018 (8,153) | 10.20% (9.77%) |
| 旧農林漁業金融公庫 | 17 (18) | 1,307 (796) | 53 (42) | 337 (877) | 1,714 (1,734) | 6.08% (5.90%) |
| 旧中小企業金融公庫 | 1,115 (1,195) | 5,190 (5,895) | - (-) | 2,273 (2,639) | 8,577 (9,729) | 13.67% (14.06%) |
| 旧国際協力銀行 国際金融等勘定 | 359 (473) | 1,098 (1,266) | - (-) | 428 (1,129) | 1,885 (2,868) | 2.83% (3.64%) |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 32 (29) | 444 (512) | 1 (0) | 436 (472) | 913 (1,014) | 7.82% (8.18%) |
| 旧日本政策投資銀行 | 13 (75) | 574 (640) | 0 (0) | 609 (736) | 1,197 (1,452) | 1.04% (1.20%) |
| 旧公営企業金融公庫 | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | 0% (0%) |

(出所) 各機関資料

(注1) 欄内上段は平成20年3月期、下段()内は平成19年3月期の計数。

(注2) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

(注3) 旧中小企業金融公庫の残高は、信用保険等業務を含む。

○参考指標 7-1-9：政府関係金融機関の金融再生法開示債権の状況

(単位：億円)

| 機関名 | 破産更生債権及び準ずる債権 | 危険債権 | 要管理債権 | 小計 | 正常債権 | 合計 |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|----------------------|
| 旧国民生活金融公庫 | 4,779 (4,843) | 456 (462) | 2,801 (2,865) | 8,036 (8,170) | 70,675 (75,368) | 78,711 (83,539) |
| 旧農林漁業金融公庫 | 551 (104) | 774 (712) | 389 (919) | 1,714 (1,734) | 26,651 (27,833) | 28,365 (29,567) |
| 旧中小企業金融公庫 | 2,536 (2,768) | 3,812 (4,352) | 2,273 (2,639) | 8,621 (9,759) | 54,420 (59,845) | 63,041 (69,604) |
| 旧国際協力銀行 国際金融等勘定 | 362 (477) | 1,095 (1,263) | 428 (1,129) | 1,885 (2,868) | 80,748 (91,753) | 82,633 (94,621) |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 273 (325) | 204 (217) | 437 (472) | 914 (1,014) | 10,778 (11,402) | 11,692 (12,416) |
| 旧日本政策投資銀行 | 26 (95) | 562 (621) | 610 (736) | 1,198 (1,452) | 116,434 (123,937) | 117,632 (125,390) |
| 旧公営企業金融公庫 | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | 232,485 (242,882) | 232,485 (242,882) |

(出所) 各機関資料

(注1) 欄内上段は平成20年3月期、下段()内は平成19年3月期の計数。

(注2) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

(注3) 旧中小企業金融公庫の残高は、信用保険等業務を含む。

○参考指標 7-1-10：(株)日本政策金融公庫国民生活事業（旧国民生活金融公庫）の第三者保証特例制度及び新創業融資制度の貸付実績（単位：件、億円）

| | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度上期 | 20年度下期 |
|-----------------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|
| 第三者保証人等を不要とする融資 | | | | | | |
| 件数 | 34,014 | 52,080 | 76,088 | 100,738 | 62,552 | 63,628 |
| 金額 | 1,861 | 2,963 | 4,364 | 6,448 | 3,914 | 4,118 |
| 新創業融資制度 | | | | | | |
| 件数 | 6,341 | 7,535 | 9,237 | 14,108 | 7,978 | 6,798 |
| 金額 | 207 | 247 | 286 | 485 | 274 | 230 |

(出所) (株)日本政策金融公庫資料

(注) (株)日本政策金融公庫国民生活事業の20年度上期以前については、旧国民生活金融公庫の計数を参考表示している。

(参考) (株)日本政策金融公庫国民生活事業（旧国民生活金融公庫）の災害貸付の貸付実績（単位：件、億円）

| | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度上期 | 20年度下期 |
|----|--------|------|------|------|--------|--------|
| 件数 | 2,588 | 871 | 319 | 650 | 238 | 69 |
| 金額 | 183 | 58 | 18 | 59 | 20 | 6 |

(出所) (株)日本政策金融公庫資料

(注) (株)日本政策金融公庫国民生活事業の20年度上期以前については、旧国民生活金融公庫の計数を参考表示している。

(参考) (株)日本政策金融公庫（国民生活事業本部、中小企業事業本部）の経済対策に係るセーフティネット貸付の実績（単位：件、億円）

| | | 平成20年度下期 |
|--------|----|----------|
| 国民生活事業 | 件数 | 87,150 |
| | 金額 | 7,299 |
| 中小企業事業 | 件数 | 9,775 |
| | 金額 | 6,530 |
| 計 | 件数 | 96,925 |
| | 金額 | 13,829 |

(出所) (株)日本政策金融公庫資料

(注) 「平成21年度政策評価実施計画」において、新しく「参考指標」に追加した。

(参考) (株)日本政策金融公庫（中小企業事業本部）の経済対策に係る中小企業信用保険引受額の実績（単位：件、億円）

| | 平成20年度下期 (20.10.31～) |
|----|-------------------------|
| 件数 | 422,606 |
| 金額 | 89,241 |

(出所) (株)日本政策金融公庫資料

(注1) 「セーフティネット保証(5号)」に係る実績

(注2) 「平成21年度政策評価実施計画」において、新しく「参考指標」に追加した。

(参考) ㈱日本政策金融公庫の「生活対策対策」中小企業金融緊急特別相談窓口及び「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口の貸付承諾の実績

(単位：件、億円)

| | | 平成20年度 (20.9.24～) |
|--------|----|----------------------|
| 国民生活事業 | 件数 | 37,314 |
| | 金額 | 3,266 |
| 中小企業事業 | 件数 | 5,841 |
| | 金額 | 4,526 |
| 計 | 件数 | 43,155 |
| | 金額 | 7,792 |

(出所) ㈱日本政策金融公庫資料

(注1) 平成21年1月30日より、「安心実現のための緊急総合対策」中小企業金融特別相談窓口から特別相談窓口の名称が変更になっている。

(注2) 「平成21年度政策評価実施計画」において、新しく「参考指標」に追加した。

(注3) 平成20年9月24日から平成20年9月30日までの実績については、㈱日本政策金融公庫に統合前の旧国民生活金融公庫及び旧中小企業金融公庫の数値。

(参考) ㈱日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の貸付の実績

(単位：億円)

| | 平成20年度下期 |
|----|----------|
| 金額 | 14,301 |

(出所) ㈱日本政策金融公庫資料

(注) 危機対応円滑化業務の貸付とは、指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うことをいう。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施策7-1-1 政策金融改革を踏まえた政策金融機関の業務の見直し等

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施策7-1-2 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

引き続き推進

改善・見直し

廃止

(2) 企画立案に向けた提言

- ① 政策金融機関については、関係省庁等と緊密な連携の下、政策金融改革の趣旨に則り、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行います。具

体的には、累次の経済対策で定められた業務を着実に推進します。また、民業補完の観点からも不断の見直しを行っていきます。

- ② 主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めていきます。

今後も、政府関係金融機関等の政策金融の機能が的確に発揮されているかの評価の在り方について検討を進める等、政策評価の一層の改善に取り組んでいきます。

(3) 平成22年度予算要求等への反映

政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、平成22年度予算要求において、必要な経費の確保に努めます。